

北九州市上下水道局条例規程集
(給水關係)

令和5年1月5日

水道部配水管理課

目 次

第1章 水道条例・施行規程・口径別納付金規程

1. 北九州市水道条例	1-1-1
○ メーター口径別納付金 別表第1（第7条関係）	1-1-18
○ 水道料金 別表第2（第28条関係）	1-1-19
○ 設計審査等手数料 別表第3（第36条関係）	1-1-20
2. 北九州市水道条例施行規程	1-2-1
3. 北九州市上下水道局口径別納付金規程	1-3-1
○ 北九州市上下水道局口径別納付金の取扱基準	1-3-3

第2章 給水装置・給水設備の設計・施工

1. 北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程	2-1-1
2. 3階以上の直結式給水に関する基準	2-2-1
3. 直結式給水施行要綱	2-3-1
（第1章）総則	2-3-1
（第2章）基本的事項	2-3-3
（第3章）指定給水装置の構造及び材料等	2-3-5
（第4章）工事上の条件	2-3-9
（第5章）メーター以下の給水装置	2-3-11
（第6章）3階建て以上の直結式給水	2-3-12
（第7章）給水装置の設計	2-3-20
（第8章）工事の申込み等	2-3-24
○ 認証品の使用（2-1）別表1（給水材料）	2-3-27
○ 材質等（3-2）別表2（管理者が指定する 給水管及び給水用具）	2-3-28
○ 給水管の分岐（3-3）別表3（管径均等表）	2-3-29
○ 宅内メーターボックス等標準図（図1～図5）	2-3-30
○ 中・大口径メーター室標準図（図6）	2-3-39
○ 止水栓ボックス等標準図（図7～図9）	2-3-40
○ パイプシャフト内標準収納図（図10～図12）	2-3-43
○ パイプシャフト内メーター回り標準構造図（図13）	2-3-46
○ 逆止弁ボックス標準図（図14-1～図15-2）	2-3-47
○ 直結式給水等事前協議申請書（第1号様式）	2-3-51
○ 給水装置工事申込書（第2号様式）	2-3-52

○ 水理計算書	(第3号様式)	2-3-54
○ 増圧ポンプ設置条件承諾書	(第4号様式)	2-3-55
○ 増圧ポンプ等設置誓約書	(第5号様式)	2-3-57
4. スプリンクラー設備の設置に係る取扱い基準		2-4-1
○ スプリンクラー設備設置条件承諾書(様式)		2-4-3
5. 水槽式給水取扱要領		2-5-1
○ 水槽式給水の種類(図1～図5)		2-5-7
○ 屋外及び屋内に設置する場合の標準図(図6・図7)		2-5-9
○ 受水槽標準詳細図(図8)		2-5-10
○ 受水槽の構造(別表)		2-5-11
6. 水道用ポリエチレン管施工要領		2-6-1
○ 水道用ポリエチレン管施工要領(別図)配管標準図等		2-6-6
7. 北九州市水道事業給水管に直結する特殊器具の取扱基準		2-7-1
○ 特殊器具設置申請書(様式)		2-7-4
○ 特殊器具(別図)		2-7-5
第3章 給水装置工事の検査			
1. 給水装置工事検査要綱		3-1-1
○ 給水装置工事検査要綱(第1号様式～第7号様式)		3-1-4
2. 給水装置工事検査要領		3-2-1
○ 給水装置工事検査要領検査基準(別表)		3-2-3
第4章 指定給水装置工事事業者			
○ 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程		4-1-1
○ 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要綱		4-1-4
○ 処分基準(別表1)		4-1-7
○ 表彰基準(別表2)		4-1-8
○ 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要領		4-1-9
○ 指定給水装置工事事業者事務処理要領様式(様式1～様式5)		4-1-11
○ 処分フロー		4-1-16
第5章 工事費の融資・助成等			
1. 北九州市上下水道局給水装置工事等工事資金融資制度要綱		5-1-1
2. 北九州市上下水道局給水装置工事等工事資金融資制度実施要領		5-2-1
○ 給水装置工事資金融資申込書			
	(第1号様式 水道局用・金融機関用)	5-2-5
○ 共有施設工事融資資金連帯債務保証誓約書(第2号様式)		5-2-7
○ 共有施設工事融資個人別負担額明細書(第3号様式)		5-2-8

○ 給水装置等工事竣工検査完了通知書（第4号様式）	5-2-9
○ 給水装置等工事資金融資制度事務手順	5-2-10
3. 水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事	
の取扱い実施要領	5-3-1
○ 水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事	
の取扱い実施要領細則	5-3-3
○ 管理者施行工事の適用申請書（細則様式1）	5-3-6
○ 管理者施行申請欄等（細則様式2, 3）	5-3-8
○ 管理者施行申請欄等（細則様式4）	5-3-9
第6章 応急修繕・鉛管取替	
1. 配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領	6-1-1
○ 施工同意書兼工事費用免除申請書（様式）	6-1-6
2. 配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領細則	6-2-1
○ 配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領細則	
（別図1～別図8）	6-2-6
○ 給水管取替のお知らせ（細則様式第1号）	6-2-12
○ 鉛管取替実施済印（細則様式第2号）	6-2-13
○ 鉛管取替工事報告書等（細則様式第3-1号～5号）	6-2-14
○ 応急修繕工事実施済印（細則様式第6号）	6-2-19
○ 応急修繕工事報告書等（細則様式第7号～10号）	6-2-20
第7章 水道工事センター	
1. 維持管理工事施行要綱	7-1-1
2. 水道工事センター承認基準および事務要領	7-2-1
第8章 貯水槽水道の管理	
1. 貯水槽水道の管理について（お知らせ）	8-1-1
2. 貯水槽水道の業務について	8-2-1
3. 貯水槽水道Q&A	8-3-1
第9章 水道メーター	
1. 北九州市上下水道局水道メーター取扱要綱	9-1-1
2. 電子式メーター設置基準	9-2-1
○ 電子式メーターボックス標準図（別図）	9-2-3
○ 共同住宅メーター購入届兼刻印願	9-2-4
3. 受水槽以下のメーターの設置基準	9-3-1
○ 受水槽以下のメーターの設置基準（別図1・別図2）	9-3-2
4. 共同住宅水道メーター等整備基準	9-4-1

第10章 営業関係

1. コンビニエンスストアによる
北九州市上下水道局収納事務委託に関する要綱（営業課） …… 10-1-1
2. 使用水量の認定に関する要綱（営業課） …… 10-2-1
3. 共同住宅各戸検針及び各戸徴収実施要綱（営業課） …… 10-3-1
 - 共同住宅制度適用（変更）事前協議書等（営業課） …… 10-3-4
 - 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書（営業課） …… 10-3-6
 - 共同住宅制度適用（変更）申請書等関係書類（営業課） …… 10-3-10
 - 共同住宅使用者名簿（営業課） …… 10-3-16
4. 集合住宅制度実施要項（営業課） …… 10-4-1
 - 集合住宅の水道料金の算定について（営業課） …… 10-4-4
 - 集合住宅に関する契約書（営業課） …… 10-4-6
 - 集合住宅制度適用（変更）申請書等関係書類（営業課） …… 10-4-11
5. 災害による公的賃貸住宅避難者に対する水道料金の免除
及び下水道使用料の減免に関する要綱（営業課） …… 10-5-1

第11章 その他

1. 北九州市馬島水道施設条例 …… 11-1-1
2. 北九州市馬島水道施設条例施行規程 …… 11-2-1
3. 消火栓補修工事に関する確認書 …… 11-3-1
4. 給水装置の無償譲渡を受ける場合の基準 …… 11-4-1
 - 給水装置無償譲渡申請書 …… 11-4-3

第12章 水道法等

1. 水道法 …… 12-1-1
2. 水道法施行令 …… 12-2-1
3. 水道法施行規則 …… 12-3-1
4. 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 …… 12-4-1
 - 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（別表第一～第三） …… 12-4-8

第13章 通知文関係

- 受水槽以下設備の維持管理について …… 13-1-1
(平成元年7月1日)
- 指定事項の変更に係る届け出について …… 13-1-2
(平成12年7月21日)
- 磁気活水器の取扱いについて …… 13-1-3
(平成12年10月20日)
- 給水装置工事における穿孔工事等の取扱いについて …… 13-1-5
(平成13年3月30日)

○ 設計審査及び工事検査の徹底について	13-1-6
(平成13年5月15日)	
○ 給水装置工事に係る通知について	13-1-7
(平成14年4月3日)	
○ 宅地内給水管の漏水修繕に係る取扱いについて	13-1-8
(平成14年6月20日)	
○ 宅地内給水管の公費による応急修繕について	13-1-9
(平成14年8月7日)	
○ 元付け型浄水器等における衛生管理の徹底について	13-1-11
(平成14年9月5日)	
○ 鉛管取替工事に関する基本方針について	13-1-12
(平成14年11月20日)	
○ 給水装置材料における鉛の新浸出性能基準の適用について	13-1-13
(平成15年3月19日)	
○ 局における給水栓ケレップの取替えについて	13-1-14
(平成15年3月31日)	
○ 給水装置工事申込書の閲覧等について	13-1-15
(平成15年5月14日)	
○ 水道事業者における貯水槽水道への関与について	13-1-17
(平成15年5月27日)	
○ 市立病院の給水方式について	13-1-20
(平成15年6月10日)	
○ 配水管整備及び改良事業の実施について	13-1-21
(平成15年6月18日)	
○ 貯水槽水道への問合せ等について	13-1-22
(平成15年6月24日)	
○ 加湿器の取扱いについて	13-1-23
(平成16年3月17日)	
○ 受水槽以下設備を利用する給水装置工事について	13-1-25
(平成20年1月29日)	
○ 集中検針盤の設置に係る運用について	13-1-27
(平成20年7月1日)	
○ 給水装置工事における誤接合の防止について	13-1-28
(平成20年7月22日)	

○ オートロック設備付の施設における解錠方法の届出について ……	13-1-29
(平成23年6月13日)	
○ メーター流量基準の改定について ……	13-1-30
(平成23年11月16日)	
○ 平成26年4月1日の消費増税の取扱いについて ……	13-1-33
(平成26年1月27日)	
○ 道路掘削申請費の廃止について ……	13-1-34
(平成26年2月19日)	

北九州市水道条例

〔昭和38年12月29日
条例第119号〕

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、北九州市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件および給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(給水装置の定義)

第 3 条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するため市が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置（1世帯または1個所で専用するもの）
- (2) 共用給水装置（屋外に設置し、2世帯以上で家事の用に使用するもの）
- (3) 私設消火せん（消防用に使用するもの）

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第13条に規定する給水装置の軽微な変更及び管理者が別に定める修繕を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(工事の施行)

第 6 条 給水装置工事（前条第1項の管理者が別に定める修繕を含む。第40条の2第2項において同じ。）は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の指定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あ

らかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定等）

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

（工事の費用負担等）

第7条 給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、給水装置工事の申込者の負担とする。

2 給水装置の新設の工事又は既設水道メーターの口径を増す改造の工事をしようとする者は、別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額の納付金を納入しなければならない。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 公道に布設された給水装置のうち、分水せんから止水せん（止水せんが2以上あるときは、第1止水せん）までの給水管は、市の責任において維持管理をするため、無償譲渡を受けるものとする。

（工事費の算出方法）

第8条 工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 路面復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出について必要な事項は、別に管理者が定める。

（工事費の予納等）

第9条 給水装置工事の申込者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後これを精算し、過不足があるときは、こ

れを還付し、又は追徴する。

第10条及び第11条 削除

(工事費の未納についての処置)

第12条 給水装置工事の申込者が工事費を指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、給水装置工事の申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第13条 管理者が行う給水装置工事について、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事の申込者の責任とする。

(給水装置の変更)

第14条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって給水装置工事を必要とするときは、給水装置の所有者の申込みがなくても管理者が行うことができる。

第 3 章 給 水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情または法令もしくはこの条例の規定による場合のほか制限または停止することはない。

2 給水を制限または停止しようとするときは、その日時および区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 給水の制限、停止、断水または漏水のため、損害があっても、市は、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(水道メーターの設置)

第18条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーターを設置する。ただし、管理者が水道メーターの必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の水道メーターの位置は、管理者が指定する。

(総代理人の選定)

第19条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、

水道の利用者又は給水装置の所有者の中から総代理人を選定し、管理者に届け出なければならぬ。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共同で使用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の総代理人を不適当と認めたときは、総代理人を変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第20条 水道の利用者は、その家族、同居人、被用者等の行為についてもこの条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第21条 水道の利用者又は給水装置の所有者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕その他の処置を必要とするときは、管理者又は指定給水装置工事事業者が行うものとする。ただし、管理者が適当と認めるときは、水道の利用者又は給水装置の所有者に行わせることができる。

3 第1項の規定による届出がなくても管理者が必要と認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

4 第2項の規定による修繕その他必要な処置に要する費用は、水道の利用者又は給水装置の所有者の負担とする。

(市の水道メーターの貸与)

第22条 水道の利用者若しくはその総代理人又は給水装置の所有者若しくはその総代理人若しくは代理人(以下「水道利用者等」という。)は、給水装置に市の水道メーターが設置されたときは、善良な管理者の注意をもってその水道メーターを管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(届出)

第23条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 消防演習に使用するとき。
- (4) 用途または水道メーターの口径を変更するとき。

第24条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者等の水道の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (2) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 水道の使用世帯数に異動があったとき。
- (5) 消防用に水道を使用したとき。

(私設消火せんの使用)

第25条 私設消火せんは、消防または消防演習のほか使用してはならない。

- 2 私設消火せんを演習用に使用する者は、管理者の指定する市の職員の立会を受けなければならない。

(給水装置等の検査)

第26条 管理者は、給水装置、供給する水の水質または水道メーターについて、水道使用者等から請求があったときは、検査を行ない、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査について、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第 4 章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

- 2 給水装置を共同で使用するときの料金は、水道の各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとし、総代人から徴収する。

(料 金)

第28条 料金は別表第2により算出した額(月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合(その用途が船舶用又は臨時用である場合及び給水装置の種別が私設消火栓用である場合は除く。))にあつては、同表に掲げる基本水量の数値及び基本料金の額並びに従量水量の数値を、当該使用の期間に応じ、管理者が定めるところによりそれぞれ換算して算出した額)に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(個別需要給水契約)

第29条 管理者は、別に定める条件に該当する水道の使用者と、個別に、基準となる使用水量(以下この条において「基準水量」という。)を定めて、給水契約(以下この条において「個別需給給水契約」という。)を締結することができる。

- 2 個別需給給水契約を締結した場合においては、基準水量を超える部分の従量料金に係る別表第2の規定の適用については、同表中「310円」とあるのは、「160円」とする。
- 3 管理者は、特に必要があると認めるときは、個別需給給水契約を締結している水道の使用者に対し、期間を定めて使用水量の減量を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第30条 管理者は、2月ごとの定例日に水道メーターにより使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、2月ごとの計量によらないことができる。

2 2月ごとに計量した使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

3 管理者は、必要があると認めるときは、使用水量の計量を第1項の定例日によらないことができる。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

(1) 水道メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するときで、その使用水量を区分する必要があると認めるとき。

(3) 使用水量が不明なとき。

2 前項の使用水量の認定は、前回計量した使用水量その他の事情を考慮して行なう。

(特別な場合における料金の算定)

第32条 削除

(概算料金の前納等)

第33条 建設工事その他の理由により、一時的に水道を使用しようとする者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

(用途その他の認定)

第34条 用途その他の届出が、事実と相違するときは、管理者が認定する。

(料金の徴収方法)

第35条 料金は、払込み又は口座振替の方法により、2月ごとに徴収する。ただし管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第36条 手数料は、別表第3のとおりとし、申込みの際徴収する。

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金等の軽減又は免除)

第37条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及び工事費その他の費用を、軽減し又は免除することができる。

第 5 章 管理及び取締り

(転売等の禁止)

第 38 条 水道の利用者は、船舶用その他管理者が必要と認めたもののほかは、浄水を他に転売し、または理由なく分与してはならない。

(給水装置の検査等)

第 39 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置または受水槽以下の設備について検査し、水道利用者等に対し必要な処置を指示することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第 40 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。）第 5 条に規定する基準及び管理者が別に定める基準に適合したものでなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 40 条の 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第 5 条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第 5 条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 41 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第 8 条の工事費、第 21 条第 4 項の修繕その他必要な処置に要する費用又は第 28 条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第 30 条の規定による使用水量の計量又は第 39 条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(過料)

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

- (1) 第 5 条第 1 項の承認を受けずに、給水装置工事をした者

- (2) 正当な理由がなくて、第18条第1項の規定による水道メーターの設置、第30条の規定による使用水量の計量、第39条の規定による検査又は前条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第28条の料金又は第36条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第43条 詐欺その他不正の行為によって第28条の料金又は第36条第1項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(給水装置の取りはずし)

第44条 管理者は、水道の利用者が水道の使用をやめたと認められ、かつ、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を分岐点から取りはずすことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明のとき。
- (2) 第41条第3号の規定により給水を停止したとき。

第 6 章 貯水槽水道

(設置者の責任)

第45条 貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定により当該簡易専用水道を管理し、及び当該簡易専用水道の管理の状況に関する検査を受ける責任を有する。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及び当該貯水槽水道の管理の状況に関する検査を行う責任を有する。

(管理者の関与)

第46条 管理者は、貯水槽水道に関し、必要があると認めるときは、次に掲げる関与を行うものとする。

- (1) 貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査について、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告をすること。
- (2) 貯水槽水道の管理の状況等について、当該貯水槽水道の利用者に対し、情報提供をすること。

第 7 章 雑 則

(委任規定)

第47条 この条例の施行について必要な事項は、第42条及び第43条を除き、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年1月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 門司市水道事業給水条例(昭和36年門司市条例第32号。以下「門司旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際、北九州水道組合給水条例(昭和33年北九州水道組合条例第1号)ならびに門司旧条例の規定によってなされた承認、検査その他の処分または申込、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分または手続とみなす。

(旧芦屋町水道給水条例に基づく処分又は手続の特例)

4 北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例(平成19年北九州市条例第30号。以下「改正条例」という。)の施行前に芦屋町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例(平成19年芦屋町条例第16号)による廃止前の芦屋町水道給水条例(昭和43年芦屋町条例第7号。以下「芦屋町旧条例」という。)の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続で、改正条例の施行の日(次項において「改正条例施行日」という。)以後にこの条例の規定の適用を受けるべきものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(芦屋町から給水を受けていた者に係る使用水量の計量及び料金の算定の特例)

5 改正条例施行日の前日において芦屋町旧条例の規定により芦屋町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。)に係る料金で、芦屋町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものについては、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。この場合において、第30条第1項本文中「2月ごと」とあるのは「2月(北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例(平成19年北九州市条例第30号)の施行の日(以下この項において「改正条例施行日」という。)の前日において芦屋町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例(平成19年芦屋町条例第16号)による廃止前の芦屋町水道給水条例(昭和43年芦屋町条例第7号。以下この項において「芦屋町旧条例」という。)の規定により芦屋町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。以下この項において同じ。)に係る料金で、芦屋町旧条例の規定による料金

の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算定がなされていない期間を含む。次項において同じ。)ごと」と、「使用水量を計量し」とあるのは「使用水量(改正条例施行日の前日において芦屋町旧条例の規定により芦屋町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるものに係る料金で、芦屋町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算定がなされていない使用水量を含む。第3項において同じ。)を計量し」とする。

(旧水巻町上水道事業給水条例に基づく処分又は手続の特例)

6 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例(平成24年北九州市条例第35号。以下「改正条例」という。)第2条の規定の施行前に水巻町水道事業の設置に関する条例等を廃止する条例(平成24年水巻町条例第19号)による廃止前の水巻町上水道事業給水条例(昭和36年水巻町条例第15号。以下「水巻町旧条例」という。)の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続で、改正条例第2条の規定の施行の日(次項及び第8項において「改正条例施行日」という。)以後にこの条例の規定の適用を受けるべきものについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(水巻町から給水を受けていた者等に係る料金の特例)

7 改正条例施行日の前日において水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。)に係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものについては、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。この場合において、第30条第1項本文中「2月ごと」とあるのは「1月(北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び北九州市水道条例の一部を改正する条例(平成24年北九州市条例第35号)第2条の規定の施行の日(以下この項において「改正条例施行日」という。)の前日において水巻町水道事業の設置に関する条例等を廃止する条例(平成24年水巻町条例第19号)による廃止前の水巻町上水道事業給水条例(昭和36年水巻町条例第15号。以下この項において「水巻町旧条例」という。)の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。以下この項において同じ。)に係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算定がなされていない期間を含む。次項において同じ。)ごと」と、「使用水量を計量し」とあるのは「使用水量(改正条例施行日の前日において水巻町旧条例の規定により水巻町から給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。)に係る料金で、水巻町旧条例の規定による料金の算定がなされていないものにあつては、当該料金の算

定がなされていない使用水量を含む。第3項において同じ。)を計量し」とする。

付 則 (昭和39年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和40年12月27日条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和41年1月1日から施行する。ただし、付則第3項から付則第5項までの改正規定は、昭和41年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 門司区にあっては、この条例による改正後の北九州市水道条例第28条および第29条の規定にかかわらず、昭和41年1月分から昭和41年3月分までの料金および使用料は、それぞれ付則別表第1および付則別表第2により徴収するものとする。
- 3 この条例による改正前の北九州市水道条例付則第4項により効力を有することとされていた門司旧条例第39条第1項の規定にもとづき前納された料金は、水道の使用を止めたとき精算のうえ返還する。

付 則 (昭和41年12月27日条例第56号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

付 則 (昭和42年12月21日条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第7条の規定中口径別納付金に係る部分は、この条例の施行の日以後に工事の申込みをした者から適用する。
- 3 改正後の別表第2の規定は、昭和43年2月分として徴収する水道料金から適用する。

付 則 (昭和45年4月1日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北九州市水道条例第30条第1項および第35条の規定の適用については、昭和45年4月分の水道料金に係る使用水量の計量および徴収ならびに水道メーター使用料の徴収に限り、なお従前の例によることができる。

付 則 (昭和47年3月30日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、昭和47年度第1期分4月の検針に係る水量のうち、その2分の1の水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。

付 則（昭和50年10月3日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る料金の算定については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに承認された工事に係る口径別納付金及び手数料については、改正後の条例別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和50年12月11日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の北九州市税外歳入の督促手数料および延滞金条例、北九州市農業共済条例、北九州都市計画大里土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画山の手土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画上津役土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画大谷第二土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画引野土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画若松駅前土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画境川土地地区画整理事業施行規程、北九州市水道条例及び北九州市簡易水道条例の規定に基づきこの条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、改正後の北九州市税外歳入の督促手数料および延滞金条例、北九州市農業共済条例、北九州都市計画大里土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画山の手土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画上津役土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画大谷第二土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画引野土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画若松駅前土地地区画整理事業施行規程、北九州都市計画境川土地地区画整理事業施行規程、北九州市水道条例及び北九州市簡易水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和56年7月1日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに承認された工事に係

る納付金及び手数料については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後最初の改正後の条例第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、同条第2項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る料金の算定については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（昭和62年10月2日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、同条第2項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る料金の算定については、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに承認された工事に係る手数料については、改正後の条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成元年3月30日条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市水道条例第28条の改正規定（以下「第28条の改正規定」という。）は、同年6月1日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

- 2 第28条の改正規定の施行の日以後最初の第1条の規定による改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の水道条例」という。）第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計量される使用水量は、同条第2項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち、第28条の改正規定の施行の日前の部分に係る料金の算定については、改正後の水道条例第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成10年3月27日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第42条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第42条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成13年6月18日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに承認された工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後最初の改正後の条例第30条第1項の定例日（同条第3項の規定による日を含む。）に計算される使用水量は、同条第2項の規定にかかわらず、各日均等に使用されたものとみなし、当該使用水量のうち施行日前の部分に係る水道料金の算定については、改正後の条例第28条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日の前日までに承認された工事に係る手数料については、改正後の条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成14年12月9日条例第75号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第40条並びに第40条の2第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の水道料金の算定に係る使用の期間に、この条例の施行の前日の日を含むときの当該期間に係る水道料金の額の算出については、改正後の第28条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

付 則（平成19年6月29日条例第30号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年12月12日条例第63号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第28条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の定例日（北九州市水道条例第30条第1項の定例日をいい、同条第3項の規定による日を含む。以下同じ。）に計量される使用水量に係る料金の算定から適用し、施行日の前日までの定例日に計量された使用水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。

付 則(平成24年6月26日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに申込みのあった工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに申込みのあった給水装置の新設の工事及び既設水道メーターの口径を増す改造の工事に係る納付金については、改正後の北九州市水道条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第28条の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 4 施行日の前日において改正前の北九州市水道条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により給水を受けていた者で施行日以後引き続き改正後の条例の規定により給水を受けるものに係る、施行日から令和元年10月31日までの間の改正後の条例第30条第1項に規定する定例日(同条第3項の規定により管理者が使用水量の計量をする日を含む。以下「定例日」という。)に計量された使用水量に係る改正後の条例第28条に規定する算出した額(施行日以後最初の定例日が同月31日後であるものに係るもの(以下「特定算出額」という。)にあっては、当該特定算出額のうち、次項に定める金額に限る。)に係る部分の料金の算定については、前項の規定にかかわらず、改正前の条例第28条の規定を適用する。

- 5 前項に規定する金額は、特定算出額を前回定例日(その直前の料金の額の算定に係る定例日をいう。以下同じ。)から施行日以後最初の定例日までの期間の月数で除し、これに前回定例日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額とする。

- 6 前項に規定する月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

付則別表（平24条例35・追加）

種別、用途及び口径		料率(1月につき)	基本水量及び基本料金	超過水量及び超過料金(1立方メートルにつき)		
			10立方メートルまでの分	11立方メートルから20立方メートルまでの分	21立方メートルから40立方メートルまでの分	40立方メートルを超える分
専用	一般用	13ミリメートル	1,417円	220円	293円	324円
		20ミリメートル	1,680円			
		25ミリメートル	1,732円			
		40ミリメートル	1,890円			
		50ミリメートル	3,570円			
		75ミリメートル	4,200円			
		100ミリメートル	5,040円			
	臨時用	3,780円	377円			
共用(1戸につき)		1,417円	220円	293円	324円	
私設消火栓用		演習1回10分ごとに1,050円				

注 共用給水装置の水量は各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

付則別表第1

種別および用途	料率(1月につき)	基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	一般専用	8立方メートルまで	140円	1立方メートルにつき	31円
	鉄道用	100立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	31円
	工場用	100立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	31円
	観賞および散水用	10立方メートルまで	500円	1立方メートルにつき	31円
	プール用	1立方メートルにつき 31円			
	浴場営業用	100立方メートルまで	1,500円	1立方メートルにつき	24円
	船舶用	1立方メートルにつき 31円			
	臨時用	8立方メートルまで	300円	1立方メートルにつき	60円
私設消火せん用	1立方メートルにつき 31円				
共用	1世帯につき6立方メートルまで	100円	1立方メートルにつき	28円	

付記

- (1) 「一般専用」とは、付記第2号から第10号までの各号に属しないその他のものの用に使用するものをいう。
- (2) 「鉄道用」とは、日本国有鉄道がその事業の用に使用するものをいう。
- (3) 「工所用」とは、次に掲げる要件を備えた工場の用に使用するものをいう。
 ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条に規定する事業所のうち物の製造、加工または修理を行うものであること。
 イ 1月分の使用水量が100立方メートル以上もしくは100立方メートル以上と認められるものであること。
 ウ 給水管の口径が20ミリメートル以上のものであること。
- (4) 「観賞および散水用」とは、もっぱら観賞の用に使用するものおよび道路等散水の用に使用するものをいう。
- (5) 「プール用」とは、水泳を目的としたプールの用に使用するものをいう。
- (6) 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場の用に使用するものをいう。
- (7) 「船舶用」とは、船舶の用に使用するものをいう。
- (8) 「臨時用」とは、建設工事その他で臨時の用に使用するものをいう。
- (9) 「私設消火せん用」とは、私設消火せんであって消防演習の用に使用するものをいう。
- (10) 「共用」とは、屋外の同一給水せんにより2世帯以上が家事の用に使用するものをいう。

付則別表第2

口径	料金（1月につき）	口径	料金（1月につき）
20ミリメートル以下	20円	125ミリメートル以下	500円
40ミリメートル以下	80円	150ミリメートル以下	600円
50ミリメートル以下	200円	200ミリメートル以下	800円
75ミリメートル以下	300円	250ミリメートル以下	1,000円
100ミリメートル以下	400円		

別表第1（第7条関係）（昭和56条例31・全改）

水道メーターの口径	金額
13 ミリメートル	44,000 円
20 ミリメートル	72,000 円
25 ミリメートル	220,000 円
40 ミリメートル	734,000 円
50 ミリメートル	1,280,000 円
75 ミリメートル	3,530,000 円
100 ミリメートル	7,210,000 円
150 ミリメートル	20,000,000 円
200 ミリメートル	40,000,000 円
250 ミリメートル	71,000,000 円
300 ミリメートル以上	112,000,000 円

別表第2（第28条関係）（平20条例63・全改）

種別、用途及び口径	料率（1月につき）	基本水量	使用水量及び従量料金（1立方メートルにつき）					
			1立方メートルから10立方メートルまでの分	11立方メートルから25立方メートルまでの分	26立方メートルから50立方メートルまでの分	51立方メートルから200立方メートルまでの分	201立方メートルから1,000立方メートルまでの分	1,000立方メートルを超える分
専用	13ミリメートル	680円	10円	122円	156円	208円	288円	310円
	20ミリメートル	900円						
	25ミリメートル	1,260円						
	40ミリメートル	4,500円	122円					
	50ミリメートル	9,840円						
	75ミリメートル	21,600円						
	100ミリメートル	45,200円						
	150ミリメートル	124,100円						
	200ミリメートル	255,700円						
	250ミリメートル	432,000円						
	300ミリメートル以上	687,000円						
湯屋用	680円	10円	78円					
船舶用	—	200円						
臨時用	—	370円						
共用	520円	10円	102円					
私設消火栓用	演習1回10分ごとに1,370円							

別表第3（第36条関係）

区 分	給水管の口径	単 位	金額	備考
給水装置工事業者の指定手数料 又は指定更新手数料	—	1件につき	10,000円	
設計審査手数料	25ミリメートル以下	1件につき	2,400円	給水管の口径が25ミリメートル以下の給水装置に係る改造工事のうち、水洗化に伴い給水栓を増加する工事については、徴収しない。
	40ミリメートル	1件につき	5,000円	
	50ミリメートル	1件につき	7,200円	
	75ミリメートル	1件につき	15,100円	
	100ミリメートル以上	1件につき	27,300円	
工事検査手数料	25ミリメートル以下	1件につき	3,100円	給水管の口径が25ミリメートル以下の給水装置に係る改造工事のうち、水洗化に伴い給水栓を増加する工事については、1件につき、1,550円を徴収する。
	40ミリメートル	1件につき	5,700円	
	50ミリメートル	1件につき	8,600円	
	75ミリメートル	1件につき	16,900円	
	100ミリメートル以上	1件につき	29,800円	
給水装置の構造及び材質の基準適合確認手数料	25ミリメートル以下	1件につき	13,300円	
	40ミリメートル	1件につき	26,000円	
	50ミリメートル	1件につき	37,400円	
	75ミリメートル	1件につき	78,100円	
	100ミリメートル以上	1件につき	141,300円	
各種証明手数料	—	1件につき	300円	

注 この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。

北九州市水道条例施行規程

〔昭和39年1月1日
水管規程第13号〕

(世帯数の認定)

第1条 水道料金算定の基礎となる世帯数の認定は、管理者が行なう。

(用途の定義)

第1条の2 北九州市水道条例(昭和38年北九州市条例第119号。以下「条例」という。)別表第2の種別、用途及び口径欄の「用途」とは、次のものをいう。

- (1) 「一般用」とは、次号から第6号までのいずれにも属さないその他のものの用に使用するものをいう。
- (2) 「湯屋用」とは、北九州市公衆浴場法施行条例(平成24年北九州市条例第58号)第2条第1号に規定する普通公衆浴場の用に使用するものをいう。
- (3) 「船舶用」とは、船舶の用に使用するものをいう。
- (4) 「臨時用」とは、建設工事、仮設演芸場、海水浴場等の一時的な用に使用するものをいう。
- (5) 「共用」とは、2世帯以上で共用し、給水装置は屋外に設置し、家事の用に使用するものをいう。
- (6) 「私設消火せん用」とは、消防演習の用に使用するものをいう。

(給水装置工事申込書)

第1条の3 条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書によるものとする。

(分岐引用の場合の給水管所有者承諾)

第2条 他人の給水管から分岐引用しようとする者は、給水装置工事申込書に給水管所有者の承諾書を添付しなければならない。ただし、給水装置工事申込書に給水管所有者の承認の認印をうけて、これに代えることができる。

(分岐引用者への通知)

第3条 前条の分岐引用管のある給水管所有者は、給水装置の改造または撤去の工事をしようとする場合で分岐引用者の給水装置に支障を生ずるおそれがあるときは、分岐引用者に通知しなければならない。

(私設消火せんの設置および封かん)

第4条 私設消火せんは、管理者が封かんする。

- 2 私設消火せんを消防用を使用したときは、鎮火後ただちに届け出て、再び封かんを受けなければならない。
- 3 私設消火せんを演習のため使用するときは、その前日までに管理者に届け出て承認

を得なければならない。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず水道メーターを設置した私設消火せんについて封かんしないことができる。

(給水装置工事の変更及び取消)

第5条 給水装置工事の申込みをした後、その設計を変更し、又は給水装置工事の申込みを取消そうとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 給水装置工事の申込者が、工事費の概算額を通知の日から60日を経過しても納入しないときは、その給水装置工事の申込みを取消したものみなす。ただし、特別な理由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(管理者の承認を必要としない修繕)

第5条の2 条例第5条第1項の管理者が別に定める修繕は、水道メーターより下流側の給水装置の修繕とする。

(給水装置工事施行上の責任)

第6条 管理者が行なった給水装置の工事によって家屋、庭園、その他工作物に加工したときにおいても管理者が、必要と認める補修を行なうほかは、現状に復する責任を負わない。

(水道の利用者等に行わせることができる修繕)

第6条の2 条例第21条第2項ただし書の規定により水道の利用者又は給水装置の所有者に行わせることができる修繕その他の処置は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

(修繕費の軽減又は免除)

第6条の3 条例第21条第4項の規定により、水道の利用者又は給水装置の所有者が負担する費用のうち、2戸以上に給水する公道下の給水装置が次の各号のいずれかに該当するものについて、管理者は、その費用を軽減し、又は免除することができる。

- (1) 給水装置の所有者が明確でないもの。
- (2) 給水装置の所有者が破産等で管理能力がないもの。

第7条 削除

(水道メーターの管理責任)

第8条 水道メーターの設置場所には検針、取替等に支障となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 2 前項の規定に違反した場合、管理者はその位置を変更し、その工事に必要は費用を利用者又は所有者から徴収する。ただし、管理者は、特に必要があると認めるときは、当該費用を徴収しないことができる。

(水道メーター盗難の場合の届出)

第9条 水道メーターが、盗難にあったときは、水道の利用者はただちに盗難報告書

に盗難届提出証明書を添えて、管理者に届け出なければならない。

(所有権取得の届出)

第10条 給水装置の所有権を取得し、権利義務を承継したものは、前所有者と連署の上届け出るものとする。ただし、前所有者の連署が得られないときは事情をのべて管理者の承認を得なければならない。

(未納料金の完納)

第11条 水道の利用者または給水装置の所有者が、水道の使用を中止しようとする場合、もしくは給水装置の撤去をしようとする場合で料金、手数料もしくは工事費等で未納があるときは、ただちに完納しなければならない。

(船舶用給水の販売)

第12条 船舶用水を販売しようとする者は、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 経歴書、身分証明書および戸籍謄本、ただし、法人にあっては、設立登記謄本、定款
- (2) 船舶給水に従事する役員および従業員の名簿
- (3) 財産目録
- (4) 住民税および固定資産税の納税証明書
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(許可の要件)

第13条 船舶用水を販売することができるものは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 北九州市内に営業所を有すること。
- (2) 船舶給水に必要な器材および施設を保有すること。
- (3) 相当の資産および信用があること。
- (4) 業務に必要な従業員を常時雇用していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 法人の場合にあっては、その役員(船舶用水の販売に従事する者に限る。)のうちに暴力団員がいないこと。
- (7) その使用人で北九州市内の営業所を代表するもの(船舶用水の販売に従事する者に限る。)のうちに暴力団員がいないこと。
- (8) その事業活動が暴力団員によって支配されていると認められないこと。

(許可の期間)

第14条 条例第38条の規定にもとづく販売の許可の有効期間は、2年とする。

2 前項の期間を更新しようとするときは、期日満了の日の1月前までに管理者に継続

許可願を提出しなければならない。

(許可の取消し)

第14条の2 管理者は、船舶用水の販売許可を受けた者（以下「船舶給水業者」という。）が第13条各号に掲げる要件を備えていないことが判明したときは、その許可を取り消すものとする。

(書類の提出の要求)

第14条の3 管理者は、必要と認めるときは、船舶給水業者に対し、第12条各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

(保証金)

第15条 船舶給水業者は、承認の通知を受けた日から5日以内に船舶給水業務に関する保証金（以下「保証金という。」）として管理者が定める額を市に預託しなければならない。ただし、官公署その他で管理者が保証金の預託の必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の保証金は、額面金額が同額以上の国債若しくは地方債又は管理者が時価により計算した社債、株券その他の有価証券をもってこれに代えることができる。

3 第1項の保証金は料金の未納等があるとき、管理者は料金に充当する。

4 保証金は、許可期間の満了のときに船舶給水業者に還付する。

5 保証金には利子をつけない。

(船舶給水せんの指定)

第16条 船舶給水業者は、管理者の指定する船舶給水せんから浄水の供給を受けるものとする。

(船舶給水業者の義務)

第17条 船舶給水業者が、船舶に給水する場合の浄水の価格は、管理者の承認を受けた額でなければならない。

(特別な場合における使用水量の数値等の算定等)

第18条 条例第28条に規定する月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算出に係る条例別表第2に掲げる基本水量の数値及び基本料金の額並びに従量水量の数値の換算については、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により換算して得た使用水量の数値に基づき算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の規定により換算して算出された料金(月の中途において水道の使用を中止した場合に限る。)は、その都度徴収する。

4 共用給水装置に係る使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

(概算料金)

第18条の2 条例第33条第1項の管理者が定める概算料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一時的に使用する施設の建築面積が200平方メートル未満のとき 2万円
 - (2) 一時的に使用する施設の建築面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 4万円
 - (3) 一時的に使用する施設の建築面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき 6万円
 - (4) 一時的に使用する施設の建築面積が3,000平方メートル以上のとき 10万円
 - (5) 下水道管等の洗浄工事 10万円
- 2 前項各号によりがたいときは、管理者は別に概算料金を定めることができる。
(異動にかかる料金)

第19条 料金を調定したのち、その算定基準に異動があったときは、翌月分以降の料金において精算することができる。
(料金の徴収方法及び納期限)

第20条 料金の徴収方法は、払込み又は口座振替とする。

- 2 料金の納期限は、払込みの場合にあっては納入通知書を発送した日から10日、口座振替の場合にあっては管理者が別に定める振替指定日とする。
(共同住宅)

第20条の2 管理者は、受水槽設備を有し6世帯以上が共同で条例第4条第1号に規定する専用給水装置を専ら家事の用に使用している住宅で受水槽以下の装置が次に定める条件に適合している場合は、世帯ごとに使用水量の計量及び料金の徴収を行うことができる。

- (1) 受水槽以下の設備が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条及び北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成9年北九州市水道局管理規程第8号）に定める基準に適合していること。
 - (2) 水道メーターが、戸別に設置され、かつ、その水道メーターが管理者の定める基準に適合していること。ただし、地上6階以上の共同住宅にあっては、すべての世帯に遠隔指示メーターを設置していること。
 - (3) その他管理者が必要と認める条件を満たしていること。
- 2 前項の規定により世帯ごとの計量及び徴収を希望する者は、総代人を選定し、管理者に申請しなければならない。
- 3 第1項の規定により計量し及び徴収する場合の料金は、世帯ごとの水道メーターの口径により算定するものとする。

(集合住宅)

第20条の3 前条に該当する場合を除き、2世帯以上で条例第4条第1号に規定する専用給水装置を専ら家事の用に使用している住宅の使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

(受水槽以下の整備)

第21条 管理者は、条例第39条の規定により必要があるときは、受水槽以下の設備の工事施行者または所有者に対し、設計書および図面等の提出を求め、かつ、それを審査し指導することができる。

第22条 削除

(様式)

第23条 この規程に定める水道事業に関する通知書および申込書等の様式は別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和39年1月1日から施行する。
- 2 門司水道事業給水条例施行規則（昭和36年門司市規則第35号。以下「門司給施規則」という。）は、廃止する。

(料金の算定の特例)

- 3 条例付則第7項の規定により読み替えて条例第28条の規定の適用を受ける者に係る料金については、条例第30条第1項ただし書の規定により、1月ごとの定例日に水道メーターにより使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することとする。

(特別な場合における使用水量の数値等の算定等の特例)

- 4 条例付則第7項の規定により読み替えて条例第28条の規定の適用を受ける者に係る第18条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「条例別表第2」とあるのは「条例付則別表」と、「及び使用水量」とあるのは「並びに基本水量及び超過水量」と、「別表に」とあるのは「付則別表に」とし、同条第2項中「使用水量」とあるのは「超過水量」とする。

付 則 別 表 (平24水管規程1・追加)

換算するもの		換算の方法
(1) 条例付則別表に掲げる基本水量の数値		換算する数値に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(2) 条例付則別表に掲げる基本料金の額		換算する額に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(3) 条件付則別表に掲げる超過水量の数値	ア 11及び21	換算する数値から1を減じて得た数値に使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0.1を加える。
	イ 20及び40	換算する数値に、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。

注

1 使用日数は、月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算定に係る使用の期間の日数とする。

2 対象日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 月の中途における使用の開始の場合（当該使用を中止した場合で、当該使用の期間に定例日がないときを含む。） 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数

(2) 月の中途における使用の中止の場合 使用を中止した日以前の直近の定例日の翌日から当該定例日の属する月の翌月の当該定例日の応当日までの日数

3 換算後の基本水量又は超過水量の数値に小数点以下第1位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

4 換算後の基本料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

付 則（昭和39年4月1日水管規程第23号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年12月28日水管規程第9号）

この規程は、昭和41年1月1日から施行する。

付 則（昭和45年4月1日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年4月1日水管規程第3号）抄

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月31日水管規程第2号）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年7月1日水管規程第3号）

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

付 則（昭和50年10月3日水管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年12月21日水管規程第4号）抄

（施行期日）

1 この規程は、昭和60年1月1日から施行する。

付 則（平成3年12月16日水管規程第8号）

この規程は、平成3年12月17日から施行する。

付 則（平成5年10月6日水管規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月31日水管規程第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月17日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年4月1日水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年4月1日水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月4日水管規程第1号）

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

付 則（平成21年3月27日水管規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月22日水管規程第1号

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条第5号から第8号までの規定は、この規程の施行の日以後に北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第19号）第38条の規定に基づく船舶用水の販売の許可（北九州市水道条例施行規程第14条第2項に規定する期間の更新を含む。）を受けようとする者から適用する。

3 この規程の施行の際現に前項の許可を受けている者が改正後の第13条第5号から第8号までに掲げる要件を備えていないことが判明したときは、管理者は、当該許可を受けている者に対し、一定の期間を定めて当該要件を備えるよう勧告するものとする。

4 管理者は、前項に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、同項の許可を取り消すものとする。

付 則（平成24年9月28日水管規程第1号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

付 則（平成25年3月15日上下水管規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別 表（第 18 条関係）（平 16 水管規程 6・追加、平 21 水管規程 3・一部改正）

換算するもの		換算の方法
(1) 条例別表第 2 に掲げる基本料金の額		換算する額に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(2) 条例別表第 2 に掲げる使用水量の数値のうち 1 立方メートルから 1,000 立方メートルまでの分のもの	ア 1、11、26、51、及び 201	換算する数値から 1 を減じて得た数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0.1 を加える。
	イ 10、25、50、200 及び 1,000	換算する数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(3) 条例別表第 2 に掲げる使用水量の数値のうち 1,000 立方メートルを超えるもの	1,000	換算する数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0.1 を加える。

注

1 対象月数は、使用水量の計量が 1 月ごとに行われる場合にあっては 1、2 月ごとに行われる場合にあっては 2 とする。

2 使用日数は、月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金の算定に係る使用の期間の日数とする。

3 対象日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 月の中途における使用の開始の場合（当該使用を中止した場合で、当該使用の期間に定例日がないときを含む。）

ア 使用水量の計量が 1 月ごとに行われるとき 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数

イ 使用水量の計量が 2 月ごとに行われるとき 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前々月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数

(2) 月の中途における使用の中止の場合

ア 使用水量の計量が 1 月ごとに行われるとき 使用を中止した日以前の直近の定例日の翌日から当該定例日の属する月の翌月の当該定例日の応当日までの日数

イ 使用水量の計量が 2 月ごとに行われるとき 使用を中止した日以前の直近の定例

日の翌日から当該定例日の属する月の翌々月の当該定例日の応当日までの日数

4 換算後の使用水量の数値に小数点以下第1位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

5 換算後の基本料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

北九州市上下水道局口径別納付金規程

〔 昭和 4 2 年 1 2 月 2 8 日 〕
〔 水 管 規 程 第 1 9 号 〕

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、北九州市水道条例（昭和 38 年北九州市条例第 119 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項に規定する口径別納付金（以下「納付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(納付金の範囲)

第 2 条 納付金は、給水装置の新設又は水道メーターの口径（以下「口径」という。）増変更をしようとするときに納入するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 臨時用及び私設消火栓用の給水装置の新設又は既設口径の増変更をしようとするとき。
- (2) 上下水道局長が上下水道局の費用で、給水装置の新設又は口径の増変更をしようとするとき（受託に係るときを除く。）。

(口径増変更)

第 3 条 口径の増変更にかかる納付金は、新口径にかかる納付金と旧口径にかかる納付金の差額とする。

(納 入)

第 4 条 申込者は、工事を申込むときは、条例第 9 条の工事費の概算額にあわせて納付金を納入しなければならない。

付 則

この規程は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 47 年 4 月 1 日水管規程第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の改正規程の施行前に設置されている給水装置（工事申込済のものを含む。）については、改正後の北九州市水道条例（昭和 38 年北九州市条例第 119 号）別表第 1 に規定する口径別納付金が納入されているものとみなす。

付 則（平成24年3月30日水管規程第4号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局口径別納付金の取扱基準

北九州市上下水道局口径別納付金規程(昭和42年北九州市水道局管理規程第19号。以下「規程」という。)の施行について第2条及び第3条に定める事項の取扱いを適正かつ合理的に行うため、必要な基準を次のとおり定める。

第1 口径別納付金(以下「納付金」という。)の納入の範囲に関する事項

納付金納入の対象(規程第2条)

- (1) 給水装置の新設工事をしようとするとき。
- (2) 臨時用又は私設消火栓用の給水装置を他の専用又は共用の給水装置に変更しようとするとき。
- (3) 給水装置の口径変更工事をしようとする者。
 - ア 既設給水装置の水道メーターの口径(以下「口径」という。)を増大しようとするとき。
 - イ 既設給水装置の統合をしようとするとき。
 - ウ 既設給水装置の分割をしようとするとき。

第2 納付金の算定に関する事項

1 口径

北九州市水道条例(昭和38年北九州市条例第119号。以下「条例」という。)別表第1に定める「水道メーターの口径」とは、当該給水装置に設置したメーターの口径をいい、受水槽を設置した共同住宅については、受水槽の上流に設置したメーターの口径をいう。

2 納付金の算定(規程第2条及び第3条)

- (1) 給水装置の新設
条例別表第1に定める額とする。
- (2) 給水装置の口径変更
 - ア 既設給水装置の口径変更
変更しようとする給水装置の口径(以下「新口径」という。)が既設給水装置の口径(以下「旧口径」という。)より増すときは新口径と旧口径との納付金の差額とする。
 - イ 既設給水装置の統合
既設の2個以上の給水装置を1個に統合しようとするときは、新口径の納付金と旧口径の納付金の和との差額とする。
 - ウ 既設給水装置の分割
既設の1個の給水装置を2個以上の給水装置に分割しようとするときは、新口径の納付金の和と旧口径の納付金の差額とする。

第3 補則に関する事項

- 1 既設給水装置の給水管の口径変更の場合において、新口径の納付金が旧口径の納付金(統合による合算を含む。)より少ないときは、その差額は還付しない。
- 2 既設給水装置の給水管の口径変更の場合の納付金の算定にあたっては、条例別表第1を適用し、給水装置の口径300ミリメートル以上のものは、300ミリメートルとして計算する。

第4 実施期日

この基準は、昭和57年4月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道事業給水装置の構造及び

材質の基準に関する規程

〔平成9年9月30日
水管規程第8号〕

(趣 旨)

第 1 条 北九州市水道条例(昭和38年北九州市水道条例119号)第40条の管理者が別に定める基準については、この規程の定めるところによる。

(受水槽の経由)

第 2 条 建築物の3階以上の部分(管理者が別に定める基準に該当する部分を除く。)若しくは地下2階以下の部分に給水する場合又は一時に多量の水を使用する等のため配水管の水圧の低下を引き起こすおそれのある場合の給水装置は、受水槽を経由して給水する構造としなければならない。

(給水管等の口径)

第 3 条 給水管の口径は、配水管の水圧が0.1471メガパスカルで、計画する水の使用量を供給することができるものにしなければならない。

2 水道メーターの口径は、計画する水の使用量を適正に計量することができるものにしなければならない。

(委 任)

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前の給水の申込みに対する承認に係る給水装置の構造及び材質の基準については、なお従前の例による。

3 改正前の北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程第3条ただし書きの水道局長がその必要がないと認めた場合に該当する給水装置に対する受水槽を経由して給水する構造としなければならない基準については、改正後の北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (平成10年3月31日水管規程第6号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

北九水給配第200号
平成12年1月1日

北九州市水道局長

3階以上の直結式給水に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成9年北九州市水道局管理規程第8号）第2条の管理者が別に定める基準について必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この基準は、3階建て以上の建物（以下「建物」という。）に対し、直結式給水を実施する場合において適用するものとする。

(給水方式)

第3条 この基準において、配水支管（配水本管（幹線として布設した配水管をいう。）から分岐した配水管をいう。以下「配水管」という。）内の水圧をもって直接給水する方式を直圧給水、給水管内の水圧を増圧し給水する方式を増圧給水、これらを複合して給水する方式を複合給水という。

(給水方式の選定条件等)

第4条 給水方式の選定条件等は、次のとおりとする。

- (1) 直圧給水は、直結式給水施行要綱（以下「施行要綱」という。）で定める設計水圧をもって給水することが可能な建物と認められるものについて実施するものとする。
- (2) 前号において、実施が困難な建物については、増圧給水又は複合給水とすることができる。
- (3) 増圧給水は、施行要綱で定める増圧ポンプ（増圧給水及び複合給水で使用する給水ポンプをいう。以下同じ。）の吐出圧力以下で給水することが可能な建物と認められるものについて実施するものとする。
- (4) 複合給水において、それぞれの給水方式に係る条件は、第1号及び第3号に定める基準を適用する。
- (5) 増圧給水及び複合給水において設計された給水装置により、配水管の現有水圧をもって直圧給水が可能と認められる期間は、増圧ポンプの設置を見合わせて直圧

給水とすることができる。

(その他)

第 5 条 この基準に定めのない事項については、各関係規定によるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成12年1月1日から施行する。

(基準等の廃止)

2 直結式給水に関する基準（平成10年11月1日付水道局長決裁）及び3階直結式給水標準設計指針（平成10年11月1日付水道局長決裁）（以下「旧基準等」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行日において旧基準等により承認等を得ているものは、この基準にかかわらず、なお従前の例による。

直結式給水施行要綱

第 1 章 総 則

1-1 趣 旨

北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成9年北九州市水道局管理規程第8号）第4条の別に管理者が定める事項については、この要綱の定めるところによる。

1-2 適 用

- (1) 新築又は既設の建物に対し、直結式給水を実施する場合において適用するものとする。
- (2) 3階建て以上の建物に直結式給水を実施する場合は、3階以上の直結式給水に関する基準（平成12年1月1日水道局長決裁）に定めるもののほか、この要綱において定める。
- (3) この要綱に定めのない事項については、各関係規定によるものとする。

1-3 給水方式

配水支管（配水本管（幹線として布設した配水管をいう。）から分岐した配水管をいう。以下「配水管」という。）内の水圧をもって直接給水する方式及び給水管内の水圧を増圧し給水する方式を直結式給水といい、貯水槽を経由して給水する方式を水槽式給水という。

1-4 給水方式の原則

給水方式は、直結式給水を原則とする。ただし、管理者が別に定める場合は、水槽式給水によるものとする。

1-5 直結式給水の種類

直結式給水の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 直結式直圧給水（以下「直圧給水」という。）
配水管内の水圧をもって直接給水する方式をいう。
- (2) 直結式増圧給水（以下「増圧給水」という。）
給水管内の水圧を増圧して給水する方式をいう。

- (3) 直結式複合給水（以下「複合給水」という。）
直圧給水と増圧給水を複合して給水する方式をいう。

1-6 給水装置工事の種類

給水装置工事（以下「工事」という。）の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設ける工事
(2) 改造工事 既設給水装置の位置又は口径を変更する工事、給水装置の取替えを行う工事及び給水栓の数を増減する工事
(3) 修繕工事 給水装置の部分的な修理を行う工事
(4) 撤去工事 給水装置を配水管等から取除く工事

1-7 維持管理区分

維持管理区分は公私境界（以下「境界」という。）とし、水道の利用者又は給水装置の所有者は境界以下の給水装置及び水質について、善良な維持管理を行わなければならない。

第 2 章 基本的事項

2-1 認証品の使用

給水装置は、別表 1 に掲げる認証品を使用しなければならない。

2-2 給水装置の取出し

- (1) 給水装置は、配水管又は他の給水管（以下「配水管等」という。）から取り出すものとし、送水管又は配水本管から取り出してはならない。
- (2) 給水装置の配水管等からの取出しは、1 箇所とする。
- (3) 給水装置を配水管等から取り出す場合は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上の間隔を置かなければならない。

2-3 接続の禁止

- (1) 給水装置は、当該給水装置以外の水管その他の設備に直接接続してはならない。
- (2) 給水装置に、配水管等へ影響を及ぼすおそれのあるポンプを接続してはならない。
- (3) 給水装置に、水質汚染のおそれのある器具を接続してはならない。

2-4 給水管の口径

給水管は、計画する使用水量に対し適正な口径とし、著しく過大又は過小であってはならない。

2-5 水道メーターの口径

水道メーター（以下「メーター」という。）は、計画する使用水量を適正に計量できる口径にしなければならない。

2-6 特殊器具の直結

給水管に湯沸し器、浄水器等の特殊器具を直結で接続する場合は、管理者が別に定める「北九州市水道事業給水管に直結する特殊器具の取扱基準」に基づき施行するものとする。

2-7 水槽類への給水

- (1) 水槽、浴槽等に給水する場合は、落込みとし、給水装置の構造

及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）第5条第1項第2号に規定する吐水口空間を確保しなければならない。

- (2) 水を汚染するおそれのある器具又は施設等に給水する場合は、前号に規定する吐水口空間を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、逆流の防止のための適切な措置を講じなければならない。

第 3 章 指定給水装置の構造及び材質等

3-1 適 用

工事における配水管等への取付口からメーターまでの給水装置（以下「指定給水装置」という。）の構造及び材質等を以下に定める。

3-2 材 質 等

指定給水装置の種類、規格及び材質については、別表 2 のとおりとする。

3-3 給水管の分岐

- (1) 指定給水装置から分岐して新設工事又は改造工事を行う場合は、原則として別表 3 の管径均等表の均等数を上まわってはならない。
- (2) 給水管は、原則として配水管等と同口径にしてはならない。
- (3) 給水管は、異形管から取り出してはならない。
- (4) 口径 20 ミリメートル以下の給水管から分岐してはならない。
- (5) 分岐からメーターの直近上流側の直結止水栓、水道用止水栓及びソフトシール仕切弁（以下「止水栓等」という。）までの給水管は、口径 20 ミリメートル以上とする。
- (6) 給水管の分岐口径が 25 ミリメートル以下の場合のせん孔は、サドル付分水栓を使用しなければならない。ただし、25 ミリメートル以下の給水管から分岐する場合は除く。
- (7) 給水管の分岐口径が 40 ミリメートル以上の場合、丁字管又は割丁字管を使用しなければならない。

3-4 給水管の口径

給水管は、メーターと同口径にしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に限っては、異なった口径にすることができる。

- (1) 給水管の口径が 20 ミリメートルで、メーターの口径が 13 ミリメートルの場合
 - (2) 配水管等の水圧及び水量並びに当該給水装置の所要水量を考慮して、同口径にしがたいと判断される場合
- なお、この場合においても、給水管の口径は、メーターの上流 5 メートル以上をメーターと同口径にしなければならない。

3-5 給水管の布設

- (1) 給水管の布設にあたっては、水質が汚染されることなく、かつ、維持管理に支障のない位置を選定するものとする。
- (2) 給水管を布設する場合は、他の埋設物との間隔を30センチメートル以上確保しなければならない。

3-6 給水管の接合

給水管は、その構造及び材質に応じた適切な接合をしなければならない。

3-7 給水管の埋設深さ

給水管の埋設は、公道にあつては道路管理者の指示する深さとし、私道は公道に準じた深さとする。また、宅地内にあつては、口径75ミリメートル以上の場合は60センチメートル以上とし、口径50ミリメートル以下の場合は30センチメートル以上とする。なお、埋設深さは、道路の側溝の上端を基準とする。

3-8 給水管の標示

- (1) 公道に布設する給水管の事故防止のため、給水管を埋戻す途中に地中標示しなければならない。設置深さについては各関係規定による。
- (2) ポリエチレン管を布設する場合には、境界に最も近接した宅地内に標示ブロック等を設置しなければならない。
- (3) 前号において、標示ブロックの設置が困難な場合は、不動の構造物に標示プレートを貼付するものとする。

3-9 メーターの設置

- (1) メーターは、1世帯又は1事業所ごとに1箇所設置するものとする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。
- (2) メーターは、原則として宅地内の道路側で門、玄関及び通路に近接した場所に設置しなければならない。
- (3) メーターは、検針及び取替えが容易であり、かつ、汚染又は外荷重による破損のおそれのない位置に設置しなければならない。
- (4) メーターは、原則として地付けとし、給水栓より低い位置に、かつ、水平に設置しなければならない。

3-10 メーターの収納

口径40ミリメートル以下のメーターは、鋳鉄製又は樹脂製のメーターボックスに収納し、口径50ミリメートル以上の場合は、コンクリート製のメーター室に収納しなければならない。(図1～図6)

3-11 止水栓等の設置

- (1) 口径40ミリメートル以下のメーターの直近上流側には、直結止水栓を設置しなければならない。
- (2) 口径50ミリメートルのメーターの直近上下流側には水道用止水栓を設置し、口径75ミリメートル以上の場合は、ソフトシール仕切弁を設置しなければならない。また、下流側の水道用止水栓又はソフトシール仕切弁とメーターとの間には伸縮管を設置するものとする。
- (3) 止水栓等は、原則として宅地内で境界に近接した場所に設置するものとし、維持管理に支障がなく、外荷重による破損のおそれがない箇所を選定しなければならない。

3-12 止水栓等の収納

- (1) 直結止水栓は、図1から図5に定める鋳鉄製又は樹脂製のメーターボックスに収納し、水道用止水栓又はソフトシール仕切弁は、図6に定めるコンクリート製のメーター室に収納しなければならない。
- (2) メーターボックス又はメーター室に収納する止水栓等のほか、必要に応じて設置する止水栓等は、図7から図9に定める止水栓ボックス、小型バルブ用鉄蓋又は仕切弁鉄蓋に収納しなければならない。

3-13 危険の防止

- (1) 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水質の汚染及び漏水のおそれがないものを使用しなければならない。
- (2) 水撃作用の生じるおそれのある器具を給水管に直結する場合は、これを防止する緩衝装置を設けなければならない。
- (3) 給水管に停滞空気が生じるおそれのある箇所は、これを排除する装置を設けなければならない。

3-14 防 護

- (1) 給水装置には、凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置を講じなければならない。
- (2) 給水管が離脱するおそれのある場合は、離脱防止のための措置を講じなければならない。
- (3) 給水管の立上り又は露出箇所若しくはメーターが凍結するおそれのある場合は、防寒材で保護しなければならない。
- (4) 電蝕が生じるおそれのある箇所については、適切な防蝕措置を講じなければならない。

第 4 章 工事上の条件

4-1 適 用

工事における配水管等への取付口からメーターまでの工事上の条件を以下に定める。

4-2 技術指針等の遵守

工事の施工に際しては、次の各号に掲げる技術指針及び基準等を遵守しなければならない。

- (1) 水道工事標準仕様書（北九州市上下水道局）
- (2) 土木工事安全施工技術指針
- (3) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- (4) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- (5) 道路工事現場における標示施設等の設置基準
- (6) 道路工事保安施設設置基準

4-3 現場管理

現場の管理にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及びその他の諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等を防止し、作業環境の保全に努めなければならない。
- (2) 工事の現場並びにその周辺の地上及び地下の工作物に対して、支障を与えないように努めなければならない。
- (3) 工事の材料及び機械器具が、一般交通及び消防水利施設等の障害とならないようにしなければならない。
- (4) 工事は衛生に十分注意し、中断時には給水管の管端に栓等を施し、汚水等が流入しないようにしなければならない。

4-4 掘 削

道路を掘削する場合は、事前に当該道路の管理者及び交通管理者の許可を受け、かつ、許可条件等を遵守しなければならない。

なお、公道以外の道路を掘削する場合においては、必要のない事項は除くものとする。

4-5 道路の復旧

道路は、当該道路の管理者が指示する方法により、速やかに、復旧を行うものとする。

第 5 章 メーター以下の給水装置

5-1 適 用

- (1) 工事におけるメーター以下（メーターを除く。以下同じ。）の給水装置の構造を以下に定める。
- (2) この章で定めのない事項で、他の章に共通する事項は、その規定を適用する。

5-2 給水管の口径

- (1) メーター以下の給水管は、水圧及び使用水量並びに当該給水装置の所要水量を考慮して、適正な口径にしなければならない。
- (2) メーター以下の給水管は、メーターと同口径又はそれ以下にしなければならない。
- (3) 前号の規定は、給水管の口径が 20 ミリメートルで、それに直結されたメーターの口径が 13 ミリメートルの場合は除く。

5-3 給水管の選定

給水管は、布設箇所の状況に最も適したものを選定しなければならない。

5-4 布設の回避

次の各号に掲げる箇所には、当該各号に掲げる給水管を布設してはならない。

- (1) 酸性土壌の箇所又は海水が浸入する箇所
硬質塩化ライニング鋼管及びポリエチレン粉体ライニング鋼管
- (2) 温度変化の著しい箇所
硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管（以下「ビニル管」という。）
- (3) ガソリン又はシンナーに触れるおそれのある箇所
ビニル管及び水道用ポリエチレン管（以下「ポリエチレン管」という。）
- (4) 立上り部分又は露出部分
ビニル管及びポリエチレン管
- (5) 河川、水路等を横断する箇所
ビニル管及びポリエチレン管

第 6 章 3階建て以上の直結式給水

6-1 適用

- (1) 1-2-(2)の規定により、3階建て以上の建物に給水する場合の基準を標準として定める。ただし、指定給水装置にかかる規定及び設計水圧は遵守しなければならない。
- (2) この章で定めのない事項で、他の章に共通する事項は、その規定を適用する。
- (3) 前号を適用する場合において、規定中「配水管等への取付口からメーターまで」とあるのは、「配水管等への取付口から逆流防止器具まで」と読み替える。

6-2 建物の定義

この章において、一戸建て建物とは一つの建物内に一戸が存し、メーターが一個の建物で専用住宅、店舗、事務所等の建物をいう。また、一戸建て以外の建物とは一つの建物内に二戸以上が存し、メーターが二個以上の建物で専用住宅、店舗、事務所及びこれらの複合した建物をいう。

6-3 設計水圧

3階以上の直結式給水に関する基準第4条第1号の規定による設計水圧は、0.196メガパスカル{2.0kgf/cm²}とし、配水管等の最小動水圧が0.196メガパスカル{2.0kgf/cm²}を下廻る場合は、0.147メガパスカル{1.5kgf/cm²}とする。

6-4 配水管、取出し給水管及び引込み給水管

- (1) 取出し可能な配水管の口径は、50ミリメートル以上とする。
- (2) 取出し給水管（以下「取出し管」という。）は、配水管等と同口径であってはならない。なお、取出し管とは、配水管等から分岐した給水管及び各戸に引き込むためのたて管及び横びき管をいう。
- (3) 一戸建て以外の建物の引込み給水管（以下「引込み管」という。）の口径は、20ミリメートル以上を標準とする。なお、引込み管とは、取出し管から分岐した給水管をいう。

6-5 3階建て建物の給水管等の口径決定

3階建て直圧給水における給水管等の口径決定は、次の方法を標準とする。

- (1) 一戸建て建物における取出し管及びメーター口径は、水栓の数が10個以下の建物においては25ミリメートルとする。また、11個以上の建物については、水理計算により決定する。
- (2) 一戸建て以外の建物における取出し管の口径は、一戸一日の使用水量が1立方メートル以下で、かつ、24戸以下の建物については表1により決定し、引込み管及びメーターの口径は20ミリメートル以上とする。また、一戸一日の使用水量が1立方メートルを超える建物及び25戸以上の建物については、水理計算により決定する。

表1

戸数	口径 (mm)
3戸以下	25
4～7戸	40
8～12戸	50
13～24戸	75

6-6 メーターの設置及び収納

- (1) 一戸建て建物の場合は、3-9及び3-10で定める基準のとおり設置し収納する。
- (2) 一戸建て以外の建物の親メーターは設置しないものとし、各戸のメーターは、図10又は図11に定める各階のパイプシャフト内に収納するものとし、メーターを複数個、収納する場合は図12のとおりとする。
- (3) 前号において、パイプシャフト内に収納する場合のメーター回りの標準構造は、図13のとおりとする。

6-7 集中検針盤の設置

集中検針盤を設置する場合は、建物内の一階部分で管理者と協議の上その指定する場所に、必要な空間を確保しなければならない。

6-8 逆流防止器具及びボックス等

逆流防止器具は、次の各号に定めるところにより設置しなければならない。

(1) 設置位置等

- ① 一戸建て建物の場合は、取出し管の一階部分で、メーターの直近下流側に設置する。なお、必要に応じて複数を設置する。

(配置図1～配置図3)

- ② 一戸建て以外の建物の場合は、取出し管の一階部分でボール止水栓又はソフトシール仕切弁の直近に設置し、引込み管においてはメーターの直近上流側に設置する。

(配置図4～配置図7)

- ③ 増圧給水及び複合給水においては、増圧ポンプの上流側に設置する。
- ④ 機構上、排水が伴う場合は、目視できるように設置しなければならない。

(2) 収納

- ① 一戸建て建物の場合は、図1から図6の鋳鉄製若しくは樹脂製のメーターボックス又はコンクリート製等のメーター室に収納する。
- ② 一戸建て以外の建物の取出し管に設置する逆流防止器具は、口径40ミリメートル以下については、図14又は図15の逆止弁ボックスに収納し、口径50ミリメートル以上の場合は、図6のメーター室に準じた逆流防止器具室内に収納する。また、各戸の引込み管に設置する逆流防止器具は、図10又は図11に定められたパイプシャフト内に収納する。

(3) 器種

逆流防止器具は、次の器具を標準とする。

- ① 直圧給水の場合は、口径40ミリメートル以下の逆流防止器具はスプリング単式とし、口径50ミリメートル以上は減圧式とする。
- ② 増圧給水及び複合給水の場合は、減圧式とする。
- ③ 引込み管に設置する逆流防止器具は、逆止弁付直結ボール止水栓とし、逆流防止機能はスプリング単式とする。

(4) 保守・点検

逆流防止器具は年1回以上の保守・点検を行わなければならない。

6-9 止水栓類及びボックス等

メーター及び逆流防止器具の直近には、ボール止水栓又はソフトシール仕切弁を設置しなければならない。

(1) 設置位置等

- ① 一戸建て建物で、取出し管の口径が40ミリメートル以下の場合、一階部分でメーターの上流側にボール止水栓を設置する。口径50ミリメートル以上の場合、メーター及び逆流防止器具の直近上下流側にボール止水栓を設置し、口径75ミリメートル以上の場合、ソフトシール仕切弁を設置する。

(配置図1～配置図3)

- ② 一戸建て以外の建物で、取出し管の口径が40ミリメートル以下の場合、一階部分で逆流防止器具の上流側にボール止水栓を設置する。口径50ミリメートルの場合、逆流防止器具の直近上下流側にボール止水栓を設置し、口径75ミリメートル以上の場合、ソフトシール仕切弁を設置する。また、引込み管においては、メーターの直近上流側に逆止弁付直結ボール止水栓を設置する。

(配置図4～配置図7)

(2) 収納

- ① 一戸建て建物で、口径25ミリメートル以下のボール止水栓は、図7の止水栓ボックスに収納し、口径40ミリメートルの場合、図8の小型バルブ用鉄蓋に収納する。また、口径50ミリメートルのボール止水栓又は口径75ミリメートル以上のソフトシール仕切弁は、図6のメーター室に準じた室内に収納する。
- ② 一戸建て以外の建物の取出し管に設置する口径40ミリメートル以下のボール止水栓は、図14又は図15の逆止弁ボックスに収納し、口径50ミリメートルのボール止水栓又は口径75ミリメートル以上のソフトシール仕切弁は、図6のメーター室に準じた逆流防止器具室内に収納する。また、引込み管に設置する逆止弁付直結ボール止水栓は、図10又は図11に掲げる各階のパイプシャフト内に収納する。

(3) 器種

取出し管に設置する止水栓類は、口径が50ミリメートル以下の場合にはボール止水栓、口径75ミリメートル以上はソフトシ

ール仕切弁とし、引込み管には逆止弁付直結ボール止水栓を使用する。

6-10 増圧ポンプ

増圧ポンプの仕様等については次のとおりとする。

- (1) 日本水道協会（JWWA）の認証品を標準とする。
- (2) 配水管等の圧力が0.069メガパスカル {0.7kgf/cm²} に低下した時点で停止し、その復帰圧力は0.098メガパスカル {1.0kgf/cm²} であること。

なお、ポンプの設定値は次式を満足すること。

$$0 < 7 - H \leq P$$

H：配水管等から増圧ポンプ設置位置までの鉛直高（m）

P：増圧ポンプ1次側でのポンプ停止設定値（m）

- (3) 3階以上の直結式給水に関する基準第4条第3号の規定による吐出圧力は、0.75メガパスカル {7.6kgf/cm²} とする。
- (4) 増圧ポンプ口径は、増圧ポンプ直近上流側の口径と同口径又はそれ以下とする。

6-11 増圧ポンプの設置

増圧ポンプを設置する場合の基準を次の各号に定める。

- (1) 複数の増圧ポンプを直列に設置してはならない。
- (2) 増圧ポンプは、原則として1階部分に設置しなければならない。
- (3) 増圧ポンプには、維持管理の責任者名及び業者名、操作方法、配管系統図及びその他必要な事項を、標示板等に明記しなければならない。
- (4) 増圧ポンプは、年1回以上の点検を行わなければならない。

6-12 直圧共同給水栓

増圧給水及び複合給水を行う場合は、次の各号に定めるところにより、直圧共同給水栓を設置するものとする。ただし、散水栓又はその他の給水栓を直圧給水部分から分岐して使用する場合は、これに代えることができる。

- (1) 分岐は1箇所とし、分岐箇所には止水栓等を設けるものとする。
- なお、当該配管は管径均等表の適用対象外とする。

- (2) 増圧ポンプの上流側から分岐のうえ、メーターを設置し、口径別納付金を徴収する。
- (3) 1階部分で維持管理及び給水作業に支障のない箇所に設置しなければならない。
- (4) 維持管理上の必要な措置を講じなければならない。

6-13 空気弁

- (1) 配管の最上部及び必要な箇所に、空気弁を設置しなければならない。
- (2) 空気弁は吸排気機能を持つ器種とし、必要に応じて排水路を設けなければならない。

6-14 減圧弁

適正な水圧を確保するため、必要に応じて減圧弁を設置しなければならない。

6-15 逆流防止器具までの基本構造

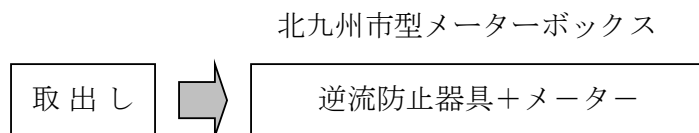
分岐から逆流防止器具までの基本構造は、配置図1から配置図7のとおりとし、メーター及び逆流防止器具の維持管理を容易にするため、伸縮機能をもつボール止水栓等、又は伸縮管を設置するものとする。

<一戸建て建物>

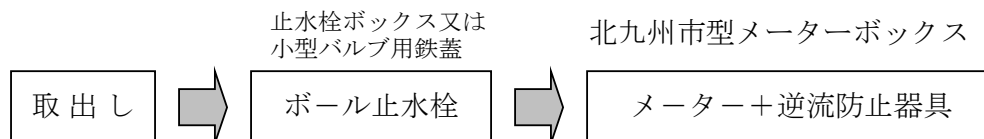
(配置図 1)

[取出し管 口径40ミリメートル以下]

<逆流防止器具が逆止弁付直結ボール止水栓の場合>



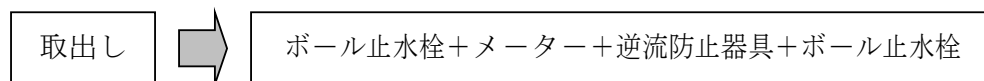
<逆流防止器具が逆止弁の場合>



(配置図 2)

[取出し管 口径50ミリメートル]

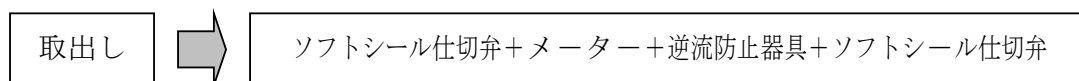
メーター室



(配置図 3)

[取出し管 口径75ミリメートル以上]

メーター室



<一戸建て以外の建物>

(配置図 4)

[取出し管 口径40ミリメートル以下]

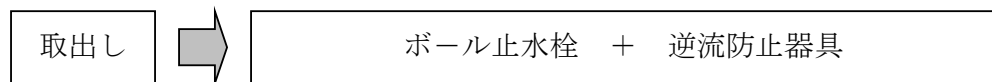
<逆流防止器具が逆止弁付直結ボール止水栓の場合>

北九州市型逆止弁ボックス



<逆流防止器具が逆止弁の場合>

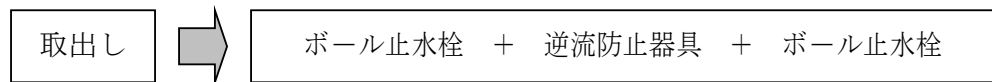
北九州市型逆止弁ボックス



(配置図 5)

[取出し管 口径50ミリメートル]

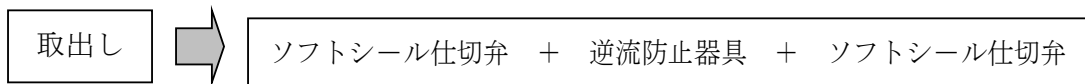
逆流防止器具室



(配置図 6)

[取出し管 口径75ミリメートル以上]

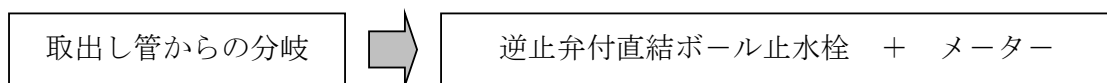
逆流防止器具室



(配置図 7)

[各戸の引込み管]

逆流防止器具室



第 7 章 給水装置の設計

7-1 適 用

設計にあたっては、以下に定める基準を標準として適用する。ただし、設計水圧については、次項に定める基準を遵守しなければならない。

7-2 設計水圧

設計水圧は0.196メガパスカル{2.0kgf/cm²}とし、配水管等の最小動水圧が0.196メガパスカル{2.0kgf/cm²}を下廻る場合は、0.147メガパスカル{1.5kgf/cm²}とする。

7-3 設計水量

(1) 一戸建て建物の設計水量

一戸建て建物における設計水量の算定は、表2の用途別使用水量に表3の同時使用栓数を考慮して行う。

表2 用途別使用水量

用 途	使用水量 (リットル/分)	対応する給水用具 の口径 (mm)	備 考
台所流し	12～40	13～20	
洗濯流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	
浴槽 (和式)	20～40	13～20	
浴槽 (洋式)	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器 (洗浄水槽)	12～20	13	
小便器 (洗浄弁)	15～30	13	
大便器 (洗浄水槽)	12～20	13	
大便器 (洗浄弁)	70～130	25	
手洗器	5～10	13	
消火栓 (小型)	130～260	40～50	
散水	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	業務用

表3 同時使用栓数

総給水用具数	同時に使用する給水用具数	総給水用具数	同時に使用する給水用具数
1	1	11～15	4
2～4	2	16～20	5
5～10	3	21～30	6

(2) 一戸建て以外の建物の設計水量

一戸建て以外の建物における設計水量は、次の式を用いて算出する。式により算定した水量は表4のとおり。

Q：同時使用水量 (ℓ/分) N：戸数

$$1 \sim 3 \text{ 戸 } \quad Q = 2.1 N^{0.5} (1 - 0.05 N)$$

$$4 \sim 9 \text{ 戸 } \quad Q = 4.2 N^{0.33}$$

$$10 \text{ 戸以上 } \quad Q = 1.9 N^{0.67}$$

上記式は、同時使用率が考慮されている。

表4 戸数と同時使用水量 (ℓ/分)

戸数	2	3	4	5	6	7	8
同時使用水量	39	53	66	71	76	80	83
戸数	9	10	11	12	13	14	15
同時使用水量	87	89	95	100	106	111	117
戸数	16	17	18	19	20	25	30
同時使用水量	122	127	132	137	141	164	186
戸数	35	40	45	50	55	60	65
同時使用水量	206	225	243	261	278	295	311
戸数	70	75	80	85	90	95	100
同時使用水量	327	343	358	373	387	402	416

7-4 給水管及びメーター口径

給水管及びメーターの口径は、設計水圧、使用水量、表5の給水管の最大動水こう配、最大流速及び表6のメーターの流量基準等を考慮し、

水理計算により決定する。また、配水管等の給水能力をもって、計画使用水量が給水可能な口径にしなければならない。

7-5 最大動水こう配及び最大流速

給水管の最大動水こう配及び最大流速は、表5を基準とする。

表5 給水管の最大動水こう配及び最大流速

口径 (mm)	最大動水勾配 (‰)	最大流速 (m/s)	流量 (リットル/分)
13	400	2.0	17
20	240		38
25	190		59
40	110		151
50	90		236
75	50		530
100	40		942
150	20		2121

7-6 メーターの流量基準

メーターの口径及び型式別流量は、表6を基準とする。

表6 メーターの口径及び型式別流量基準

口径 (mm)	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容範囲 (m ³ /h)		1日あたりの使用量 (m ³ /日)			月間 使用量 (m ³ /月)	型式等
		1時間/日 以内の場合	10分/日 以内の場合	1日使用時間 の合計が5時 間のとき	1日使用時間 の合計が10 時間のとき	1日24時間使 用のとき		
13	0.1~1.0	1.5	2.5	4.5	7	12	100	接線流羽根車式
20	0.2~1.6	2.5	4	7	12	20	170	接線流羽根車式
25	0.23~2.5	4	6.3	11	18	30	260	接線流羽根車式
40	0.4~6.5	9	16	28	44	80	700	たて型軸流羽根車式
50	1.25~17	30	50	87	140	250	2,600	たて型軸流羽根車式
75	2.5~27.5	47	78	138	218	390	4,100	たて型軸流羽根車式
100	4.0~44.0	74.5	125	218	345	620	6,600	たて型軸流羽根車式
150	2.5~500	400	500	2,000	4,000	7,800	234,000	電磁式
200	3.94~787.5	630	787.5	3,150	6,300	13,680	410,000	電磁式
250	3.94~787.5	630	787.5	3,150	6,300	13,680	410,000	電磁式
300	6.25~1,250	1,000	1,250	5,000	10,000	14,400	432,000	電磁式
350	6.25~1,250	1,000	1,250	5,000	10,000	14,400	432,000	電磁式

7-7 摩擦損失水頭

器具類の摩擦損失水頭は、表7に定める直管換算延長により算出する。

- (1) 直結止水栓の口径20mm×13mmは、3.0 mとする。
- (2) 分岐箇所、異径接合、ボール止水栓、ソフトシール仕切弁の直管換算長は、換算延長には加えない。
- (3) 器具類損失水頭の直管換算長を算出する場合は、表5の流量を参考にする。
- (4) 総損失水頭は、水理計算値の10%増とする。

表7 直管換算延長表 (m)

口径	分水栓	止水栓	給水栓	メーター	逆止弁	逆付 止 弁	直 結 水 栓	逆 流 防 止 器 具
13	—	3.0	3.0	4.0	1.5	1.5		
20	2.0	8.0	8.0	11.0	2.5	2.5		
25	3.0	10.0	8.0	15.0	3.0	2.5		
40		25.0		26.0	12.0	11.0		
50		30.0		35.0				140.0
75				15.0				220.0
100				20.0				380.0
150				40.0				570.0

7-8 残存水頭

残存水頭は、給水用具の機能性から必要とする作動水圧又は最低水圧を十分に考慮し決定する。

第 8 章 工事の申込み等

8-1 工 事

給水装置工事主任技術者は、工事の全般について水道法等で定める規定に基づき、適切な指導監督等に努めなければならない。

8-2 事前協議等

- (1) 指定給水装置工事事業者は、北九州市水道条例第 5 条第 1 項に定める給水装置工事（以下の規定において「工事」という。）の申込みに先立ち、所管する工事事務所と協議を十分に行わなければならない。
- (2) 工事の申込者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる場合は申込みに先立ち、直結式給水等事前協議申請書（第 1 号様式）を所管する工事事務所に提出しなければならない。
 - ① 増圧ポンプを必要とする場合
 - ② その他判断が困難と認められる場合

8-3 調査・設計

- (1) 指定給水装置工事事業者は設計にあたり、調査・検討を十分に行わなければならない。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、水槽式給水を直結式給水に変更する場合においては、各関係規定を熟知し、適正な設計を行わなければならない。

8-4 工事の申込み等

- (1) 申込者は、申込みにあたり、北九州市水道条例施行規程第 1 条の 3 に定める給水装置工事申込書（第 2 号様式）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。
 - ① 国道、県道及び市道等の占用許可申請書に添付すべき図面
 - ② その他管理者が必要と認める書類
- (2) 3 階建て以上の建物に直結式給水を実施しようとするときで、水理計算を必要とする場合、申込者は、水理計算書（第 3 号様式）を提出しなければならない。
- (3) 増圧給水又は複合給水を実施しようとする場合、申込者は、増圧ポンプ設置条件承諾書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

- (4) 直結給水基準第4条第5号の規定を適用する場合、申込者は、増圧ポンプ設置誓約書(第5号様式)を提出しなければならない。

8-5 審 査

工事事務所は、工事の申込みがあった場合、次の各号について審査を行うものとする。

- (1) 設計図書内容の整合性
- (2) 水理計算の整合性
- (3) 給水装置設置箇所の配水管等の水圧状況
- (4) その他必要な事項

8-6 工事検査

工事検査に関しては、各関係規定に基づく取扱いを行うものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

(廃 止)

- 2 北九州市水道事業の給水装置標準設計及び施工に関する要綱(平成9年10月1日付水道局長決裁)は廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

別表1 給水材料

<p>(1) 自社検査による 性能基準適合品</p>	<p>製造業者及び販売代理店等が、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第114号。以下「省令」という。）に掲げる基準（以下「性能基準」という。）に適合した製品（以下「性能基準適合品」という。）であることを示す自社検査証印等の表示がなされているもの又はその製品が設計段階で省令に規定する性能基準に適合していることを示す試験証明書及び製品品質の安定性を示す証明書が提示されている製品</p>
<p>(2) 第三者機関による 性能基準適合品</p>	<p>第三者機関が、性能基準適合品として標示するマーク又は刻印等が製品に表示されている製品 （現在、第三者機関には、（社）日本水道協会、（財）日本燃焼器具検査協会、（財）電気安全環境研究所、（財）日本ガス機器検査協会がある。）</p>
<p>(3) 他の規格適合品</p>	<p>性能基準を満足する製品規格（日本工業規格、製造業者等の団体規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る性能条件が性能基準と同等以上に厳しいものをいう。）に適合している認証が行われ、製品にこの旨表示されているもの</p>
<p>(4) その他</p>	<p>前各号に掲げる以外の製品で、その製品が明らかに性能基準に適合していることが証明された製品</p>

別表 2

管理者が指定する給水管及び給水用具

配水管等への取付口から水道メーターまでの給水管材料		
種 類	規 格	仕 様
水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	1 種管 軟質
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VB SGP-VD
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	SGP-PB SGP-PD
水道用ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	3 種管
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JIS G 5527	内面塗装 JIS G 5528

配水管等への取付口から水道メーターまでの弁栓類

種 類 等			規 格	仕 様
水道用サドル分水栓	取付管が SGP-VD又はSGP-PD の場合	外面被覆を処理せ ず施工する場合	JWWA 検査合格品	A形ねじ式かつ給水管 取出が平行おねじ式
		外面被覆を処理し て施工する場合	JWWA B 117	A形 ねじ式
	取付管が 上記以外の場合			
止水栓類	直結止水栓		JWWA B 108	伸縮式 北九型
	水道用止水栓		JWWA B 108	メーカー仕様
	盗水防止形直結止水栓		JWWA B 108	伸縮式 北九型
	ボール止水栓		JWWA B 108	メーカー仕様
逆流防止器具	スプリング単式逆止弁		JWWA B 129	メーカー仕様
	減圧式逆流防止装置		JWWA B 134	メーカー仕様
水道用ソフトシール仕切弁			JWWA B 120	北九州市仕様

※水道メーターが複数ある場合は、「水道メーターまで」とあるのは「宅内第1止水栓(仕切弁)又は逆流防止器具まで」と読み替える。

別表 3

管 径 均 等 表

分岐管mm 主管mm	13	20	25	40	50	75	100	150
13	1.00							
20	2.94	1.00						
25	5.70	1.75	1.00					
40	20.76	6.29	3.60	1.00				
50	41.44	10.98	6.29	1.75	1.00			
75	145.36	38.90	19.49	5.35	2.76	1.00		
100	328.22	93.17	49.23	10.98	6.29	2.05	1.00	
150	904.48	308.09	176.36	38.90	19.49	6.29	2.76	1.00

$$N = \left(\frac{D}{d} \right)^{\frac{5}{2}} \text{ / 総同時使用率}$$

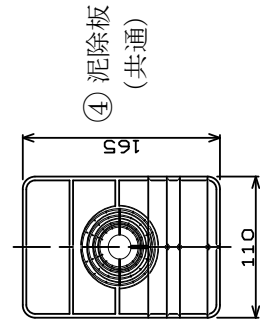
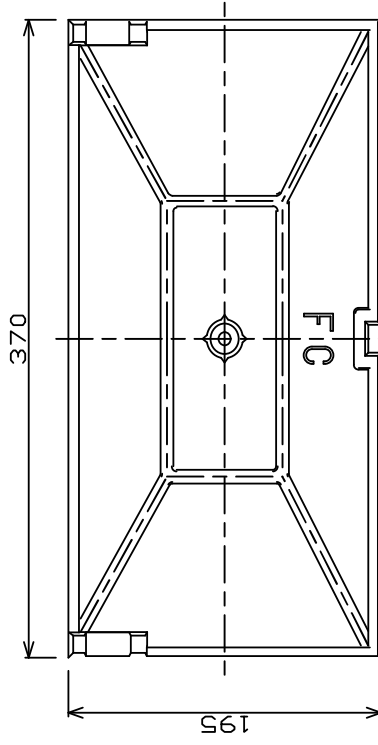
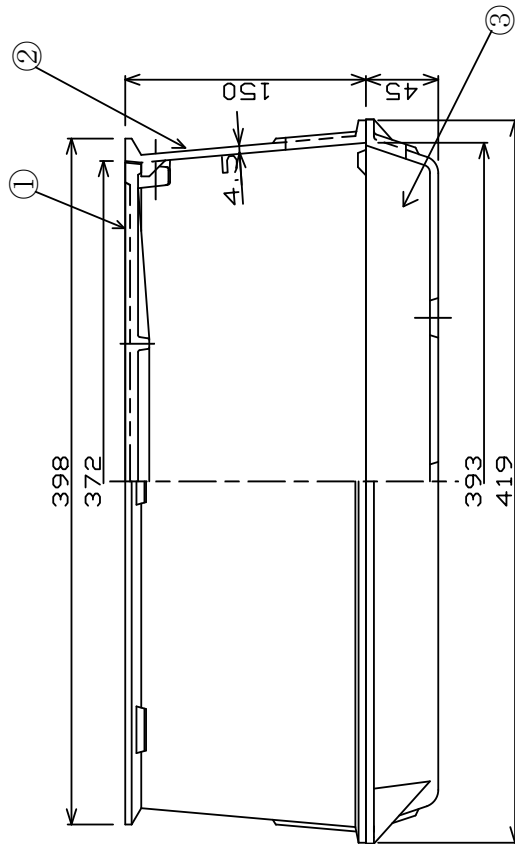
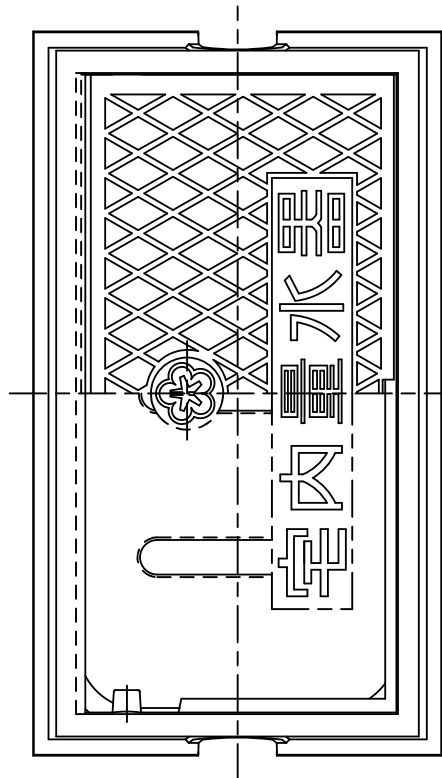
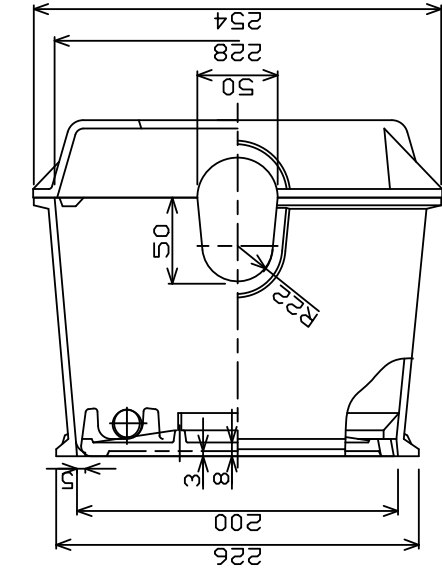
N:分岐管の数(均等管数)、D:主管(幹線)の直径(mm)、d:分岐管(支線)の直径(mm)

給水戸数と総同時使用率

総戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
総同時使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50

- (注) 1. 摩擦損失を考慮した場合、流量は管径の5/2乗に比例する。
 2. この均等表は、管長・水圧及び摩擦係数を同一として算出し、同時使用率を考慮した数値である。
 3. 給水装置において主管に相当する分岐管数を参考として推測する場合に、この管径均等表を用いて確認する。

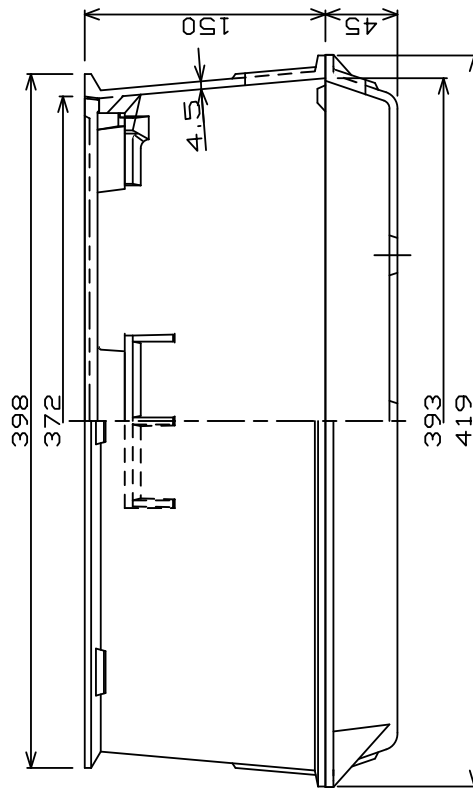
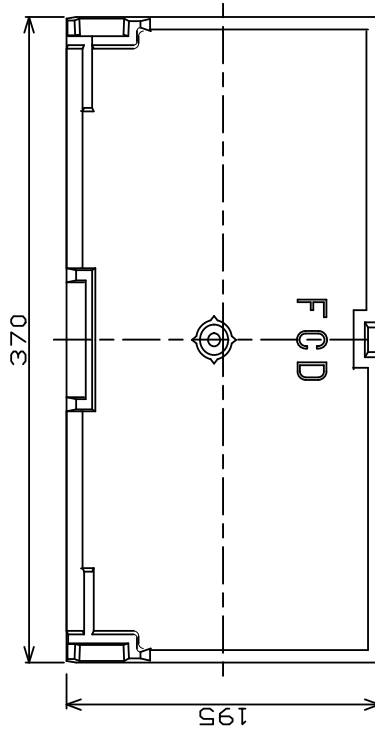
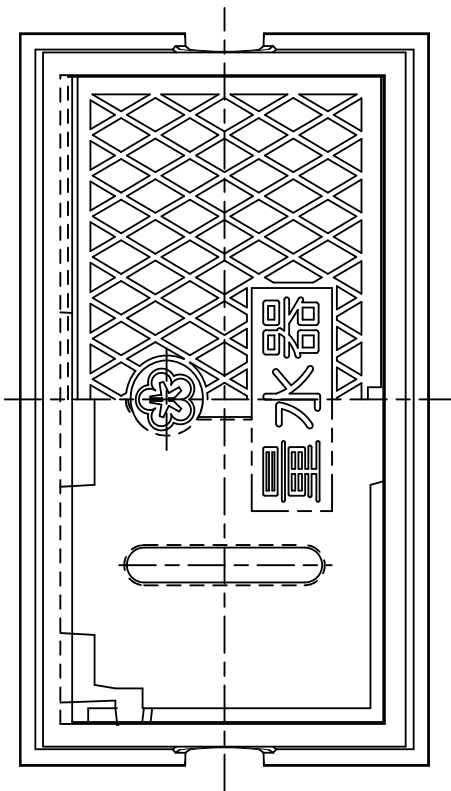
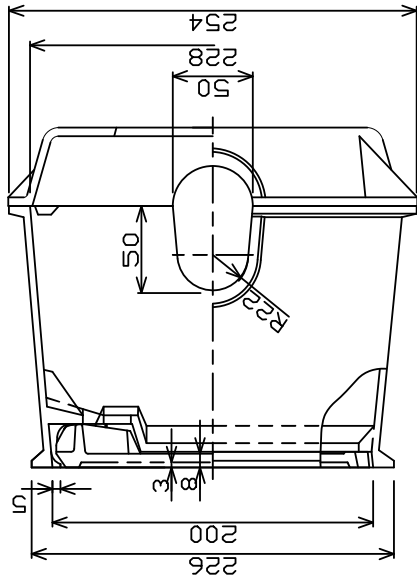
図 1



4	泥除板	PE	1	
3	底	FC200	1	
2	受枠	FC200	1	
1	鉄蓋	FC200	1	
品番	名称	材質	個数	備考
品名	北九州市型メーターボックス			
型式	鑄鉄製宅内用 (底付)			

北九州市上下水道局

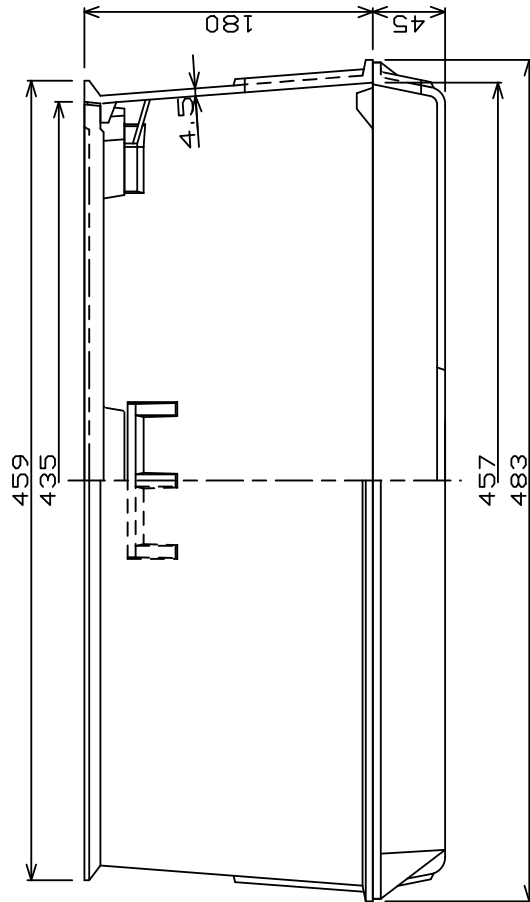
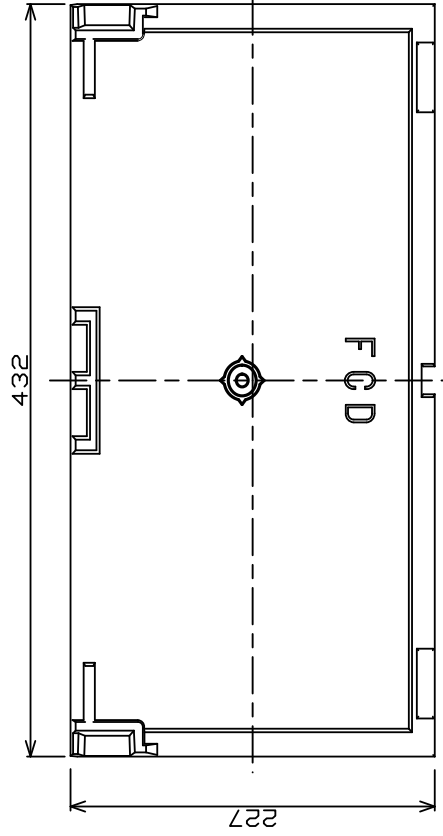
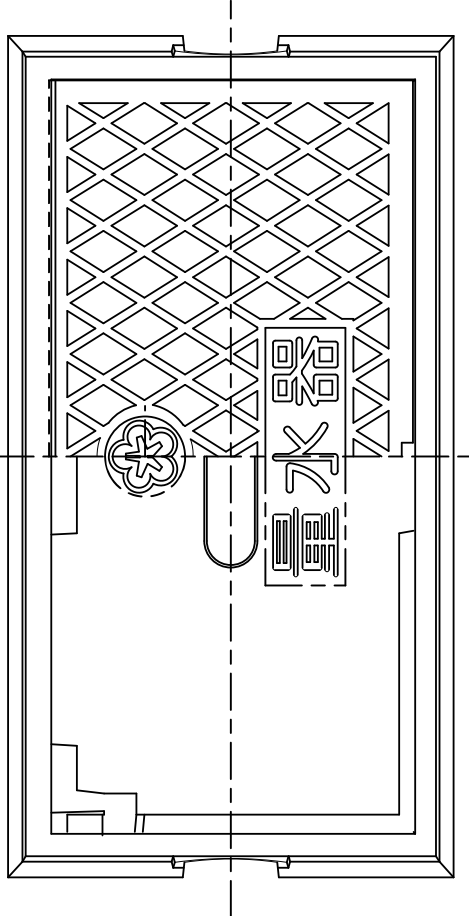
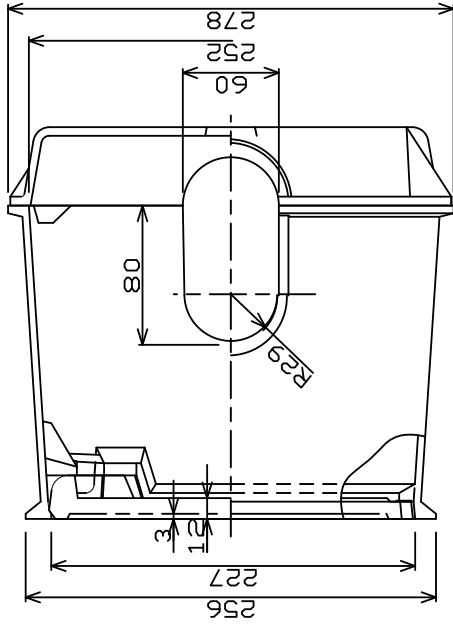
図 2-1



3	底	FC200	1	
2	受枠	FC200	1	
1	鉄蓋	FCD500	1	
品番	名称	材質	個数	備考
品名	北九州市型メーターボックス			
型式	鋳鉄製道路用13ミリ(底付)			

北九州市上下水道局

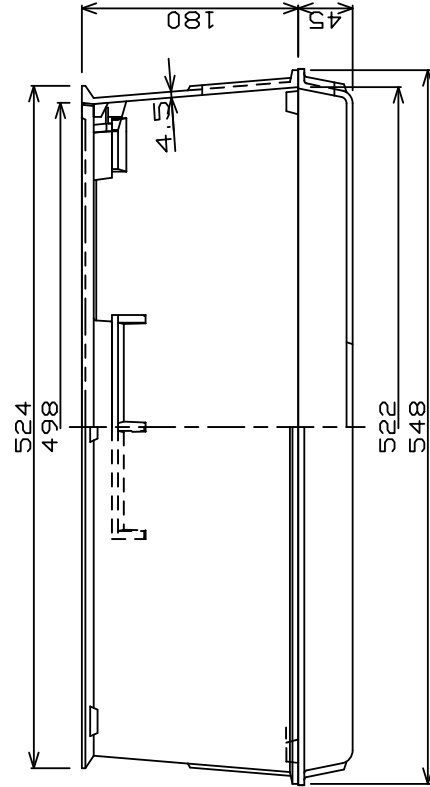
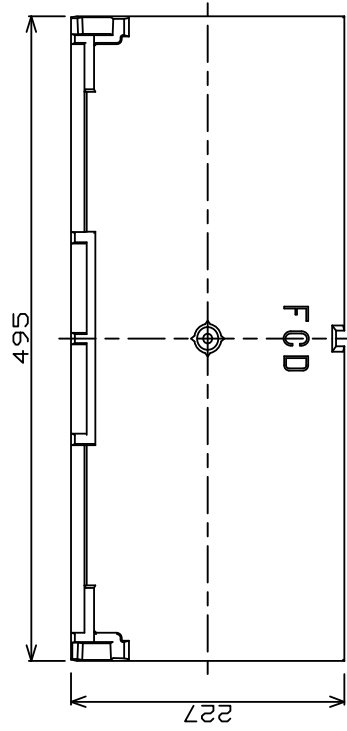
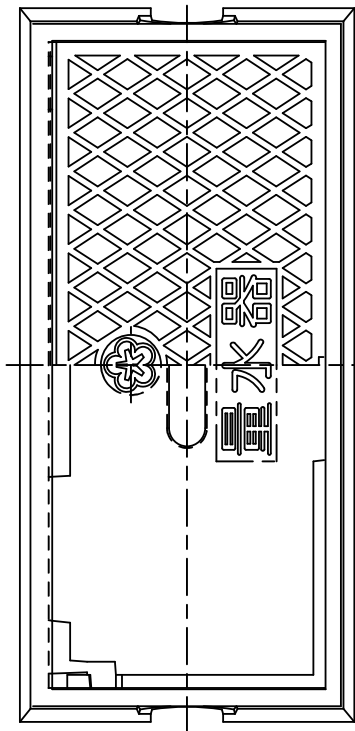
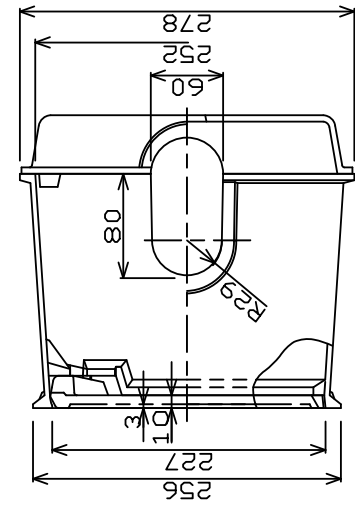
図 2-2



3	底	FC200	1	
2	受枠	FC200	1	
1	鉄蓋	FCD500	1	
品番	名称	材質	個数	備考
品名	北九州市型メーターボックス			
型式	鋼線製造路用20ミリ(底付)			

北九州市上下水道局

図 2-3



3	底	FC200	1	
2	受枠	FC200	1	
1	鉄蓋	FCD500	1	
品番	名称	材質	個数	備考
	北九州市型メーターボックス			
型式	鋼鉄製道路用25ミリ(底付)			

北九州市上下水道局

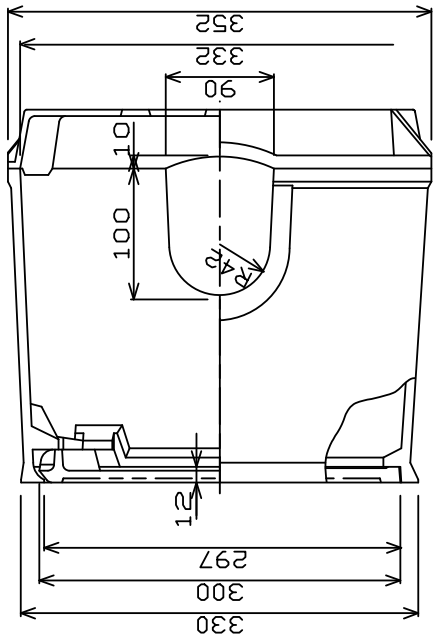
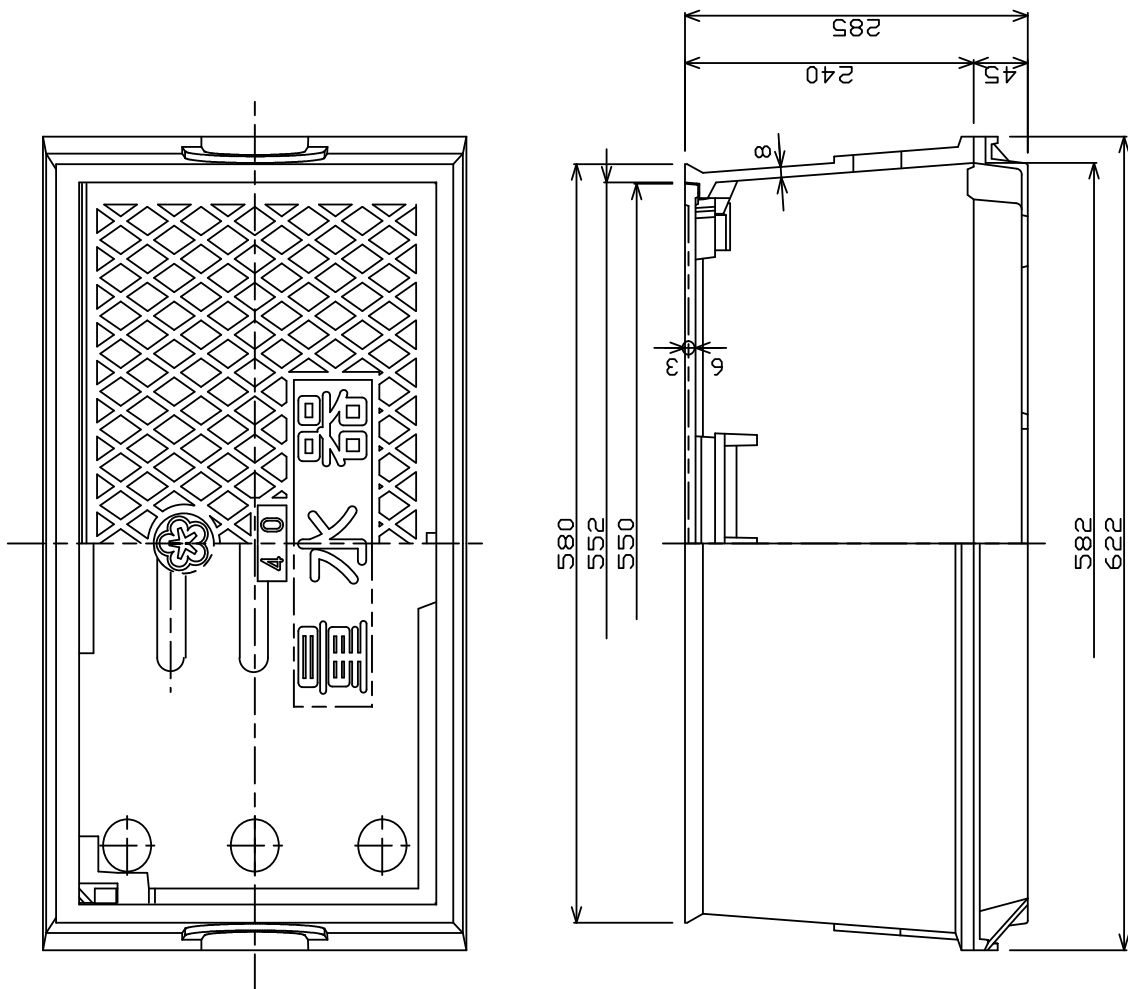
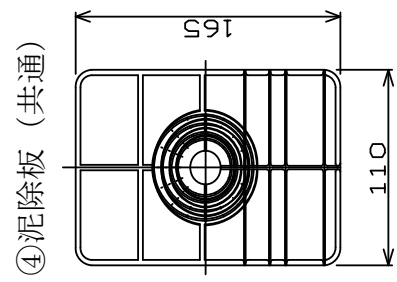
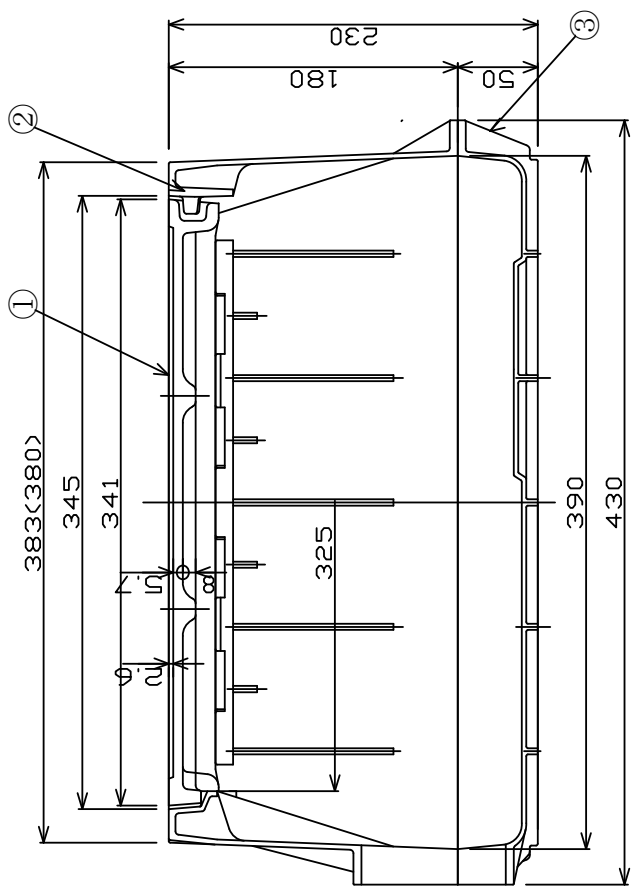
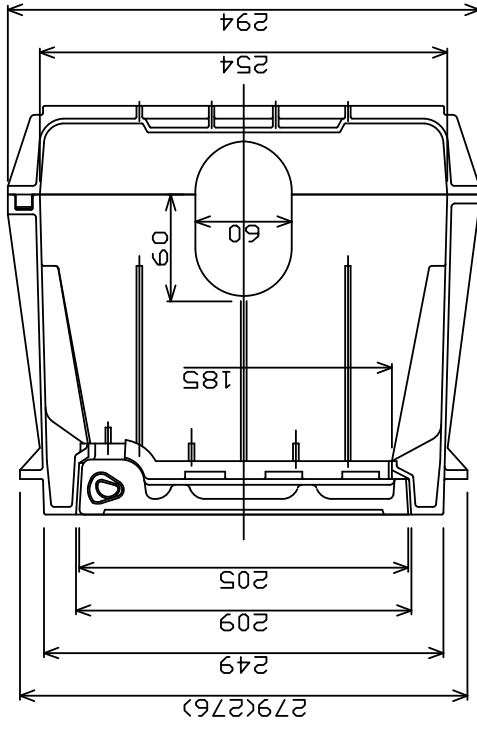
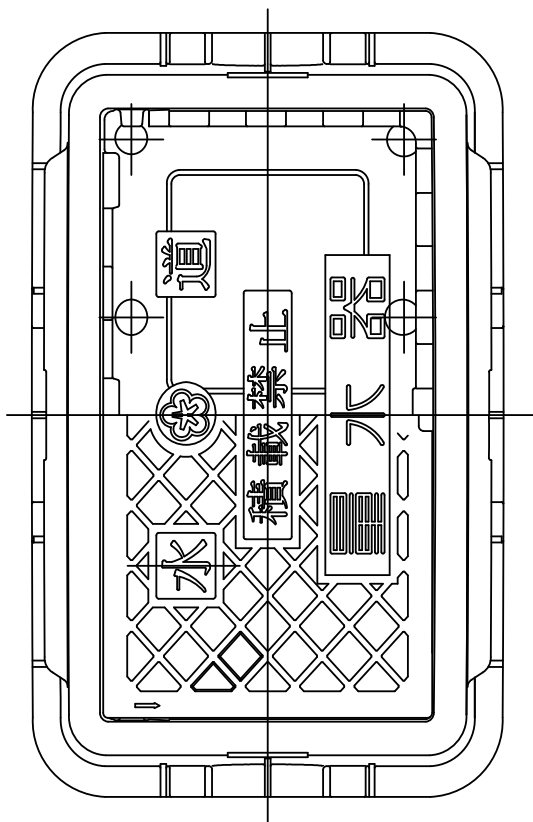


図 3

3	底	FC200	1	
2	受枠	FC200	1	
1	鉄蓋	FCD500	1	
	品番	名称	材質	個数
	品名	北九州市型メーターボックス		
	型式	鑄鉄製造路用40ミリ(底付)		
北九州市上下水道局				



④泥除板 (共通)

図 4-1

4	泥除板	PE	2	
3	底	ABS	1	
2	受枠	ABS	1	
1	蓋	FRP	1	
品番	名称	材質	個数	備考
	品名	北九州市型メーターボックス		
	型式	樹脂製13ミリ(底付)		

北九州市上下水道局

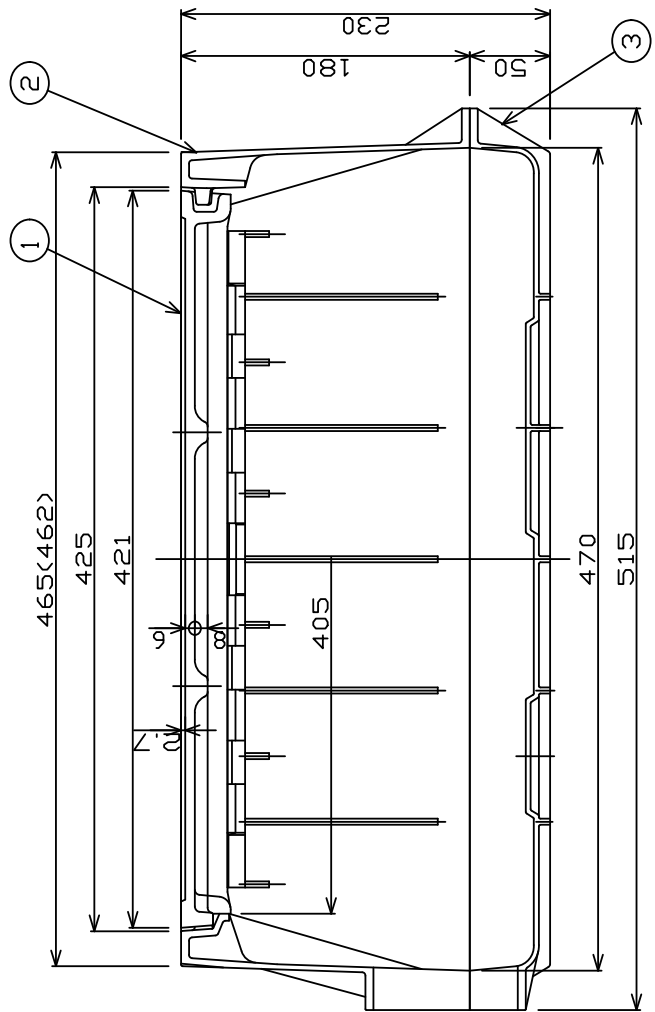
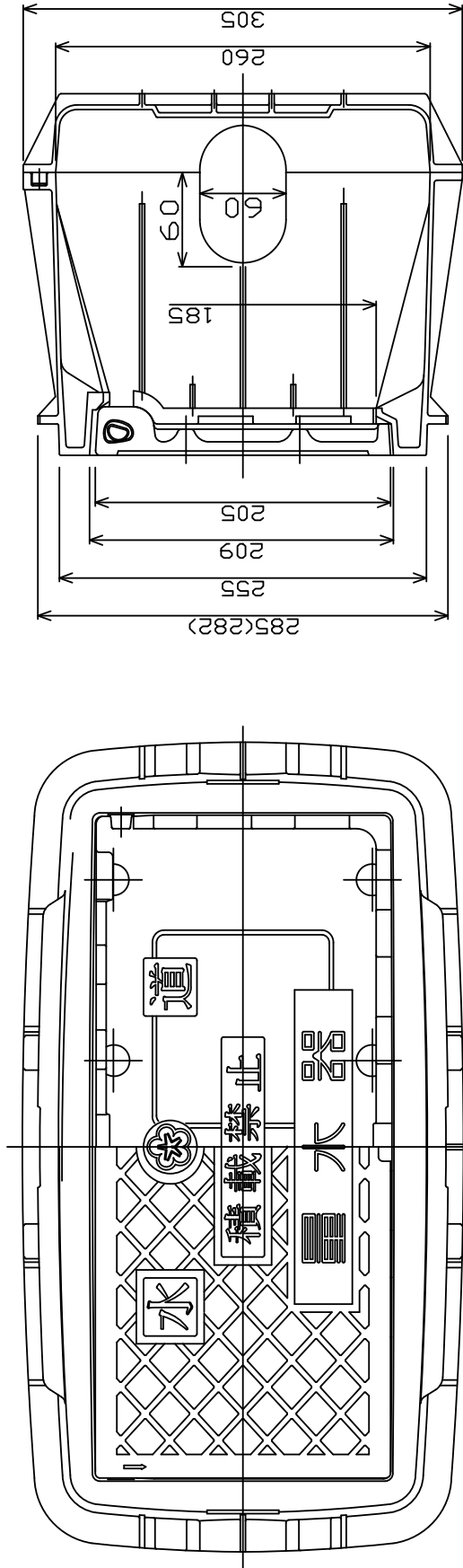


図 4-2

3	底	ABS	1	
2	受枠	ABS	1	
1	蓋	FRP	1	
品番	名称	材質	個数	備考
品名	北九州市型メーターボックス			
型式	樹脂製20~25ミリ(底付)			

北九州市上下水道局

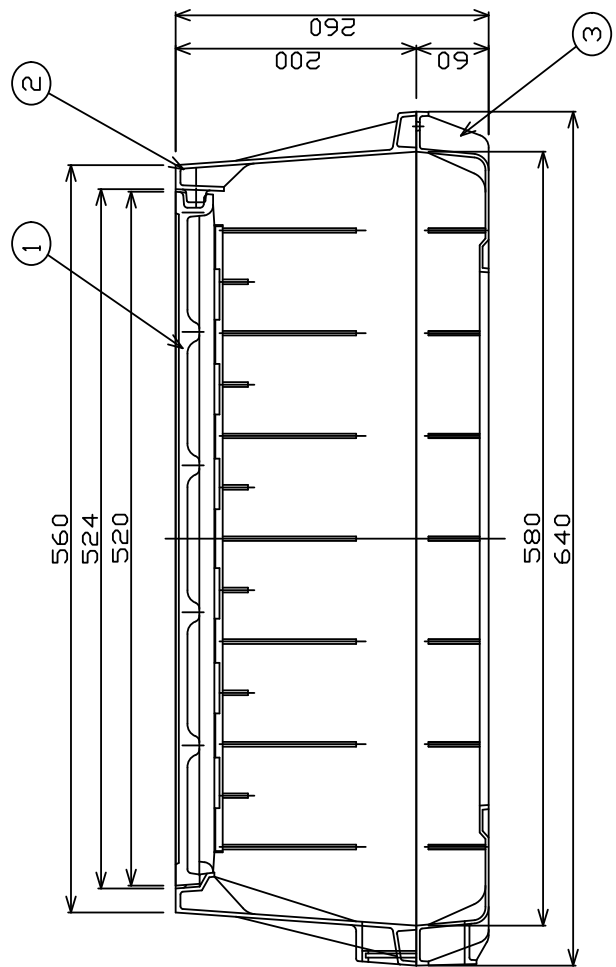
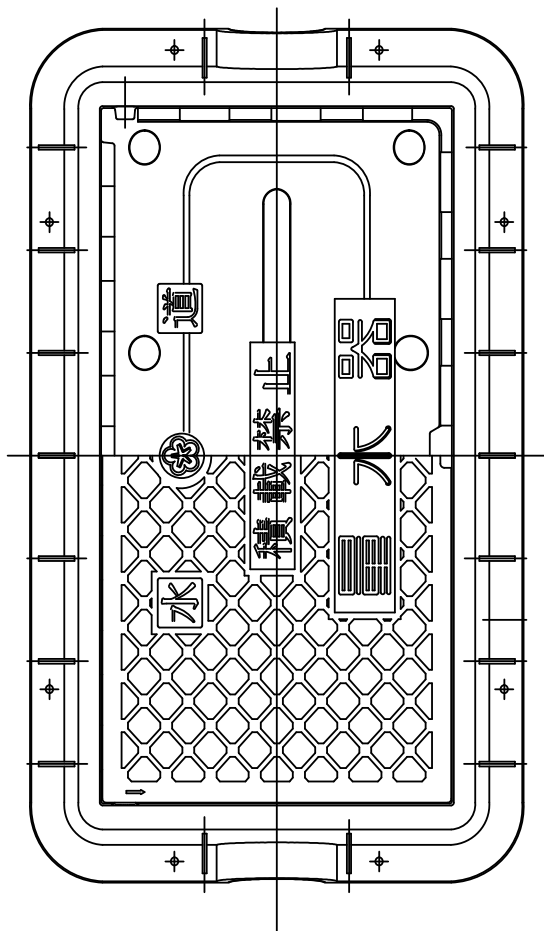
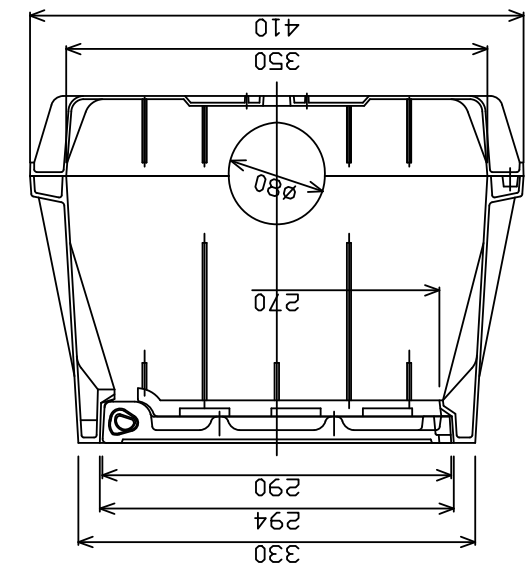
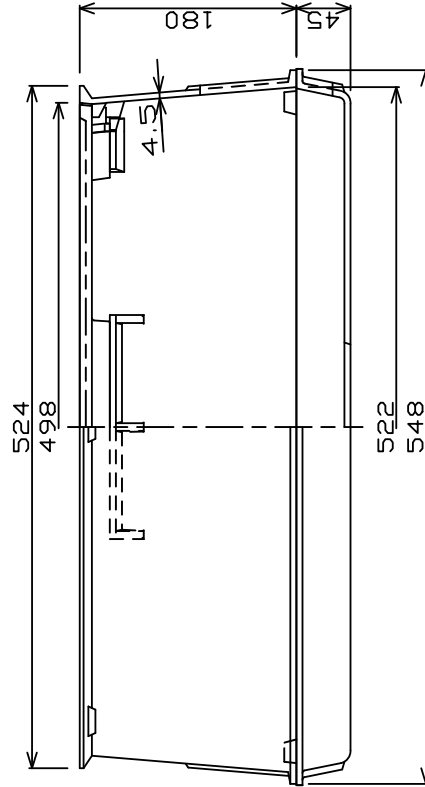
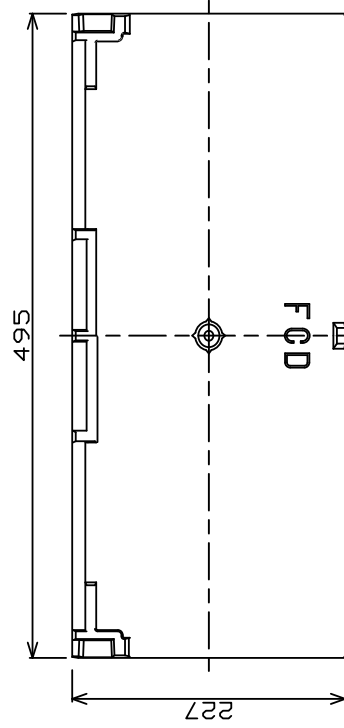
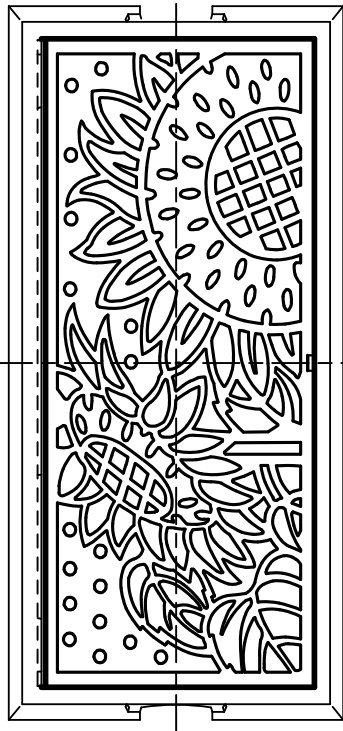
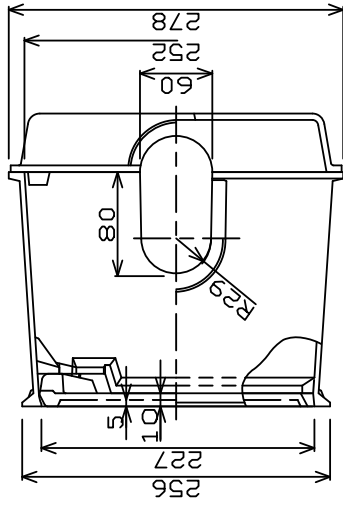


図 4-3

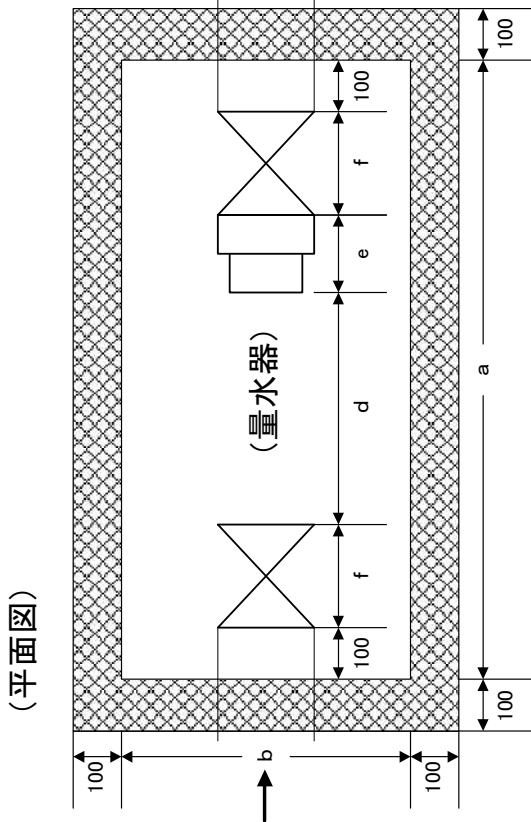
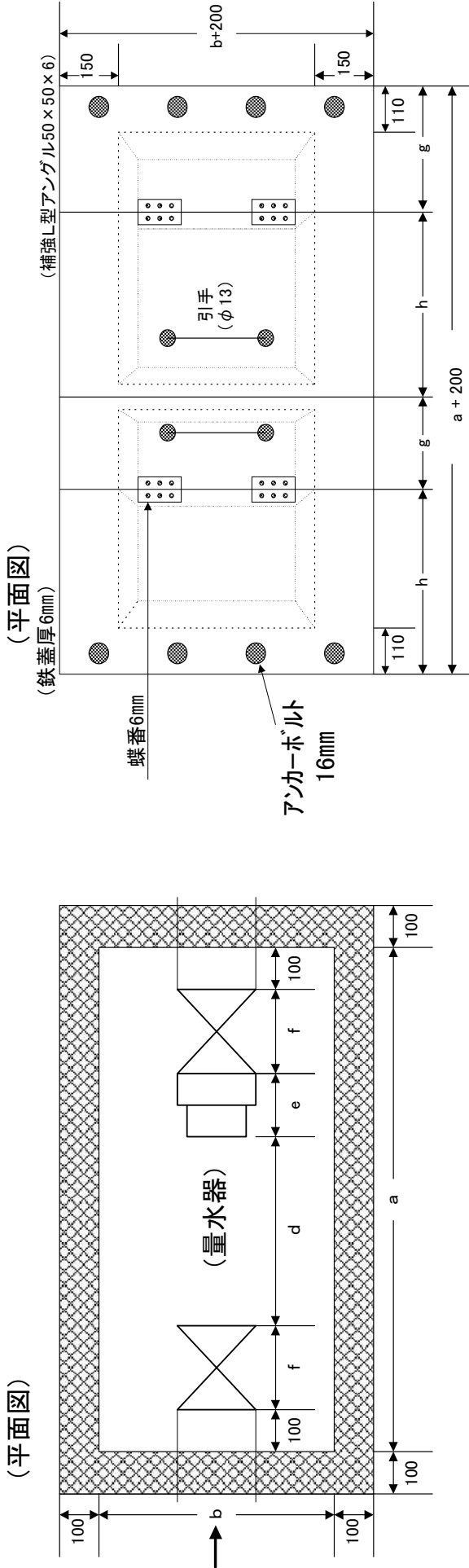
3	底	FRP	1
2	受枠	FRP	1
1	蓋	FRP	1
品番	名称	材質	個数
品名	北九州市型ターボボックス		
型式	樹脂製40ミリ(底付)		
北九州市上下水道局			

図 5



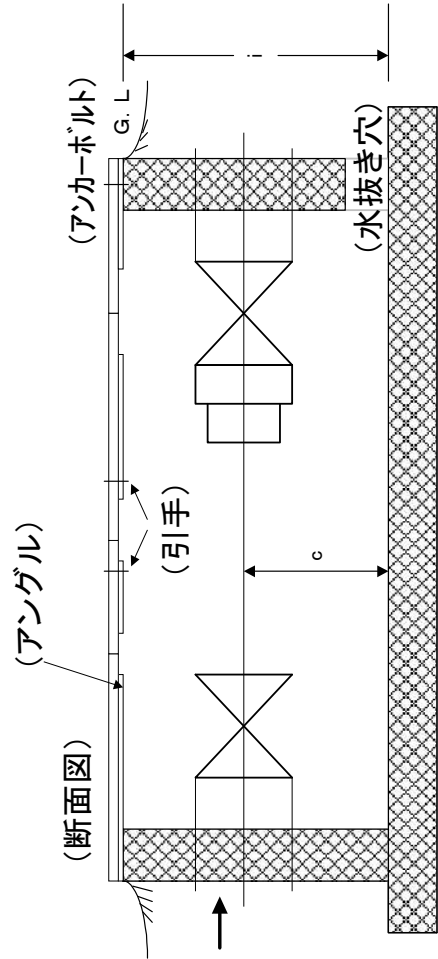
3	底	FC200	1
2	受枠	FC200	1
1	鉄蓋	FCD500	1
品番	名称	材質	個数
品名	北九州市型メタターボックス		
型式	鑄鉄製ヒマワリ模様 (底付)		
北九州市上下水道局			

図 6



寸法表 (mm)

口径	50	75	100	150	200	250	300
区分							
a	1350	1600	1800	2250	2460	2900	3300
b	700	730	750	850	900	1000	1000
c	180	190	210	250	300	370	430
d	560	630	750	1000	1160	1240	1600
e	230	290	350	490	500	700	700
f	180	240	250	280	300	380	400
g	350	350	350	350	360	380	380
h	425	550	650	875	970	1170	1370



(i)各現場の布設管理設に応じて適当に決定する。

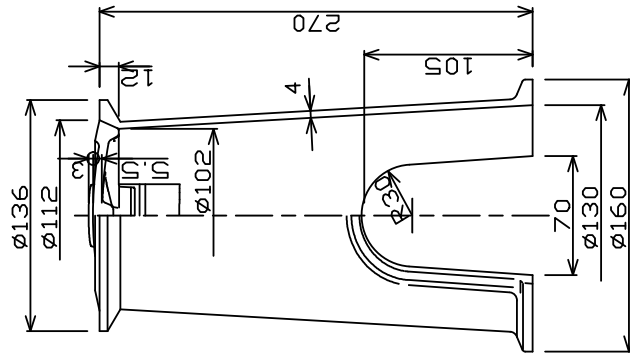
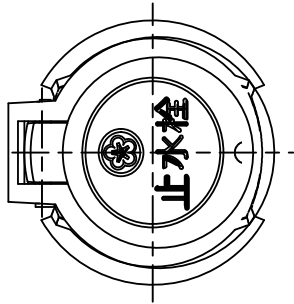
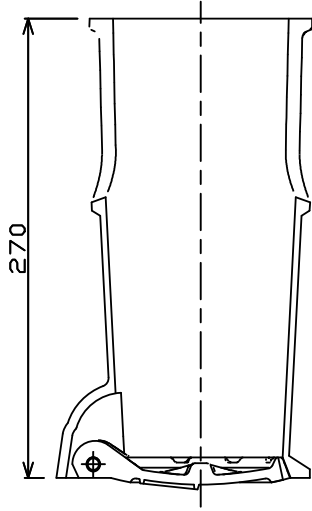
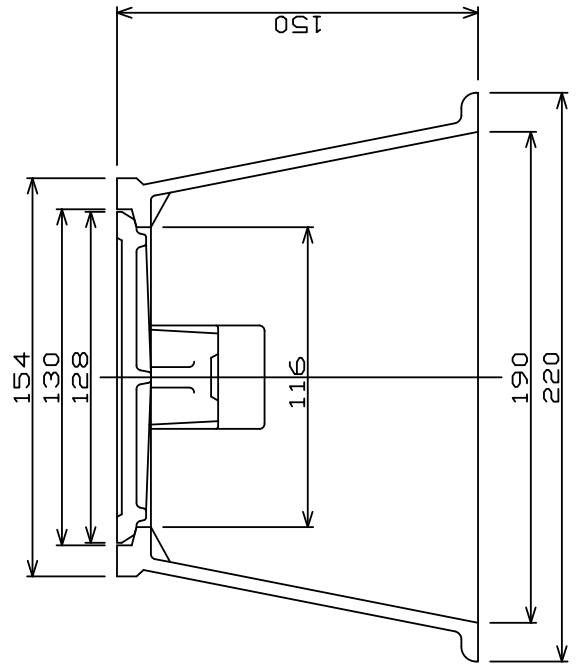
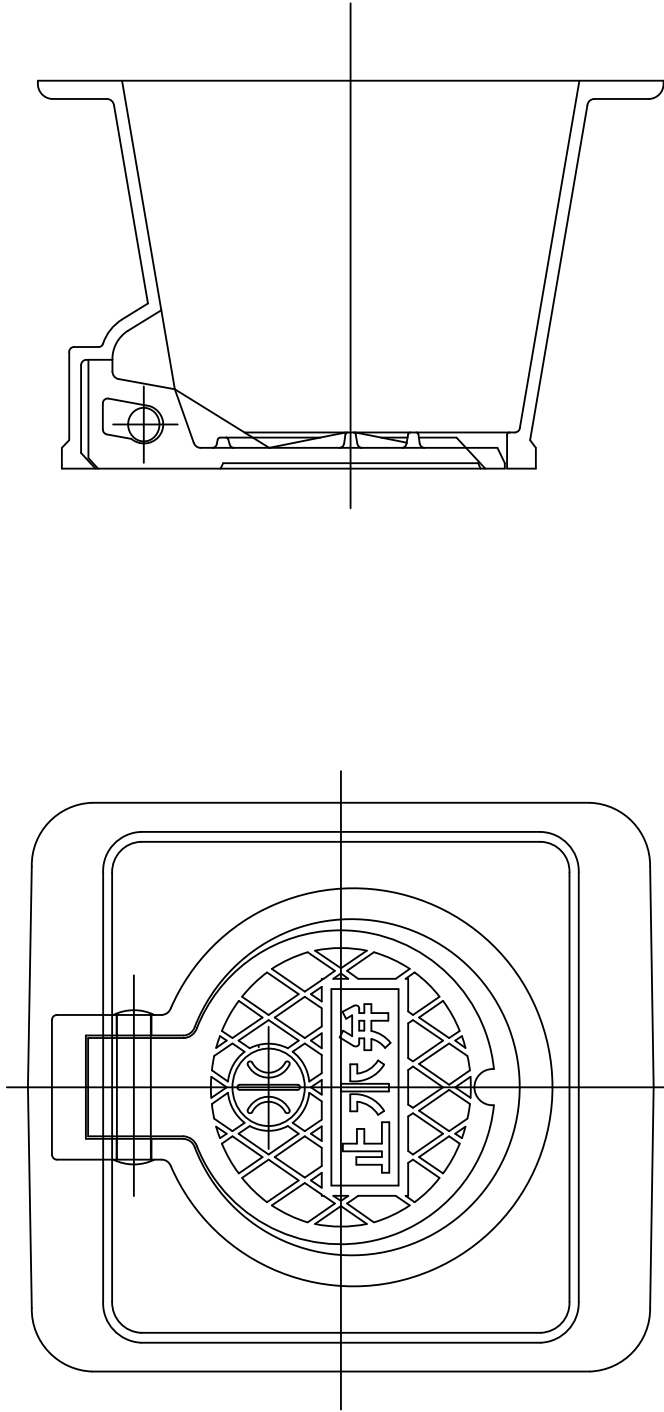


図 7

3	ピン	SWSH	1	
2	受枠	FC200	1	
1	鉄蓋	FC200	1	
品番	名称	材質	個数	備考
品名		北九州市型止水栓ボックス		
型式		鑄鉄製		

北九州市上下水道局

図 8

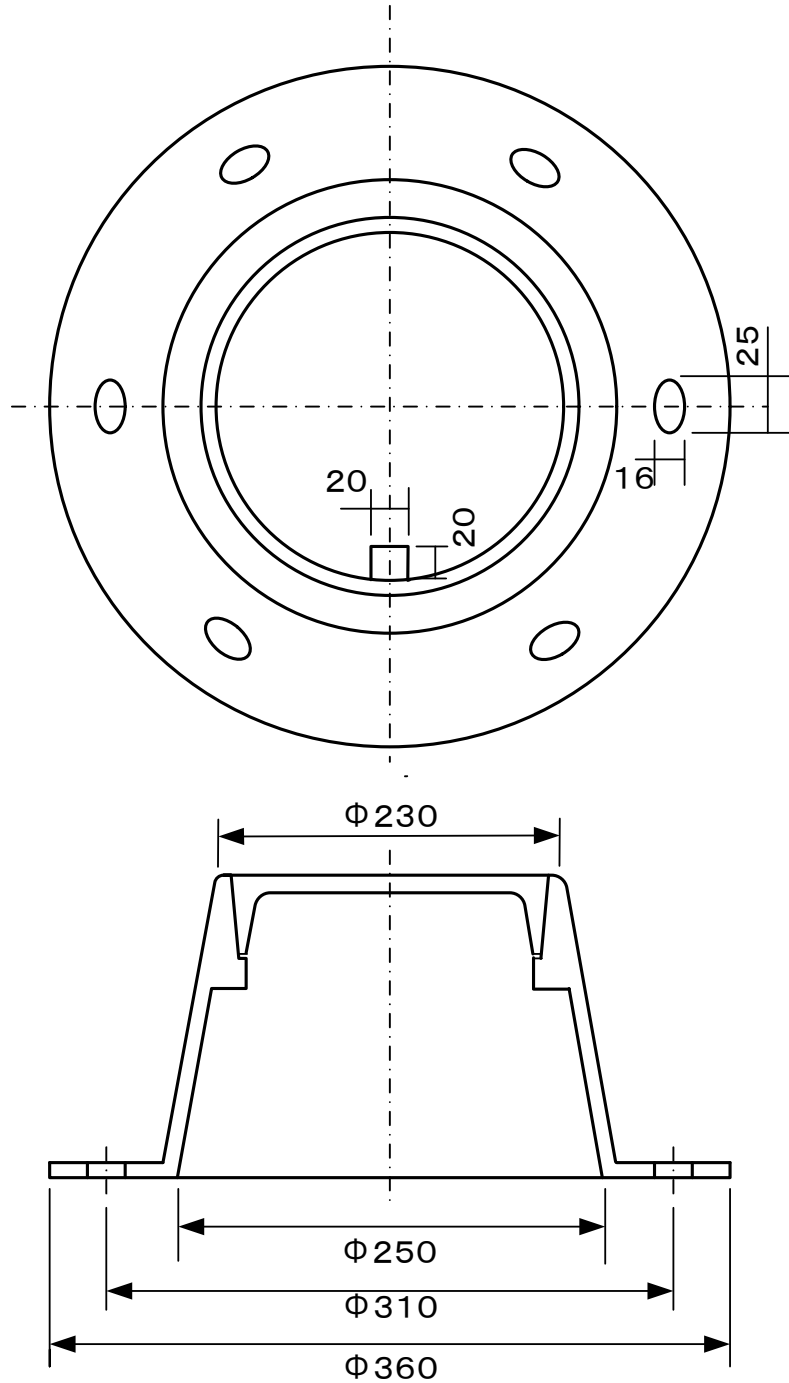


3	ピン	SMSH	1
2	受枠	FC200	1
1	鉄蓋	FC200	1
品番	名称	材質	個数
品名	北九州市型小型ハルブ用鉄蓋		
型式	鑄鉄製		

北九州市上下水道局

図 9

- 1 北九州市市章入り
- 2 仕切弁文字入り
- 3 管種キャップ、管口径キャップ、バルブ
番号キャップ等が取付け可能な構造



2	受枠	FCD600	1	
1	蓋			
品番	名称	材質	個数	備考
仕切弁鉄蓋				
北九州市上下水道局				

図10 パイプシャフト内標準収納図

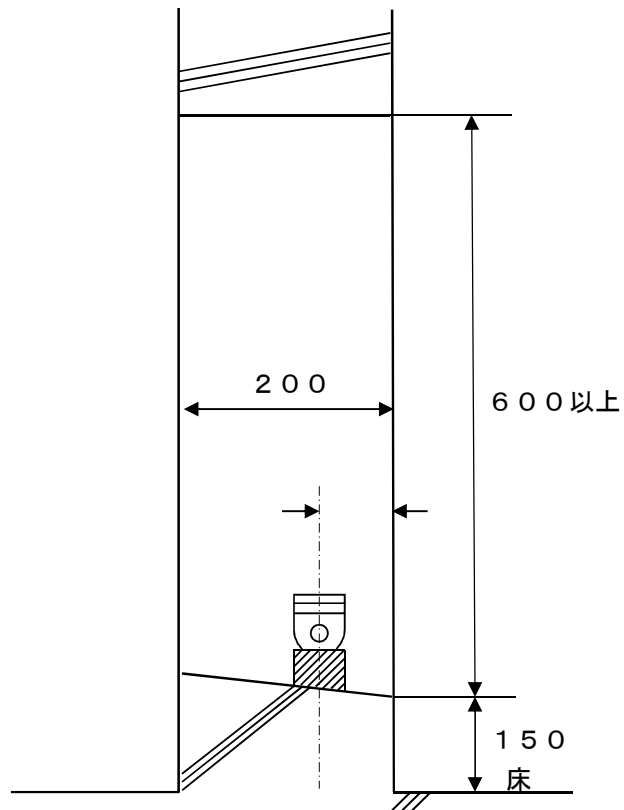
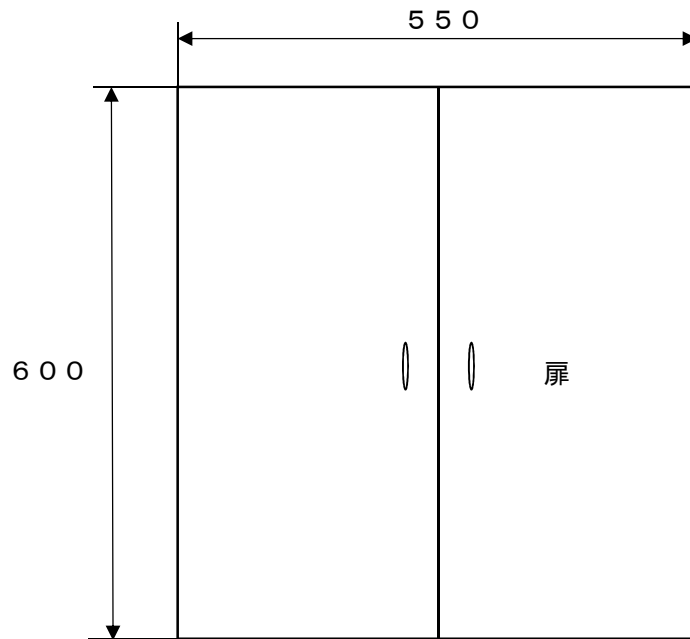


図 1 1 パイプシャフト内標準収納図（電子式メーターの場合）

ガラリは、点検扉面積の
5%かつ500cm²以上あること。

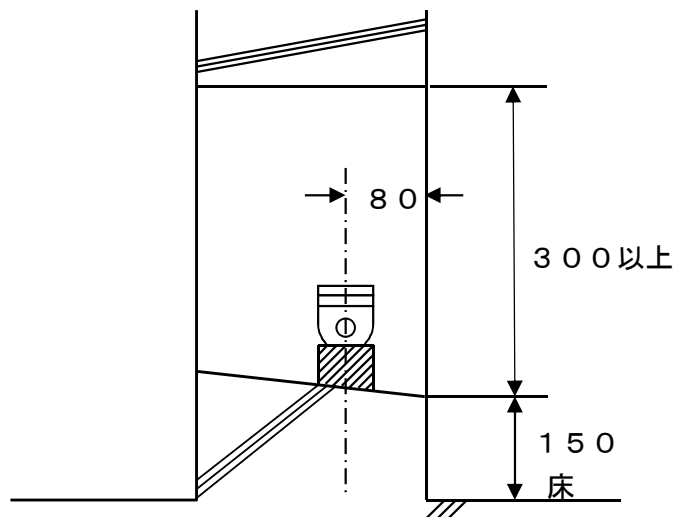
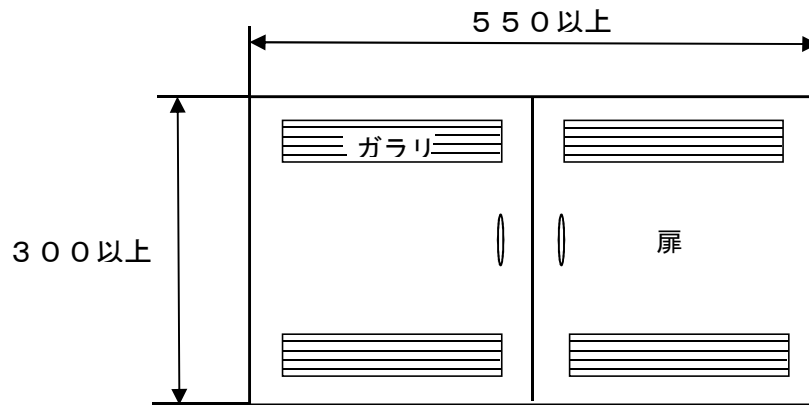


図 1 2 パイプシャフト内メーター標準収納図
 (メーターを複数個、収納する場合)

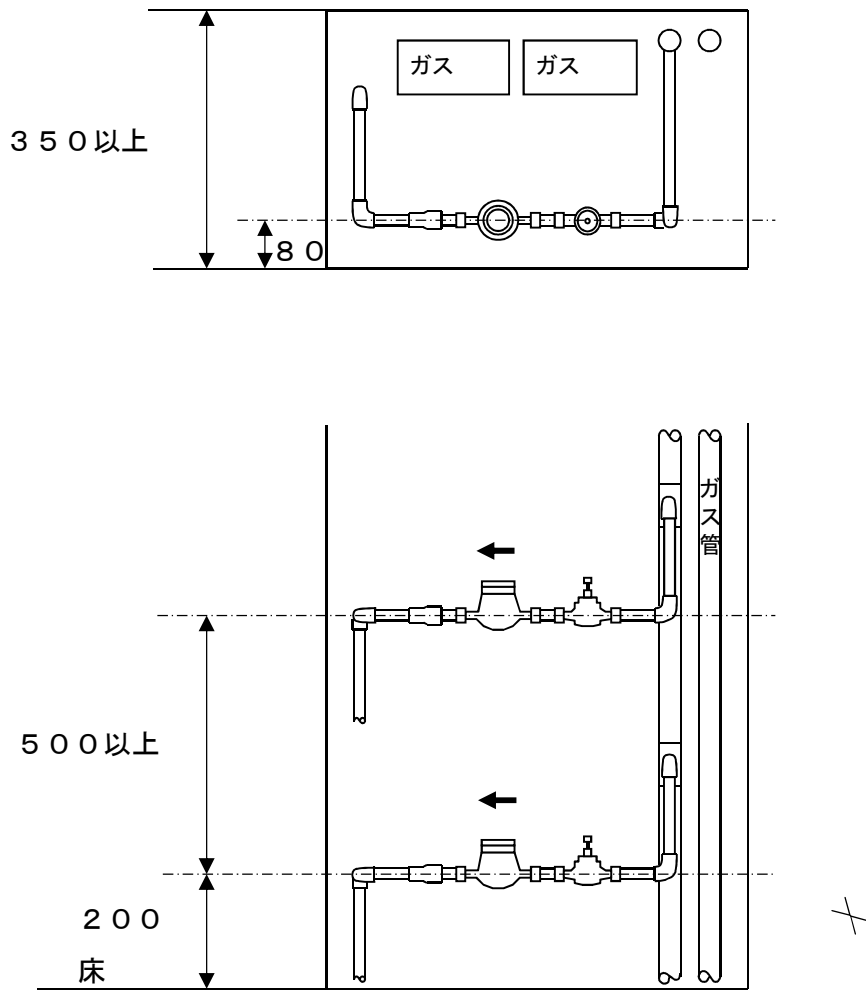


図13 パイプシャフト内メーター回り標準構造図

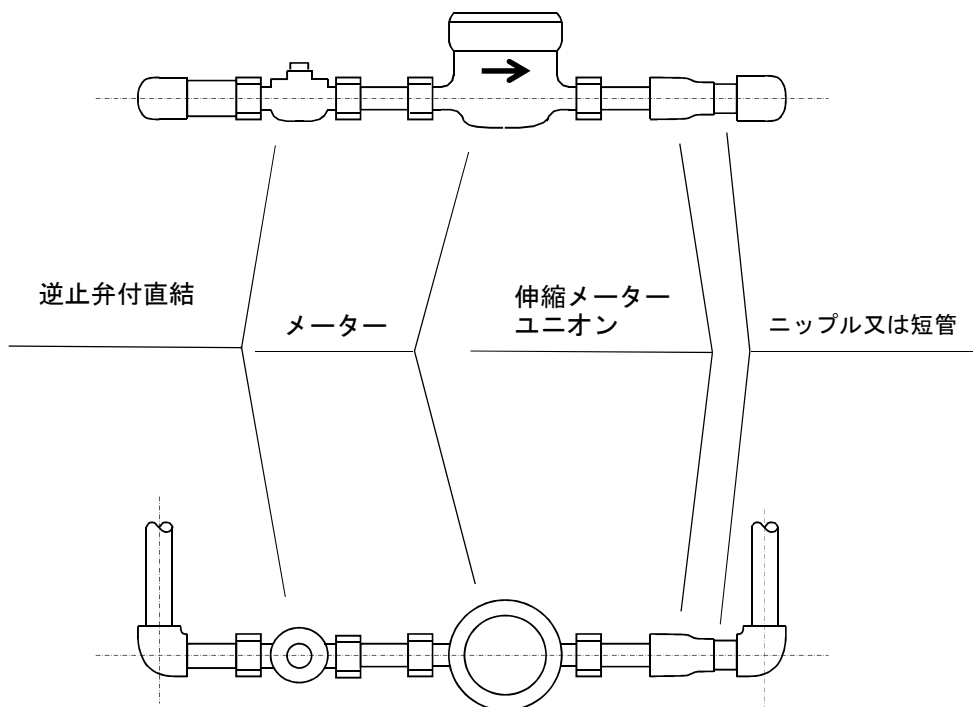
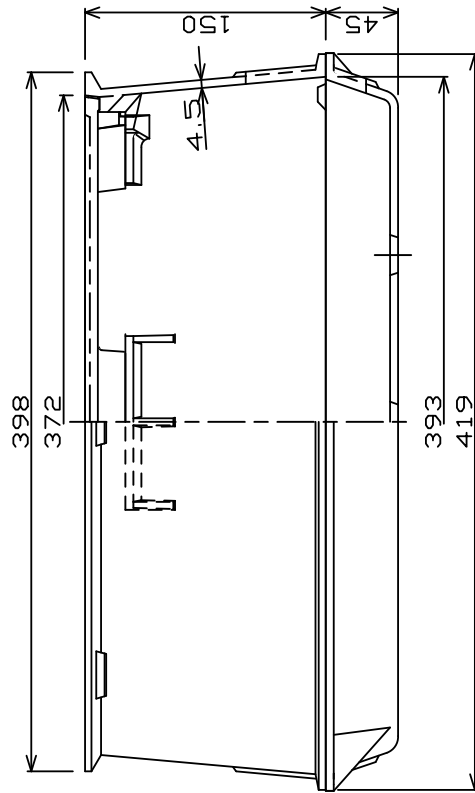
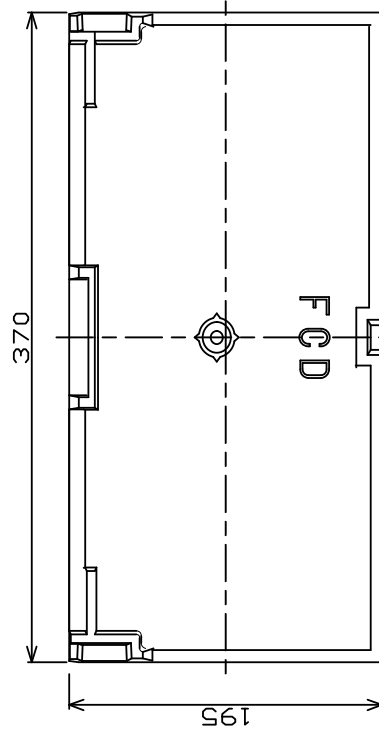
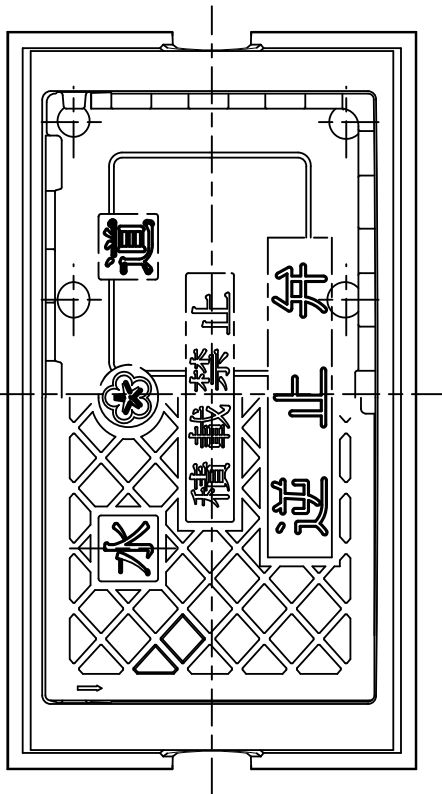
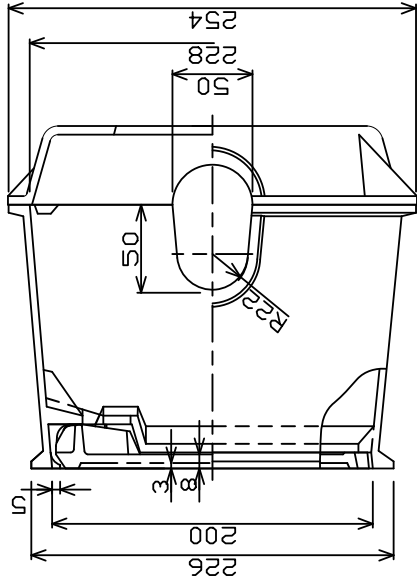


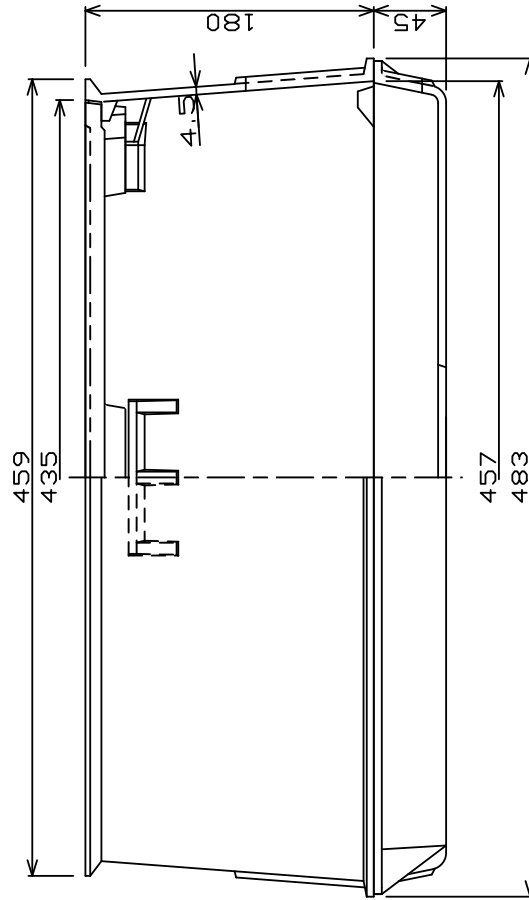
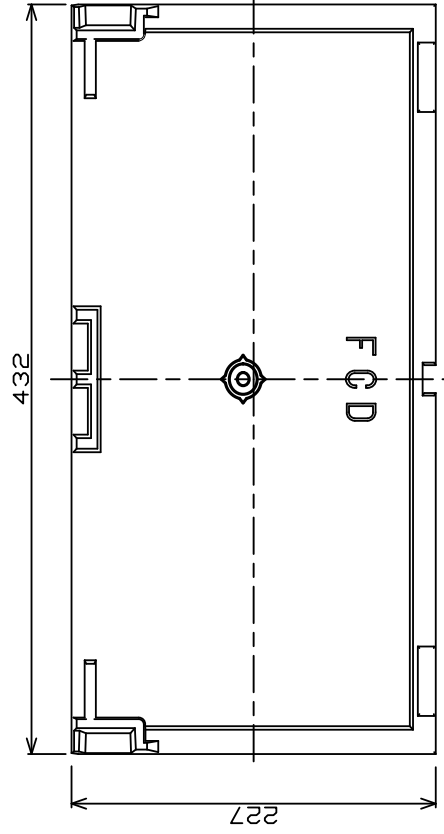
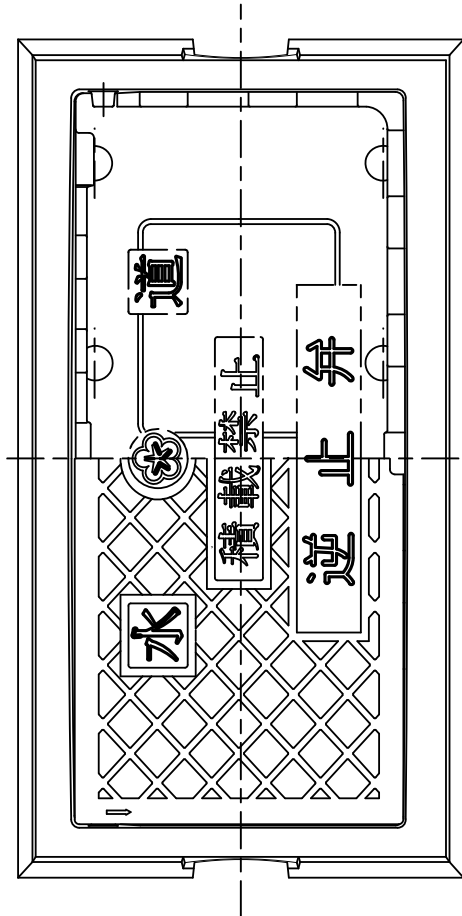
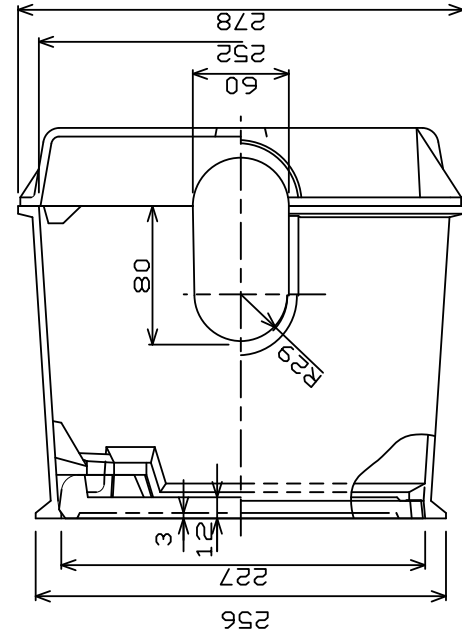
図 14-1



3	底	FC200	1	
2	受枠	FC200	1	
1	鉄蓋	FCD500	1	
品番	名称	材質	個数	備考
品名	北九州市型逆止弁ボックス			
型式	鑄鉄製 13~25ミリ (底付)			

北九州市上下水道局

図 14-2



3	底	FC200	1
2	受枠	FC200	1
1	鉄蓋	FCD500	1
品番	名称	材質	個数
品名	北九州市型逆止弁ボックス		
型式	鋳鉄製道路用40ミリ(底付)		

北九州市上下水道局

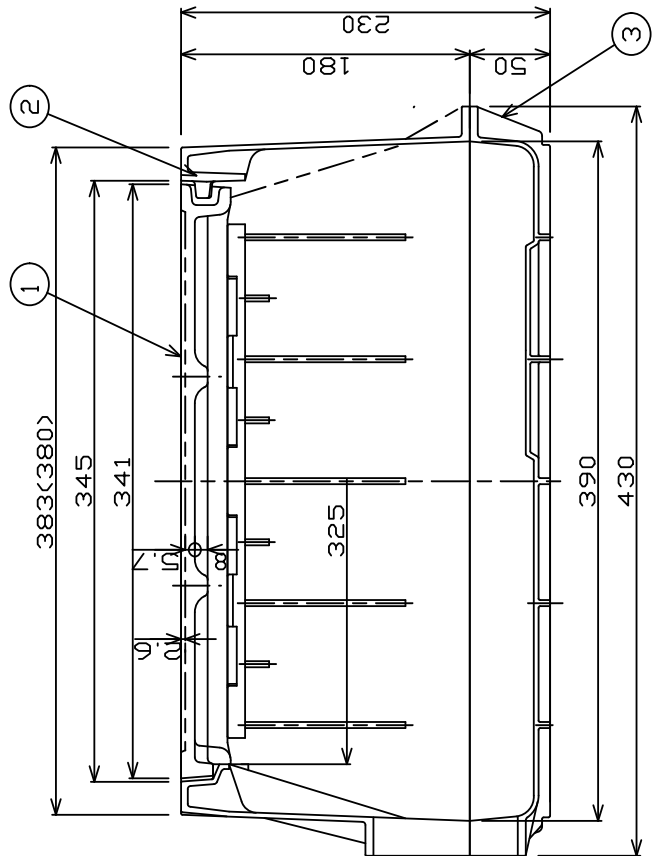
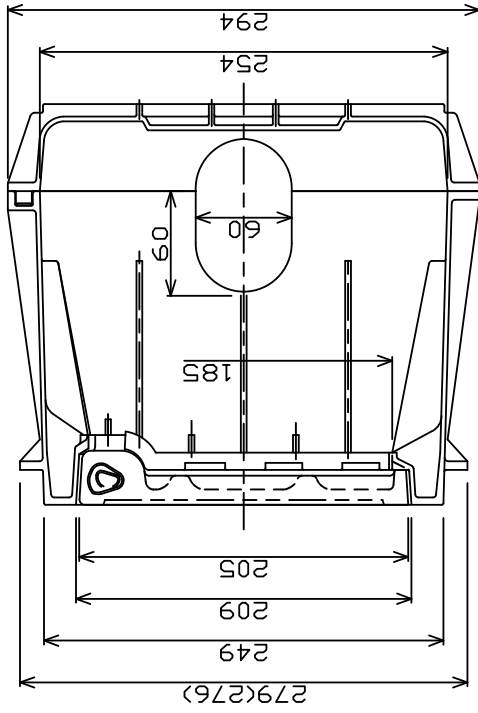
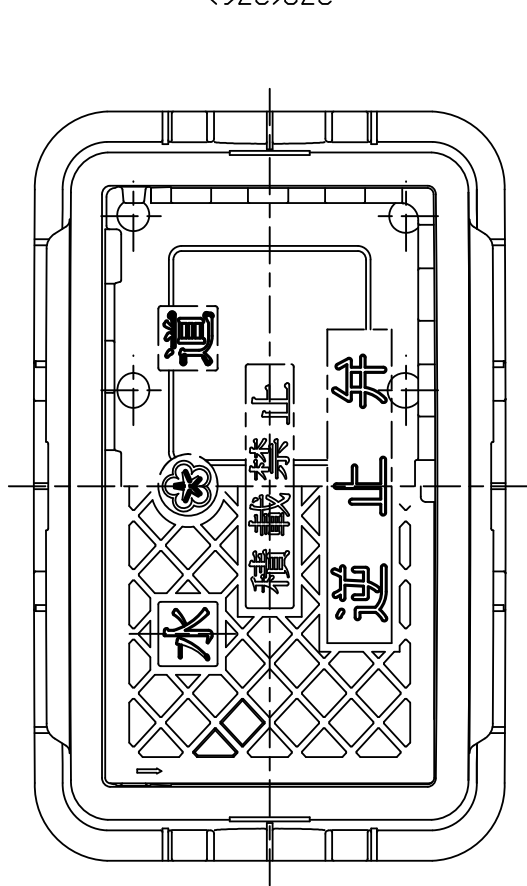


図 15-1

* () は実測寸法とする。

3	底	ABS	1	
2	受枠	ABS	1	
1	蓋	FRP	1	
品番	名称	材質	個数	備考
	品名	北九州市型逆止弁ボックス		
型式	樹脂製13~25ミリ(底付)			
北九州市上下水道局				

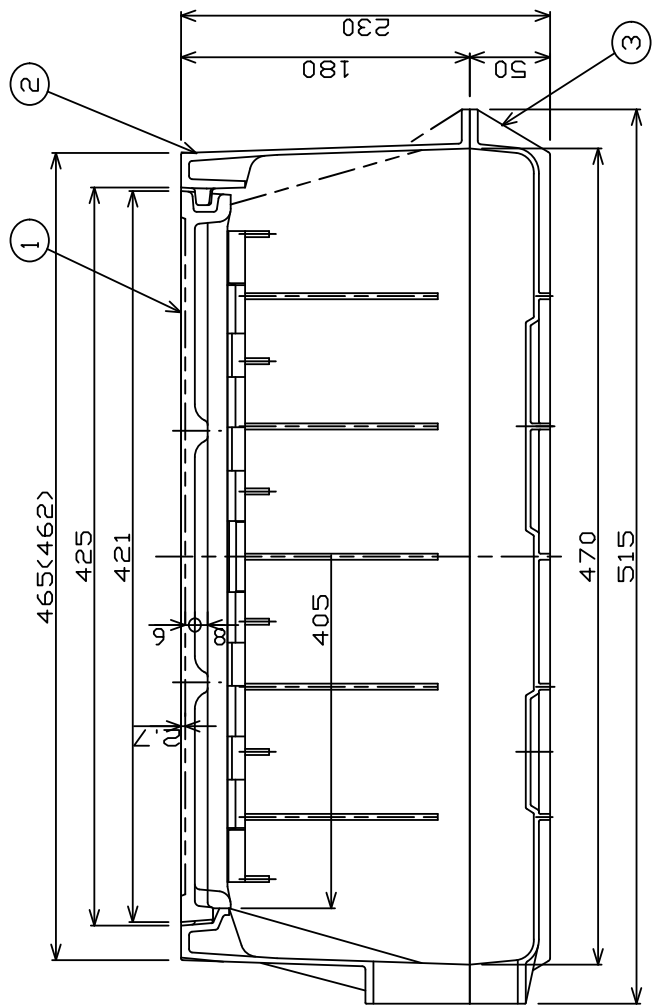
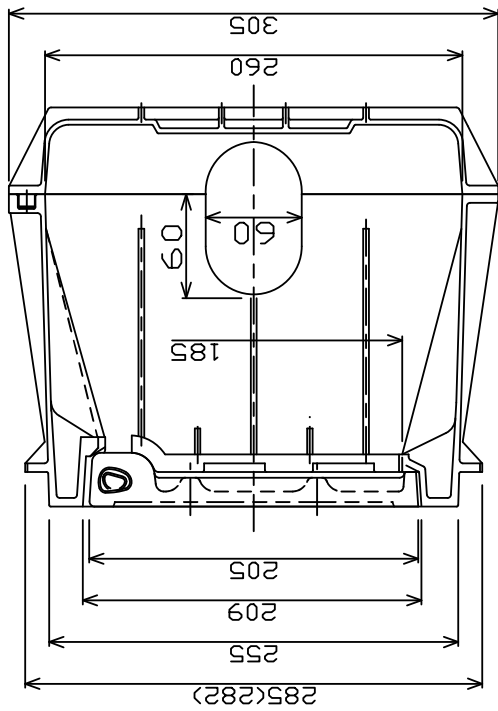
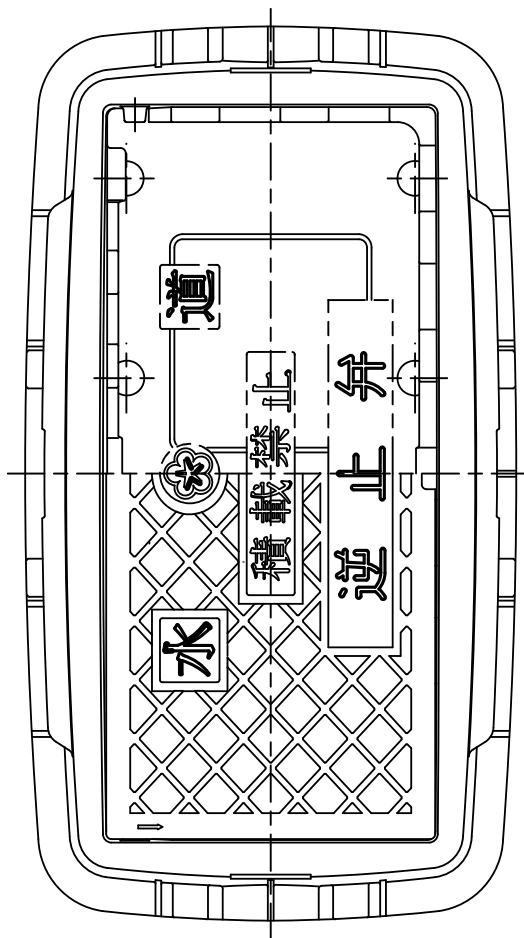


図 15-2

* () は実測寸法とする。

3	底	ABS	1	
2	受枠	ABS	1	
1	蓋	FRP	1	
品番	名称	材質	個数	備考
品名	北九州市型逆止弁ボックス			
型式	樹脂製 40ミリ (底付)			
北九州市上下水道局				

係	係長	課長

年 月 日

直結式給水等事前協議申請書

申請者

住所 _____ 区 _____

氏名 _____

指 定 給水装置 事業者	住 所 社 名	主 任 技術者	
設置場所	区 _____		
給水方式	<input type="checkbox"/> 直圧給水 <input type="checkbox"/> 増圧給水 <input type="checkbox"/> 複合給水 <input type="checkbox"/> 直圧高置水槽給水 <input type="checkbox"/> 増圧高置水槽給水		
建 物 階 高 等 概 要	建 築 物： <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設（ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 商業ビル） 給 水 装 置： <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設		
	建物階高	階建 _____ m	
	給水方式 階 高	給 水 階	m m
計画使用水量	1日最大使用水量	m ³ /日	
	瞬時最大流量	ℓ/秒（ _____ ℓ/分）	
分 岐	配水支管 _____ mm	取出し給水管	_____ mm
ポンプ型式	(1)メーカー名 _____ (2)型 式 _____ (3)日水協認証番号 _____		
ポンプ仕様	(1)口径 _____ mm	(2)吐出揚程 _____ m	(3)最大給水量 _____ ℓ/分
水圧状況	(1) 配水支管の水圧 _____ m (2) 宅地と配水支管との高低差 _____ + _____ = _____ m		
給 水 型	<input type="checkbox"/> I型 <input type="checkbox"/> 逆U型 <input type="checkbox"/> H型 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
添付資料	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配管略図 <input type="checkbox"/> 配管立体図 <input type="checkbox"/> 水理計算書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		

(表)

受付年月日	工事番号	1	2	3	4
		新設	改造	修繕	撤去
		1	2	3	4
臨時	臨時以外	代用給水管			
	垂直結式				
申込 年 月 日		水栓番号			

この申込書は、給水装置工事及び、雑持管理のために利用するもので、び、北九州市個人情報保護条例に基づき、目的以外に利用することを禁じます。

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

給水装置工事申込書

北九州市上下水道局長 様

- 記入要領**
- 内は申込者記入のこと。
 - フリガナはカタカナで記入のこと。また、左ついでにフリガナ氏と名の間、濁点及び半濁点は1桁のスペースをとる。
 - 黒のボールペンで記入のこと。

- 下記所在地に、給水装置工事を申込みます。**
- 北九州市水道条例その他諸規定を遵守いたします。
 - 公道に布設された給水装置のうち、分水栓から止水栓(止水栓が2以上あるときは、第1止水栓)までの給水管は市に無償譲渡いたします。また、本給水装置工事に関しては、土地の所有者など、利害関係人の同意を得ており、異議の申し出があつたときは、私(申込者)が責任を持って解決いたします。
 - 下記指定給水装置工事業者を私(申込者)の代理人と定め、給水装置工事の申し込み及び給水装置の完了に伴う関係書類の提出に関すること、上下水道局に前納する設計審査手数料、竣工検査手数料及び臨時水道料金、その他上下水道局が必要と認めた費用の納入及び精算等、本給水装置工事の申し込みに関する権限を委任いたします。
- なお、委任事項に疑義が生じたときは、私(申込者)が責任を持って解決いたします。

管理課長	
給水係長	
番 査	

審査補助	
担当 係長	

公共上下水道
接続有無確認

下水担当者	
コード	
下水	

設置場所	区、町、丁目	番	号1	号2	目 標
設備所有者変更					
住所	氏名	氏名	届出年月日		
備考					
水栓番号			氏 名		
分岐給水管			(※)		
(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。					
指定給水装置 工事事業者名	コード番号	氏 名	(※)		
給水装置工事 主任技術者		交付番号	(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。		
受水槽 (m ³)	高置水槽 (m ³)	メーター口径 (φ)			

※申込みを1棟ごとに行う場合①給水装置所有者一覧表を添付のこと。②図面の記入が困難な場合は別紙を添付のこと。

(裏)

検査 年 月 日	建築確認 第 号	水压 MPa	残留塩素 mg/l	検査 印	図面修正 有	印
-----------------	---------------	-----------	--------------	---------	-----------	---

4 位置図										位置図									
平面図										第1止水栓及びびーター位置詳細図									

増圧ポンプ設置条件承諾書

係	係長	課長

年 月 日

北九州市上下水道局長

水 栓 番 号		
設 置 場 所		_____ 区 _____
所 有 者	住 所	
	氏 名	(※)
	電話番号	() _____
維 持 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() _____
維 持 管 理 者 業 者	住 所	
	業 者 名	
	電話番号	() _____

増圧ポンプを設置するにあたり、下記の条件を承諾します。また、問題が生じた場合には、当方において一切の責任をもって解決いたします。

(裏面参照のこと。)

記

(維持管理責任者等の変更届)

- 1 増圧ポンプの所有者、維持管理責任者及び業者を変更するときは、変更後の所有者、維持管理責任者及び業者にここで定める条件を熟知させ、上下水道局に書面で届けること。

(管理責任)

- 2 増圧ポンプは所有者が責任をもって維持管理し、常に正常な状態で運転するように努めること。なお、維持管理に起因した給水についての苦情は、所有者又は使用者等の責任において解決すること。

(定期点検)

- 3 増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、年1回以上の定期点検を行うこと。

(断水)

- 4 計画的、緊急的な断水時には、水の使用ができなくなることを承知し、使用者等にも周知を行うこと。また、その断水に伴う増圧ポンプの停止、復旧作業等の保守管理については、所有者の費用負担において行うこと。

(共同給水栓)

- 5 停電及び故障等により増圧ポンプが停止した場合、また水圧低下に伴う出水不良や濁水が生じた場合には共同給水栓等を使用すること。

(既設設備等の使用責任)

- 6 水槽式給水を増圧給水に変更した場合などで、これに起因する漏水等の事故については、所有者又は使用者等の責任において解決するとともに、上下水道局の指示に従い速やかに改善すること。

(水道メーターの管理)

- 7 水道メーターは計量に支障が生じないよう適切な管理を行い、計量法に基づく等の取替えの際には上下水道局に協力すること。

(宅地内給水管等の維持管理)

- 8 宅地内に布設された給水管等は、善良な管理者の注意を持って維持管理すること。

(紛争の解決)

- 9 上記の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧ポンプに起因する紛争については、当事者間で解決すること。

(損害の補償)

- 10 増圧ポンプの事故等により、上下水道局その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

追記

増圧ポンプ等設置誓約書

係	係長	課長

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

水 栓 番 号		
設 置 場 所	区	
所 有 者	住 所	
	氏 名	(※)
	電話番号	() —

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

当方の建物は、設計水圧0.196メガパスカル { 2 kg f/cm² } では増圧ポンプが必要になりますが、現在、現有水圧をもって直圧給水が可能のため、暫定的に直圧給水を認めていただきたく、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 将来、配水管圧の調整による水圧低下で不出水等が生じた場合は、当方の負担にて速やかに増圧ポンプ及び共同給水栓の設置をいたします。
- 2 増圧ポンプ等の設置にあたっては、事前に上下水道局に給水装置工事の申込みを行い承認を受けます。

以上

スプリンクラー設備の設置に係る取扱い基準

(趣 旨)

第1 この基準は、給水装置に直結するスプリンクラー設備の設置について、その必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2 この基準において、スプリンクラー設備とは、スプリンクラーヘッドを設置するための給水管及び継手類並びにスプリンクラーヘッド等をいう。

(設 置)

第3 スプリンクラー設備は、次の各号に定めるところにより設置するものとする。

- (1) 直結式給水施行要綱2-1に定める認証品で、かつ消防法令の適合品であること。
- (2) 停滞水及び停滞空気の生じない構造であること。
- (3) 結露現象を生じ、天井等、周囲に影響を及ぼすおそれのある場合は、防露措置を講じること。
- (4) 必要に応じて、スプリンクラー設備の下流側に放水確認のための弁栓類を設けること。
- (5) その他、消防法令上、必要な事項は、消防局と協議を十分に行うこと。

(水理計算)

第4 水理計算は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) スプリンクラーヘッドの設置箇所、放水量、放水圧力及び同時放水個数等については、消防局と協議のうえ決定すること。
- (2) 利用者に周知することをもって、スプリンクラーヘッドの作動時は、他の給水用具を閉栓した状態での使用が可能であること。
- (3) 水道メーターの口径は、スプリンクラーヘッドの正常な作動に必要な水量に対する口径及びそれ以外の水栓に必要な水量に対する口径を比較し、いずれか大きい方で決定すること。

(増圧ポンプ)

第5 スプリンクラーヘッドを設置する場合、直結式給水施行要綱6-10に規定する増圧ポンプ（以下「増圧ポンプ」という。）は、次の各号の定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 3階建て以上の建物において、スプリンクラーヘッドを設置する場合、3階以上の直結式給水に関する基準第4条第5号の規定は適用しないものとする。また、既に同規定を適用している建物で、スプリンクラーヘッドを設置する場合も同様と

する。

- (2) 2階建てまでの建物であっても、直結式給水施行要綱7-2に規定する設計水圧をもって、スプリンクラーヘッドの正常な作動に必要な水圧が得られない場合は、増圧ポンプを設置しなければならない。

(承諾書)

第6 スプリンクラー設備を設置する場合、給水装置工事の申込者は、申込みにあたって、スプリンクラー設備設置条件承諾書(様式)を提出しなければならない。

(その他)

第7 この基準に定めのない事項については、各関係規定によるものとする。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成21年10月5日から実施する。

(運 用)

- 2 水理計算については、基準第4各号の規定により取扱う。ただし、スプリンクラーヘッドの正常な作動に必要な水量に係る給水管内の流速には、制限を設けないこととする。
- 3 増圧ポンプの設置については、基準第5各号の規定により取扱う。ただし、給水装置工事の申込者が以下の条件を承諾する場合に限り、配水管の現有水圧をもってスプリンクラーヘッドの正常な作動に必要な水圧が得られる期間は、増圧ポンプの設置を猶予できることとする。
- (1) スプリンクラー設備の配管上で、容易に確認できる場所に水圧計を設置すること。
- (2) 給水装置工事申込み時の水理計算に基づき、スプリンクラーヘッドの正常な作動に必要な水圧を定め、札掛け等の方法で水圧計に明示すること。
- (3) 施設の所有者において年2回以上定期的に水圧計を確認し、必要な水圧を下回る場合は増圧ポンプを設置すること。

(経過措置)

- 4 この基準の実施の日の前日までに承認された給水装置工事については、上記の運用にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この基準は、令和2年11月1日から実施する。

スプリンクラー設備設置条件承諾書

(あて名) 北九州市上下水道局長

* 太ワクの中のみ記入してください。

水栓番号	
設置場所	
所有者	ふりがな 氏 名 (※) <small>(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。</small>
	住 所
	電話番号

スプリンクラー設備の設置にあたり、下記の事項を承諾します。

記

- 1 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じても、一切の異議申立てはしません。
- 2 スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の上下水道局の責任を求めることのできない非作動については、一切の異議申立てはしません。
- 3 スプリンクラー設備の設置に起因して、水道水質その他に異常が生じても、上下水道局には一切の異議申立てはしません。
- 4 スプリンクラー設備の維持管理先及び維持管理上の必要事項を見やすいところに表示します。
- 5 スプリンクラー設備の下流側に設置された弁栓類の通水状態に留意し、異常があった場合には、当該設備を行った者又は上下水道局に連絡します。
- 6 スプリンクラー設備を設置した建物などを賃貸する場合は、上記1～5の条件があることを借家人などに熟知させます。
- 7 スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記1～6の条件があること譲渡人に熟知させ、本承諾書を新たに提出させます。

水槽式給水取扱要領

第1 趣 旨

直結式給水施行要綱（以下「要綱」という。）1－3に規定する水槽式給水を実施する場合において、その必要な事項を定める。

第2 適 用

水槽式給水において、直結式給水部分の施行は要綱、受水槽以下の設備（以下「給水設備」という。）については、この要領を適用する。なお、要綱及びこの要領に定めのない事項は、各関係規定によるものとする。

第3 場合の給水方式

要綱1－4のただし書きに規定する水槽式給水による場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 一時に多量の水を使用する場合
- (2) 地階の階数が2以上ある建物に給水する場合
- (3) 水槽式給水を必要と認める場合
- (4) その他、直結式給水が困難と認められる場合

第4 水槽式給水の種類

水槽式給水の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 水槽式加圧給水

需要量に応じて加圧ポンプ（以下「ポンプ」という。）の回転速度を変化させ又は運転台数を調整することにより、ポンプの吐出量を制御し、高置水槽を経由せずに給水する方式をいう。

(図1)

(2) 水槽式圧力タンク給水

ポンプで水を圧力タンクへ送り、圧力タンク内の空気を圧縮して、その圧力により給水する方式をいう。(図2)

(3) 水槽式蓄圧タンク給水

ポンプで蓄圧タンクへ揚水し、蓄圧タンク内の空気を圧縮して、その圧力により給水する方式をいう。(図3)

(4) 水槽式高置水槽給水

ポンプで高置水槽へ揚水し、自然流下で給水する方式をいう。(図4)

(5) その他の給水方式

配水支管(配水本管(幹線として布設した配水管をいう。)から分岐した配水管をいう。以下「配水管」という。)が建物より高い位置にある場合に、その配水管に近接して設置した当該建物の受水槽から、直接、自然流下で給水する方式等をいう。

(図5)

第5 給水方式の選択

水槽式給水における給水方式の選択は、当該建物の立地条件、使用水量及び給水の時間的变化等を考慮して、適正に決定しなければならない。

第6 給水の範囲

水槽式給水は、原則として建物1棟ごとに適用する。ただし、隣接して建てられる団地等で、施設の維持管理形態が同一である複数の棟をまとめて同一の給水系統とする場合はこの限りではない。

第7 設計水圧

設計水圧は、0.196メガパスカル{2.0kgf/cm²}とし、配水管等の最小動水圧が0.196メガパスカル{2.0kgf/cm²}を下廻る場合は、0.147メガパスカル{1.5kgf/cm²}とする。

第8 水道メーターの設置

水道メーター(以下「メーター」という。)は、1給水装置に1箇所設置する。ただし、北九州市水道条例施行規程第20条の2に定める共同住宅(以下「共同住宅」という。)の場合は、これに加え1世帯ごとに1箇所設置するものとする。なお、共同住宅の給水設備に設置するメーター及び配管等は、受水槽以下のメーターの設置基準によるものとする。

第9 接続の禁止

給水設備を給水装置に接続してはならない。

第10 受水槽等の定義

受水槽等の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 受水槽

給水装置から直接、給水を受けて貯留する水槽をいう。

(2) 副受水槽

受水槽を、分岐する配水管等より低い位置に設置する場合に、配水管等からの多量の引込みを防止するため設ける水槽をいう。

(3) 高置水槽

水圧の確保又は調整のために、受水槽等から給水を受けて貯留する水槽をいう。

(4) 貯水槽

受水槽、副受水槽及び高置水槽の総称をいう。

(5) 貯留水槽

冷暖房用水、空調用水又は消火用水等の飲料の用に供さない水を貯留する吐出口空間を有する水槽をいう。

第11 受水槽の設置

受水槽は、次の各号に掲げるとおりに設置するものとする。

(1) 受水槽の設置場所は、浄化槽又は汚水ます等により汚染されず通気がよく清潔で、かつ容易に保守点検できる位置でなければならない。

(2) 受水槽を建築物の外部に設置するときは地上式とし、内部に設置するときは、地下1階から地上2階までの間に設けるものとする。(図6、図7、図8標準詳細図)

(3) 受水槽の材質及び構造は、FRP(ガラス繊維強化樹脂)製又はステンレス鋼製等とし、2槽式の水密で外部から汚染物が流入又は侵入することがなく、衛生的で別表の基準に適合し、かつ次の各号に定めるところによるものとする。

① マンホールは、直径60センチメートル以上の円が内接できる大きさとし、衛生上、有害なものが入らないように密閉でき、かつ保守点検者以外が容易に開閉できない構造であること。

- ② オーバーフロー管の口径は、流入量を越流し得る大きさとし、その管端は間接排水とするため有効な排水口空間を確保して大気に開口し、開口部には防虫等のための金網を取り付けなければならない。
- ③ 通気装置は、通気のための機能が有効に働き、かつ防虫等のための金網を取り付けなければならない。ただし、有効容量が2立方メートル未満の受水槽については、この限りではない。

第12 副受水槽の設置

前項（2）の規定にもかかわらず、やむを得ないと認められる事情があるときで、受水槽を地下2階以下に設置する場合は、地下1階に副受水槽を設けなければならない。なお、副受水槽の構造等は、前項（1）及び（3）に定める基準を標準とする。

第13 ポンプの設置

ポンプは、原則として1階部分に設置し、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、個人の専用住宅等、小規模の建物の場合はこの限りでない。

- （1）国土交通大臣の優良住宅部品認定制度に基づいて認定を受けた製品（BL部品）を使用すること。
- （2）起動、停止に伴う圧力変動の小さい機種を選定すること。
- （3）予備を設置すること。
- （4）大規模施設の場合は、予備動力又は電源を具備すること。
- （5）年1回以上の定期点検を行わなければならない。
- （6）ポンプ室には、維持管理の責任者名及び業者名、操作方法、配管系統図及びその他必要な事項を明記した標示板を設置すること。

第14 ポンプの付属設備

ポンプの付属設備は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- （1）受水槽を内蔵した装置に付属するボールタップ等は、要綱2-1に定める認証品を使用すること。
- （2）水槽式圧力タンク給水においては、圧力タンク内の空気を、給水管に流出させないための必要な措置を講じてあること。

- (3) 水槽式蓄圧タンク給水においては、ヘッダーセットを用いるなど、運転制御用圧カスイッチの誤動作に対して、適切な措置を講じてあること。

第15 配管及び構造

給水設備の配管及び構造は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 給水管には必要に応じて、水撃防止器、逆流防止器具、真空破壊装置、定流量弁又は給排気弁等を設置するなどの適切な措置を講じること。
- (2) 高層階の建物に給水する場合で、低層階が高水圧になるおそれのあるときは、各戸のメーターの取付点における水圧が0.392メガパスカル { 4.0 kgf/cm² } 以下になるよう措置を講じること。

第16 直圧非常用給水栓

水槽式給水においては、次の各号に定めるところにより、直圧給水による非常用給水栓を設置することができる。

- (1) 分岐は1個所とし、分岐個所には止水栓を設け、給水管の口径は20ミリメートルまでとする。なお、当該配管は管径均等表の適用対象外とする。
- (2) 親メーターの上流側から分岐のうえ、メーターを設置し、口径別納付金を徴収する。
- (3) 1階部分で維持管理及び給水作業に支障のない箇所に設置するものとする。
- (4) 当該給水栓は、維持管理上の必要な措置を講じなければならない。

第17 給水装置工事

給水装置工事（以下「工事」という。）に関する事項は、要綱8-1の規定を適用する。

第18 事前協議

指定給水装置工事事業者は、工事の申込みに先立ち、所管する工事事務所と事前協議を十分に行わなければならない。

第19 調査・設計

調査及び設計に関する事項は、要綱8-3（1）の規定を適用す

る。

第20 工事の申込み等

- (1) 工事の申込みは、要綱第8-4(1)の規定を適用する。
- (2) 工事の申込者は、当該給水方式、受水槽等の容量及ポンプの能力等を受水槽設置届に記載し、提出しなければならない。
- (3) 付則2の規定を適用する場合、工事の申込者は、要綱8-4(3)の増圧ポンプ設置条件承諾書(以下「承諾書」という。)及び要綱8-4(4)の増圧ポンプ設置誓約書を提出しなければならない。なお、承諾書の裏面に記載している遵守事項は、水槽式給水に関し必要な事項を適用する。

第21 設計審査等

設計審査及び工事検査に関する事項は、要綱第8-5及び第8-6の規定を適用する。

付 則

- 1 この要領は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 第4の給水方式の種類の規定にもかかわらず、水槽式高置水槽給水を改造するときで、既設の高置水槽を撤去することが困難と認める場合は、この限りにおいて、高置水槽へ直圧又は増圧で給水することができる。なお、増圧で給水する場合、配水管の現有水圧をもって高置水槽へ直接給水することが可能と認められる期間は、増圧ポンプの設置を猶予することができる。
- 3 水槽式給水の取扱い(指導事項 北九水給業第185号 昭和62年11月1日実施、改正北九水営第103号 平成元年7月1日実施)は廃止する。ただし、10-(1)に定める併用式給水にあつては、平成17年3月31日までの間において、管理者が定める期日までは、なお従前の例によることができる。

水槽式給水の種類

図1 水槽式加圧給水

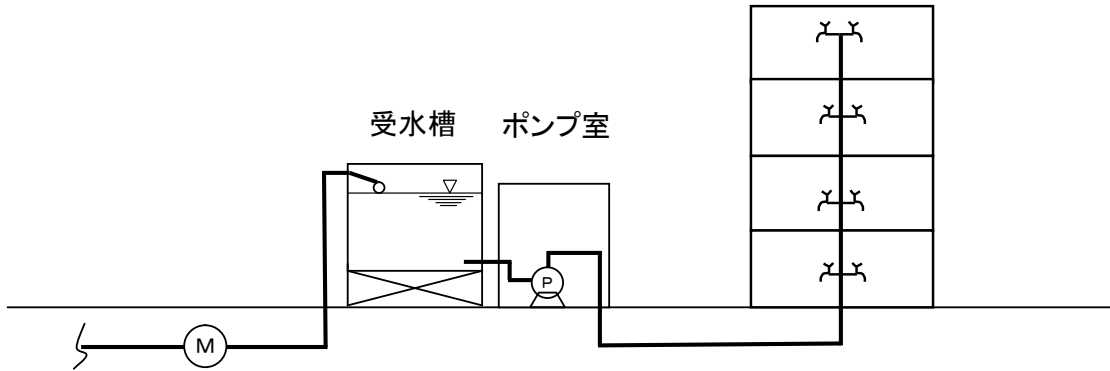


図2 水槽式圧力タンク給水

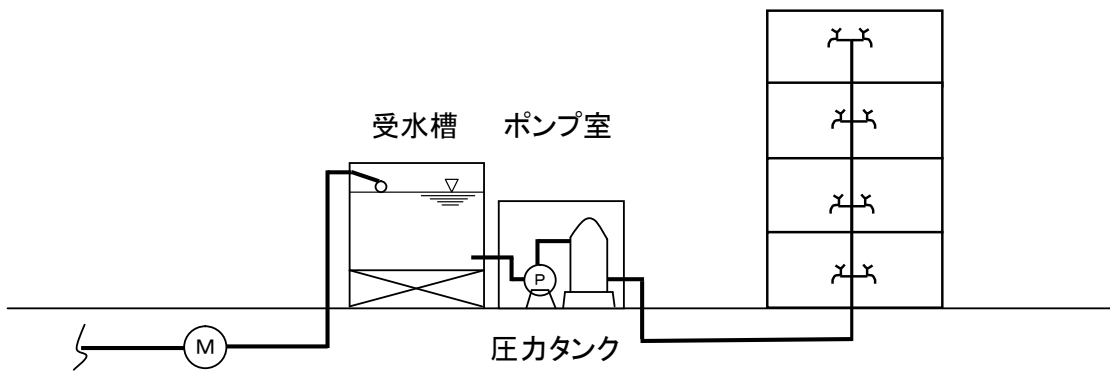
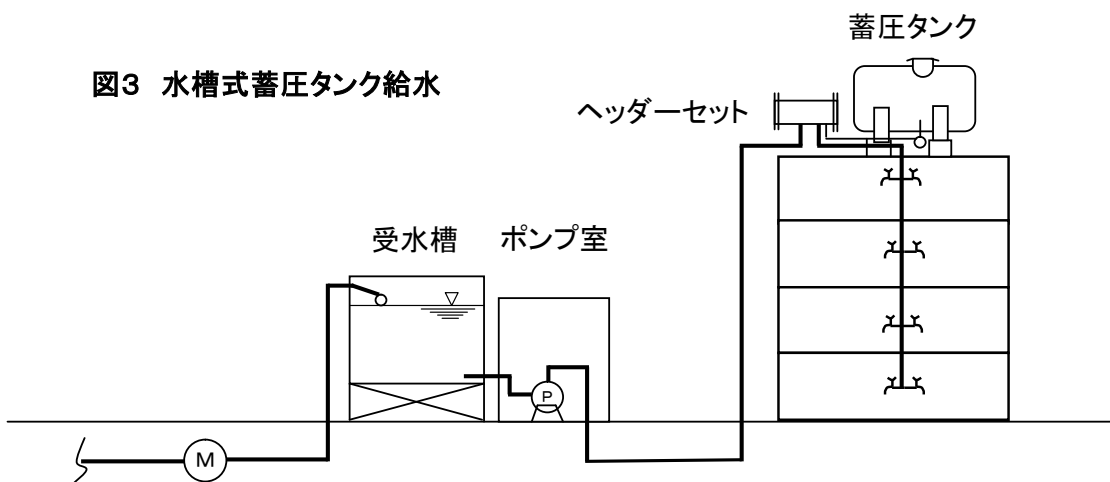


図3 水槽式蓄圧タンク給水



水槽式給水の種類

図4 水槽式高置水槽給水

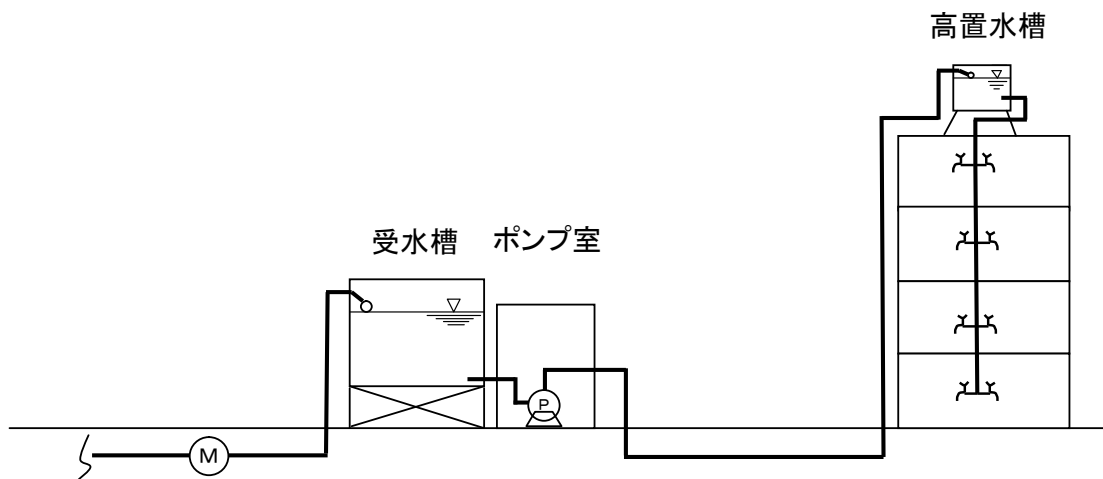


図5 その他の給水方式

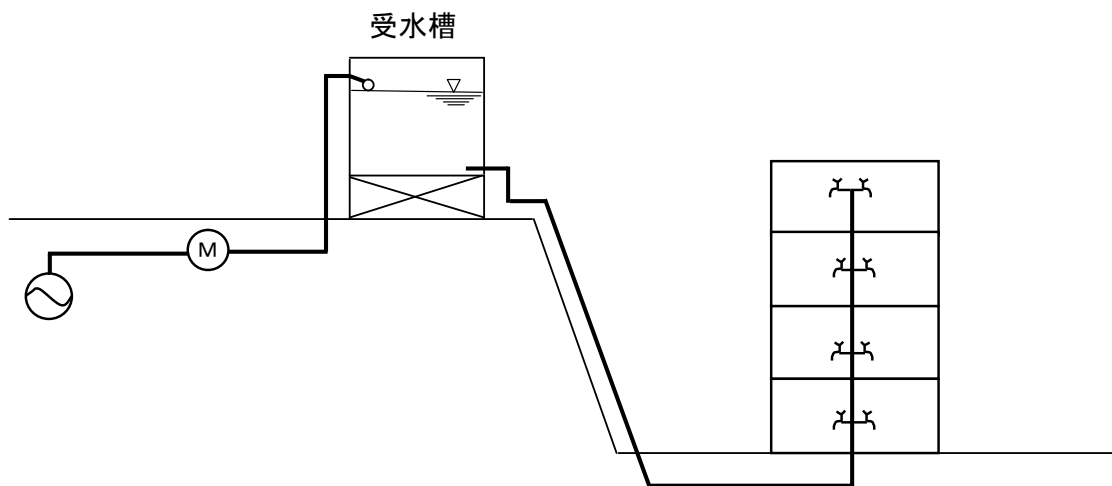
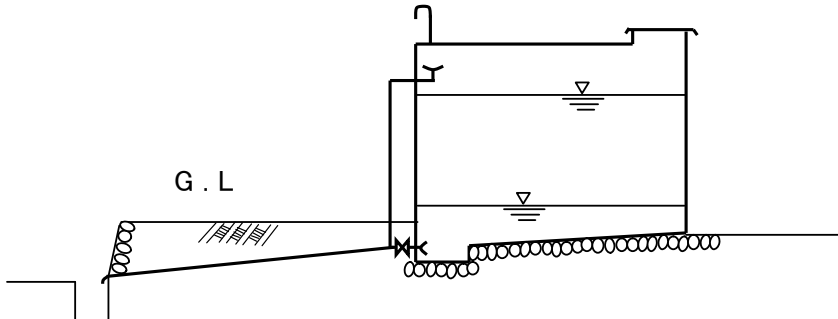


図6 屋外に設置する場合の標準図

(汚染源から5m以上の場合)



(汚染源から5m未満の場合)

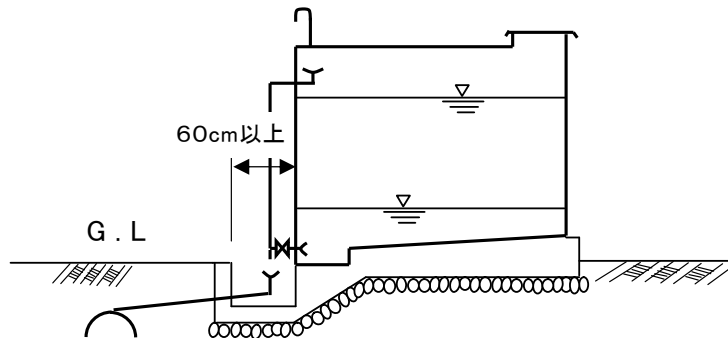
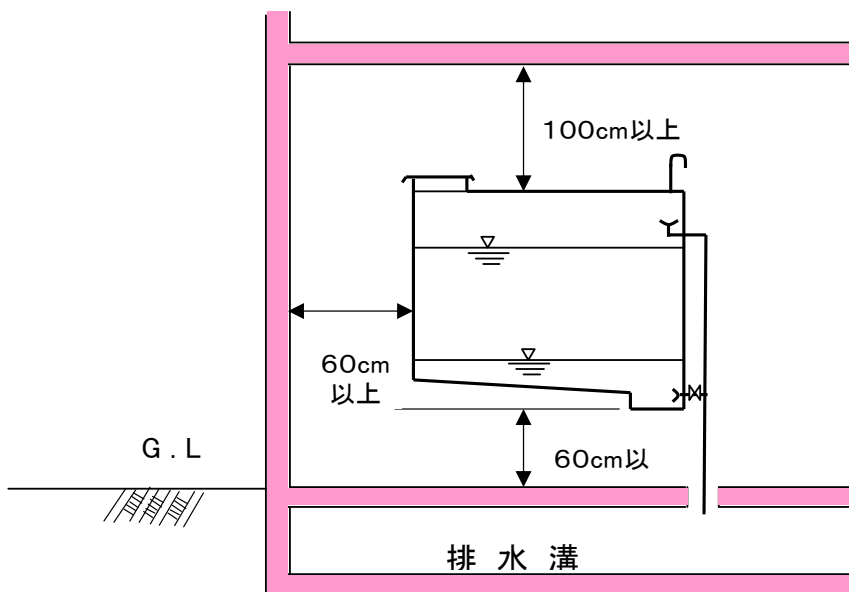


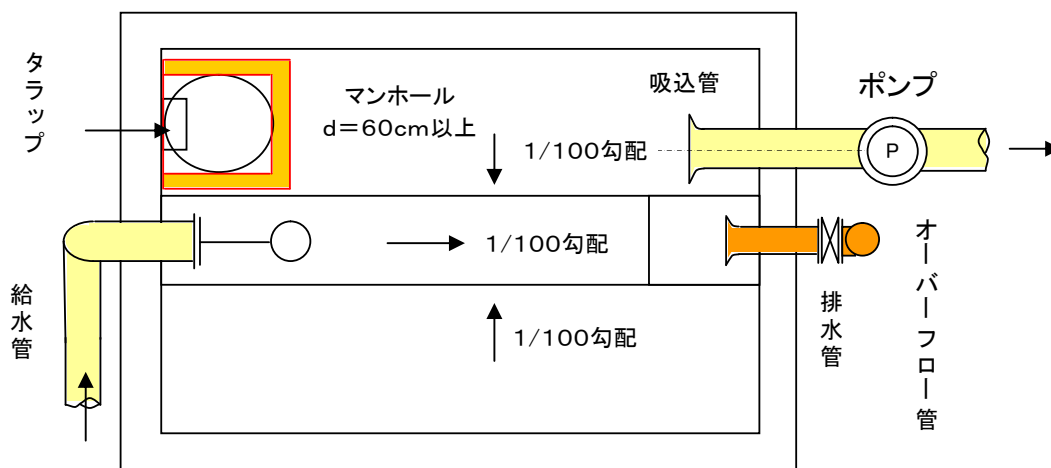
図7 屋内に設置する場合の標準図



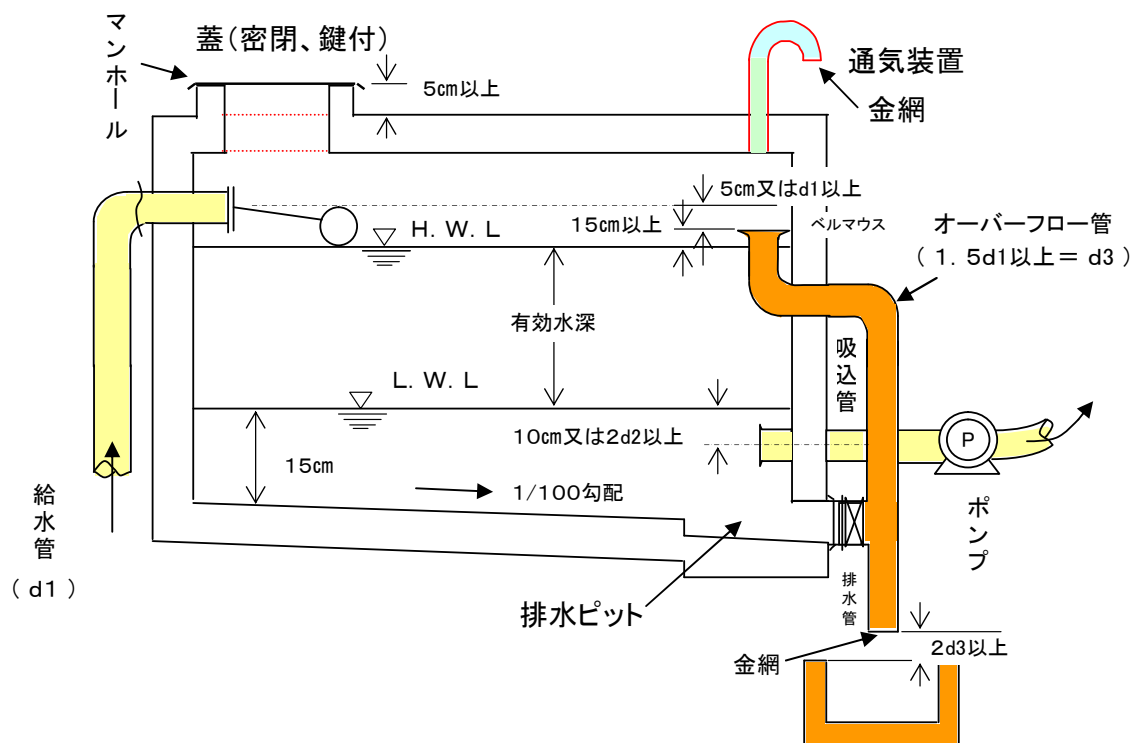
水槽式給水取扱要領

図8 標準詳細図

(平面図)



(断面図)



水槽式給水取扱要領

別表 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(昭和62年11月14日建告1924抜粋)

設置区分	構造基準	凡例
<p>建築物の外部</p> <p>(建築物と密着せず60センチメートル以上の空間を保持、分離独立しているもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 天井、底又は周壁の保守点検が外部から容易に行い得ること。(60センチメートル以上の空間を保有すること。) 2 天井、底又は周壁は建築物の他の部分と兼用しないこと。(外部に設置する場合は除く。) 3 マンホールを設置すること。(ただし、天井が蓋を兼ねる場合は必要としない。) 4 内部の保守点検のため、水抜管、隔壁、勾配等をつけること。 	<p>図6</p>
<p>建築物の内部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 5 オーバーフロー管(流入管口径の1.5倍)を設置すること。 6 通気装置を設置すること。 7 満水警報装置を設置すること。 8 水槽の上部に給水ポンプ及びこれに付属する制御盤等設置しないこと。 9 昇降口にはトラップを取付けること。 	<p>図7</p>

記 汚染源とは、汲み取り便槽、し尿浄化槽、排水管(当該水槽の水抜管、オーバーフロー管及びこれに接続する排水管を除く)ガソリタンク、その他衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設及び隣地の境界、田畑、花壇等。

水道用ポリエチレン管施工要領

(趣 旨)

第1 ポリエチレン管の円滑な施工及び取扱いを期するためこの要領を定める。

(材質・規格等)

第2 ポリエチレン管、同継手の規格、材質等は、下記のとおりとする。

1 ポリエチレン管

材質、寸法及び規格等は、いずれも J I S K 6 7 6 2 に適合するもので、種類は水道用1種管(軟質管)とする。

2 口 径

給水管として使用する口径は13mmから25mmまでとする。

3 継 手

1種管用継手で上下水道局の指定した製品

4 管種継手の略号及び呼称……別表のとおりとする。

(施工の範囲)

第3 ポリエチレン管はこの要領施工後、施工される下記の工事に使用する。

1 給水装置新設工事

2 給水管の修繕工事

3 その他、局長が必要と認める工事

(接続方法)

第4 ポリエチレン管の接続は、その特長、機能が十分発揮し得るよう、下記の工法に基づき入念に接続を行わなければならない。

1 接続は冷間工法とし、熱間工法及びネジ立は絶対行ってはならない。

2 継手の方法はコアー方式(B型)、フィッター方式及び修理用としてL Aユニオン方式(A型)とがあり、それぞれ次の方法で接続を行う。

(1) コアー方式

ア 管端は軸方向に直角に正しく切り揃える。この場合、鋸はなるべく目の細かいものを使用する。

イ 切断面に生じたバリなどをナイフにて平らに仕上げる。

ウ 継手を分解し差し込み、管に袋ナット、リングの順に挿入する。この場合、リングの方向に注意し、正しく納めなければならない。

エ コアーを管内に木槌で正規の深さまでたたきこむ。この時リングがコアーの方向へ近寄らないように注意する。

オ セットされた管端を継手本体に差し込み袋ナットでリングを押し込むように

本体にねじ込み、パイプレンチを使用して締めつける。

カ 継手の部品は、管種及び製造メーカーごとにそれぞれ異なるので混同しないよう、特にコアーには1種、2種管用があるので留意しなければならない。

(2) フィッター方式

ア 管端は軸方向に直角に正しく切り揃え、面取り器を使って先端の面をとる。この場合、バリ等は完全に除去する。

イ 継手内部にOリング、ウェッジリングが内蔵されているかを確認し、ウェッジリングの向きを確認する。

ウ 接続前に挿入する長さをあらかじめポリエチレン管に印を付し、水をつけ軽くひねるようにして完全に押し込む。この場合、滑剤は使用しない。

エ 取り外しは、ディスマントル2個をウェッジリングとポリエチレン管の間に挿入しポリエチレン管のみを引き抜く。この場合、ウェッジリングは再使用してはならない。必ず新しいものと取り替える。

(3) LAユニオン方式

ア 管端は軸方向に直角に正しく切り揃える。

イ 継手を分解し、ポリエチレン管に袋ナット、割リング、ワッシャー、ゴムパッキンの順に挿入する。

ウ 継手本体は、それぞれ接続する管が振り分けに均等に挿入されるよう留意し、ゴムパッキン、ワッシャー、割リングを本体に密着させ袋ナットを手締めし、最後にパイプレンチ2個を使用し割リングの切れ目が接触するまで締めつける。

エ 管が柔軟なため、軽くねじが締るので必要以上締めないよう注意する。

3 他の管種及び栓類との接続は、メーターを除きそれぞれパッキンをはさみ継手を先に接合したのち、前記(1)(2)(3)それぞれの手順に基づきポリエチレン管を接続する。

(布設方法)

第5 布設工事については、関係条例、規程に定める事項を遵守するほか、次の事項に留意しなければならない。

- 1 床掘りについては、溝底の石や瓦礫等の固形物を取り除き平たんによくならしつき固める。
- 2 砂、石粉又はよくふるった良質土を10～15cmにつき固め溝底を均一に仕上げる。
- 3 ポリエチレン管は、前項に定める溝底に丁寧に降ろし、引きずったり、ねじれのないようにしなければならない。
- 4 使用するポリエチレン管は、途中で継手類の接続部のないものを使用し、できるだけ余裕をもって配管し、管の伸縮に対応しなければならない。
- 5 埋戻しは、砂、石粉又はよくふるった固形物の含まない良質土で土覆り30cm以上とし、管周囲をよくつき締めなければならない。
- 6 埋戻しの際、地中標示テープは、管天から30cmの箇所を原則として、分岐箇所か

ら私有地までに至る公道下に埋設しなければならない。

7 曲げ配管については、無理な曲げを行うと材質の寿命を低下させるので、次の各事項に基づき配管するとともに、次の表の最小曲げ半径の限度内で配管しなければならない。

最 小 曲 げ 半 径

(単位mm)

管種	呼び径	1 3	2 0	2 5
	外径	2 1. 5	2 7	3 4
1 種 管		4 5 0	5 5 0	7 0 0

※外径の約20倍

- (1) 最小曲げ半径以下に曲げ配管する場合は、エルボを使用しなければならない。この場合、バーナー、トーチランプ等による熱間曲げ加工は絶対にしてはならない。
- (2) 曲げた部分を埋戻す場合は、埋戻し土で管の周囲を十分につき固め固定させ、はねかえり（復原）による位置ずれ、最小曲げ半径以下の曲り防止をしなければならない。
- (3) 分岐及び止水栓箇所での曲げ配管は必ず分水止バンドを使用しなければならない。

(配管方法)

第6 配管は直結式給水施行要綱その他に定めるもののほか、次によるものとする。
(別図1～7参照)

- 1 分岐点より第1止水栓までは、口径20mmのポリエチレン管を使用し、公道部分には止水栓を設置しない。
- 2 崖上等に給水する場合は、公道内に捨てバルブ（止水栓）を取り付け、側溝下を横断し立上がらせ、第1止水栓までポリエチレン管を使用する。この場合、立上がり部分は鞘管を使用し固定させる。
- 3 宅地内の第1止水栓から第2止水栓の間は、口径20mm以上のポリエチレン管、ライニング鋼管またはビニル管を使用する。
- 4 止水栓、メーターの前後には従来鉛管を使用していたが、第1止水栓上流側のポリエチレン管使用を除き、それぞれの管種の止水ユニオン、メーターユニオンを使用し直結方式とする。
- 5 メーター取付部の配管は、伸縮メーターユニオンを引き伸ばした状態でメーターパッキンは使用せずメーター間隔棒を締めつけておく。
- 6 メーター及び下流側の配管はできるだけ20mm以上の口径とするよう努めなければならない。

7 既設ポリエチレン管の修理は、次によるものとする。

- (1) ポリエチレン管の損傷部を確認し、余裕をもって切断する。
(切断長さ>損傷部長さ+管外径×2)
- (2) 接続については、コア式ソケットを2個使用しておがみ合わせにして接続を行う。(分岐箇所はコア式チーズを使用)
- (3) 止水栓等による断水が不可能で、放水のまま修理を行う場合は補修用ユニオン(補修用チーズ)等を使用し接続を行う。
- (4) 前記方法によりがたい場合は、クランプ治具を使用して止水し、前記(2)の方法で接続を行う。この場合クランプ治具による痕跡部は補修用ユニオンで保護するものとする。

(埋設位置の表示)

第7 ポリエチレン管は、埋設後、その位置の探知が出来ないため、前第5、6の他、分岐点より埋設の見通しの位置に次の方法により標示する。(別図8参照)

- 1 標示ブロック(鉄筋コンクリート製)は、官民境界線の民地側に「水」の彫り込みを上にして分岐位置より正視でき、天端は地面から1~3cm高くなるよう設置する。
なお、施工後、沈下、転倒などのないよう実状に応じて捨コンクリート等有効な支持を施すこと。
- 2 標示プレート(金属性)は、標示ブロックが設置できない場合に、塀、擁壁、家の壁等不動の地上物件で正視できる位置に接着剤で貼付する。

(運搬等)

第8 ポリエチレン管は、可撓性に優れ、衝撃には強いが、反面管体が柔軟で傷つき易く、また、熱に弱い欠点があるので下記の事項に留意し取扱わなければならない。

- 1 運搬については、荷台や他の工具、材料と接触しすり傷等が発生しないよう保護、固定させる。放り投げたり、引きずったりしてはならない。
- 2 ポリエチレン管の保管は、平面上に横積みとし、コイル巻管、直管ともに積み高さは1m以下とし、重量による傷、へこみ、偏平等ができないよう必ず平坦な場所で行うこと。
- 3 直射日光や蓄熱を避けるため屋内に保管すること。やむおえず屋外に保管する場合は、シート等を掛けること。この場合、下側をあけて風通しをよくすること。
- 4 継手は梱包のまま日光の当たらない屋内に整理保管すること。

(付記)

(施工期日)

- 1 この要領は、昭和52年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に施行中のもの又は施行しようとするもので、この要領によることができないものについては、前項の定めにかかわらずこの要領施行の日から1

月間に限り、なお従前の例によることができる。

(施工期日)

1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

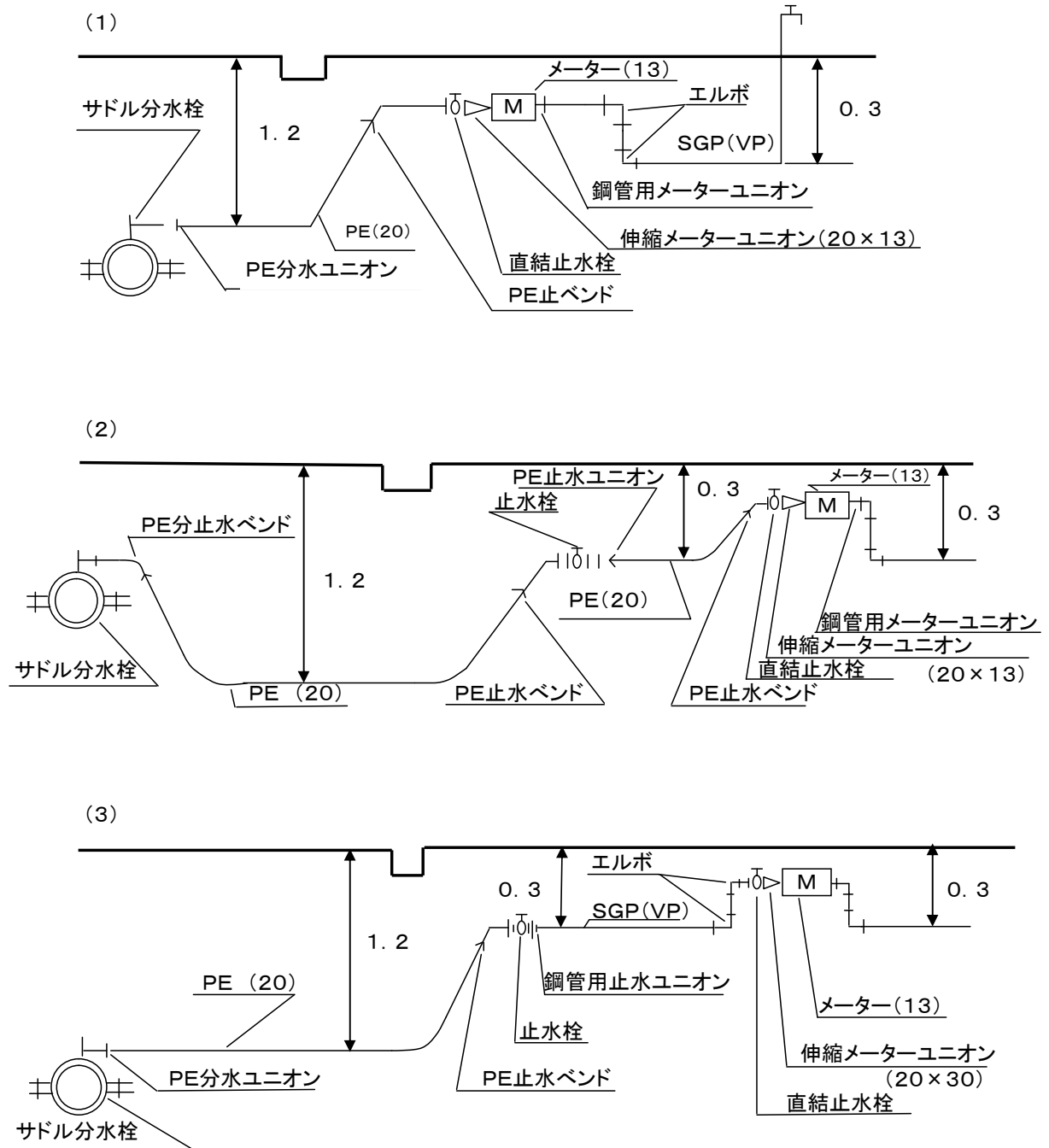
管種、継手の略号及び呼称

品 名		略号及び呼称
水道用ポリエチレン管1種		P E
継 手	メーターユニオン 止水ユニオン 分水ユニオン ソケット チーズ エルボ ベンド	PEメーターユニオン PE止水ユニオン PE分水ユニオン PEソケット PEチーズ PEエルボ PEベンド
他継 管種 用手	鋼管用継手 (オスネジ) " (メスネジ) ビニル管用継手 (シモク付)	鋼管用PE継手 (オスネジ) " " (メスネジ) ビニル管用PE継手 (シモク付)
補継 修 用手	鉛管用継手 (シモク付) ユニオン チーズ	鉛管用PE継手 (シモク付) PEAユニオン PEAチーズ

別 図

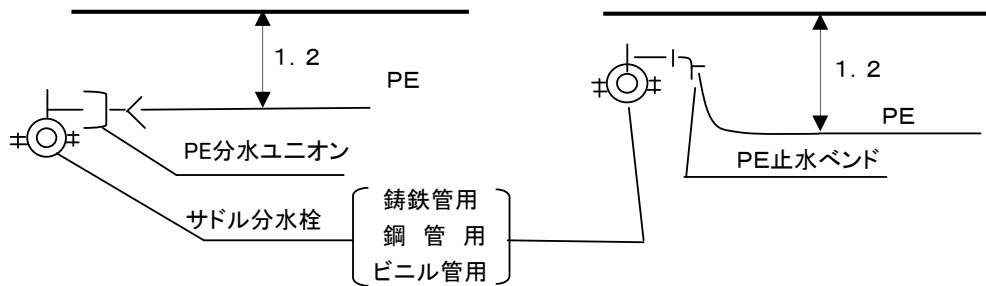
1 配管標準図

* 公道部分の埋設深さについては、道路管理者との協議による。(以下、図において同じ。)



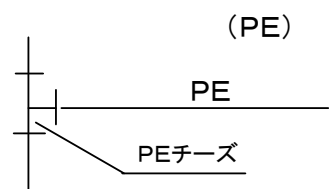
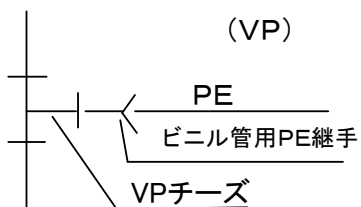
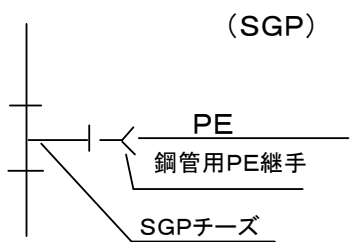
2 分岐工法図

(1) 40mm以上の管より分岐

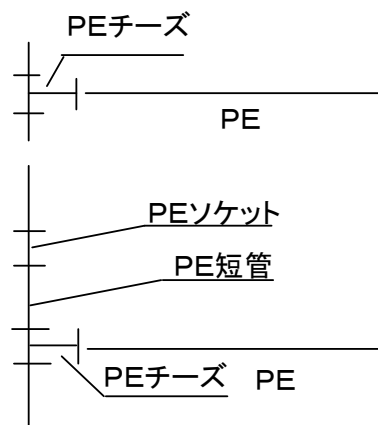
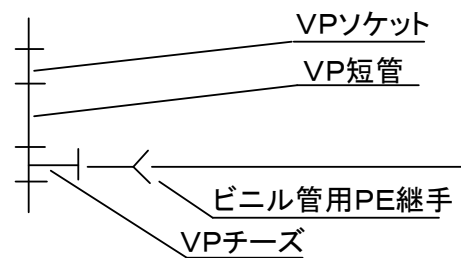
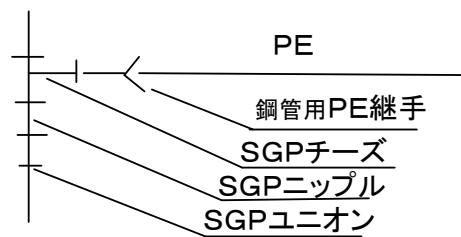


(2) 25mm以下の管よりの分岐

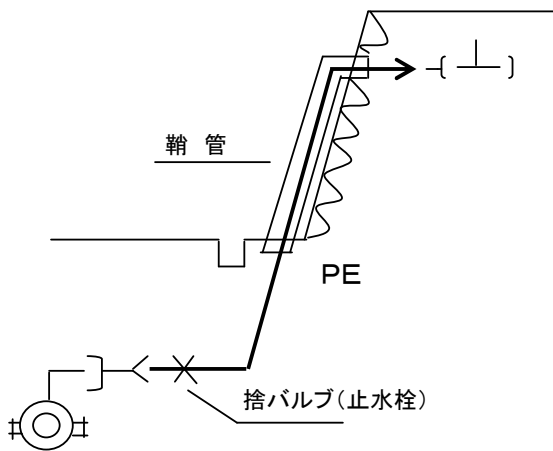
ア. 同時施工の場合



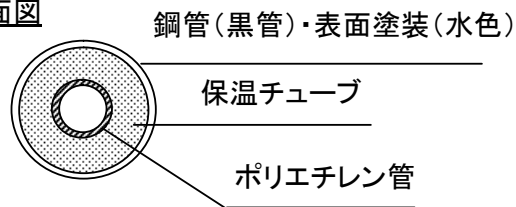
イ. 既設者よりの分岐施工の場合



3 崖上への配管方法図



鞘管断面図

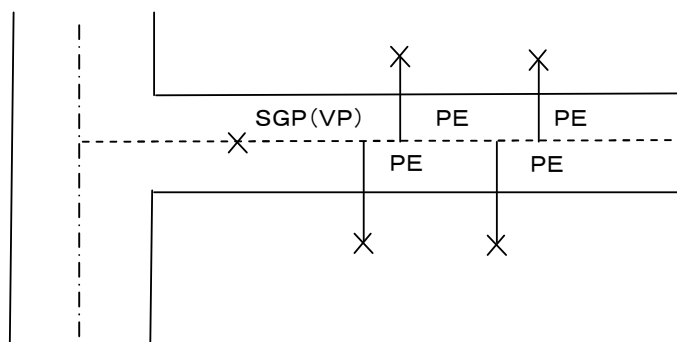


関係寸法表

(単位 mm)

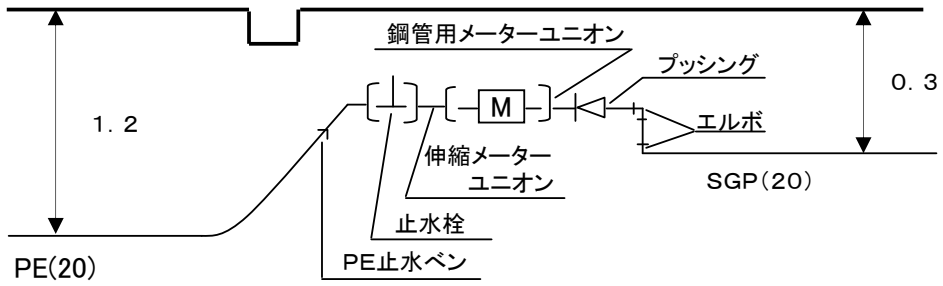
ポリエチレン管			保温チューブ			鋼管		
呼径	内径	外径	呼径	内径	外径	呼径	内径	外径
20	19	27	20	28	48	50	52.9	60.5
25	24	34	25	34	54	65	67.9	76.3

4 道路縦断配管図

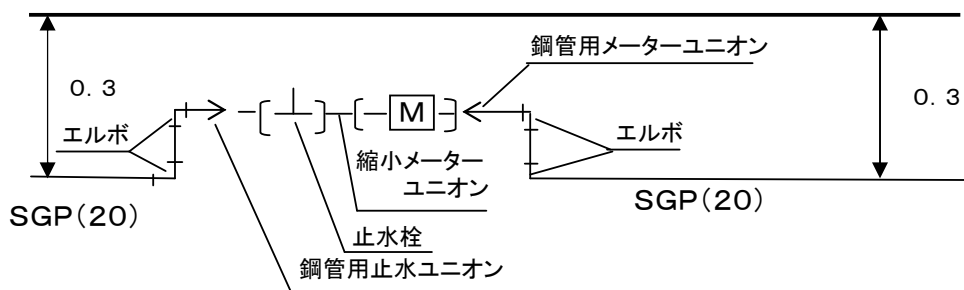


5 メーター設置方法図

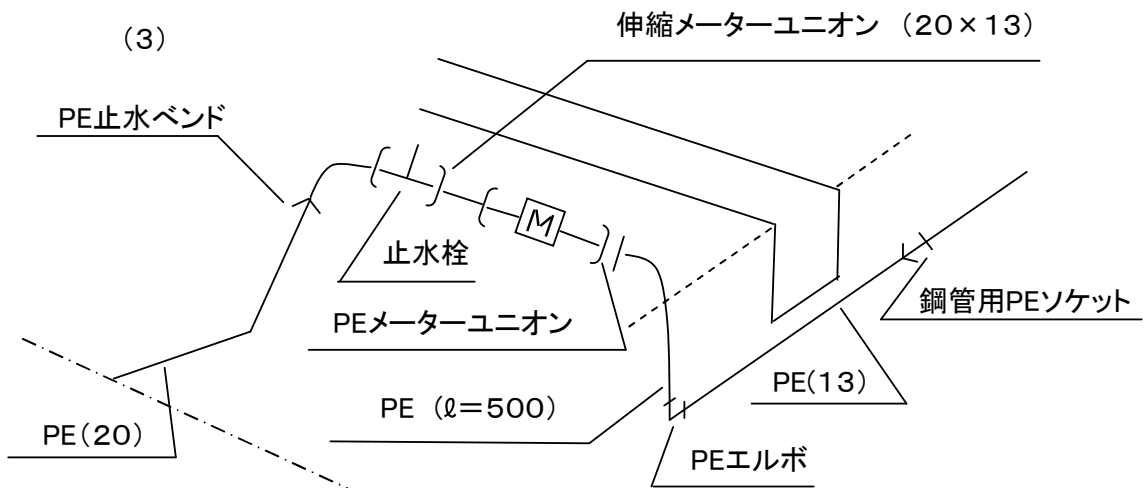
(1)



(2)

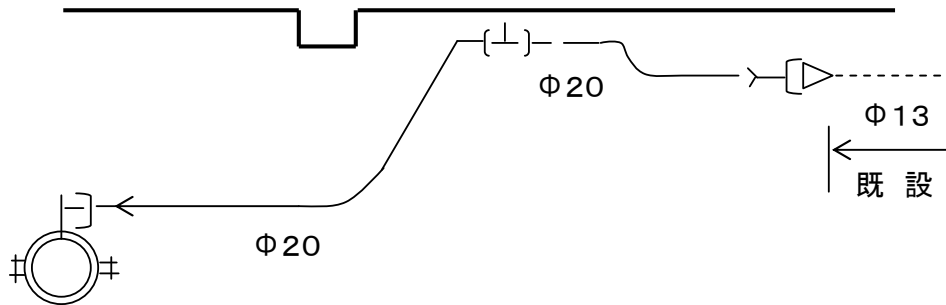


(3)

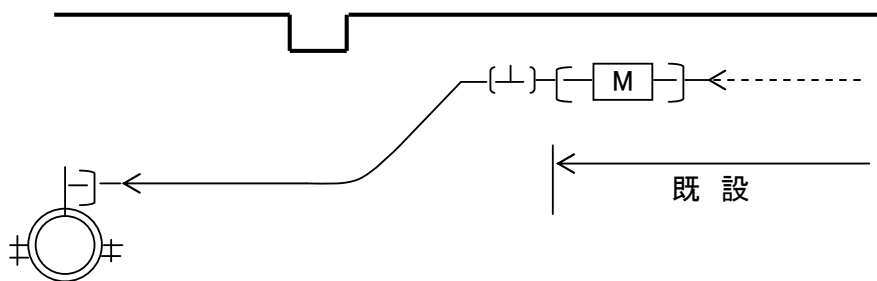


6 移設替等による切替方法

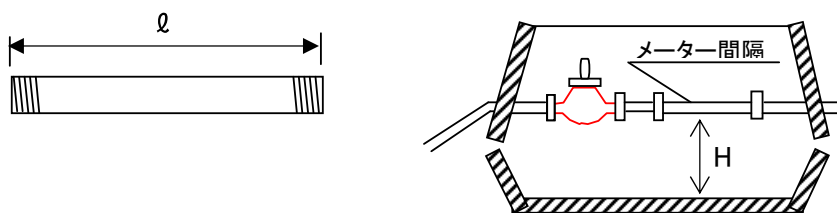
(1)



(2)



7 メーター間隔棒

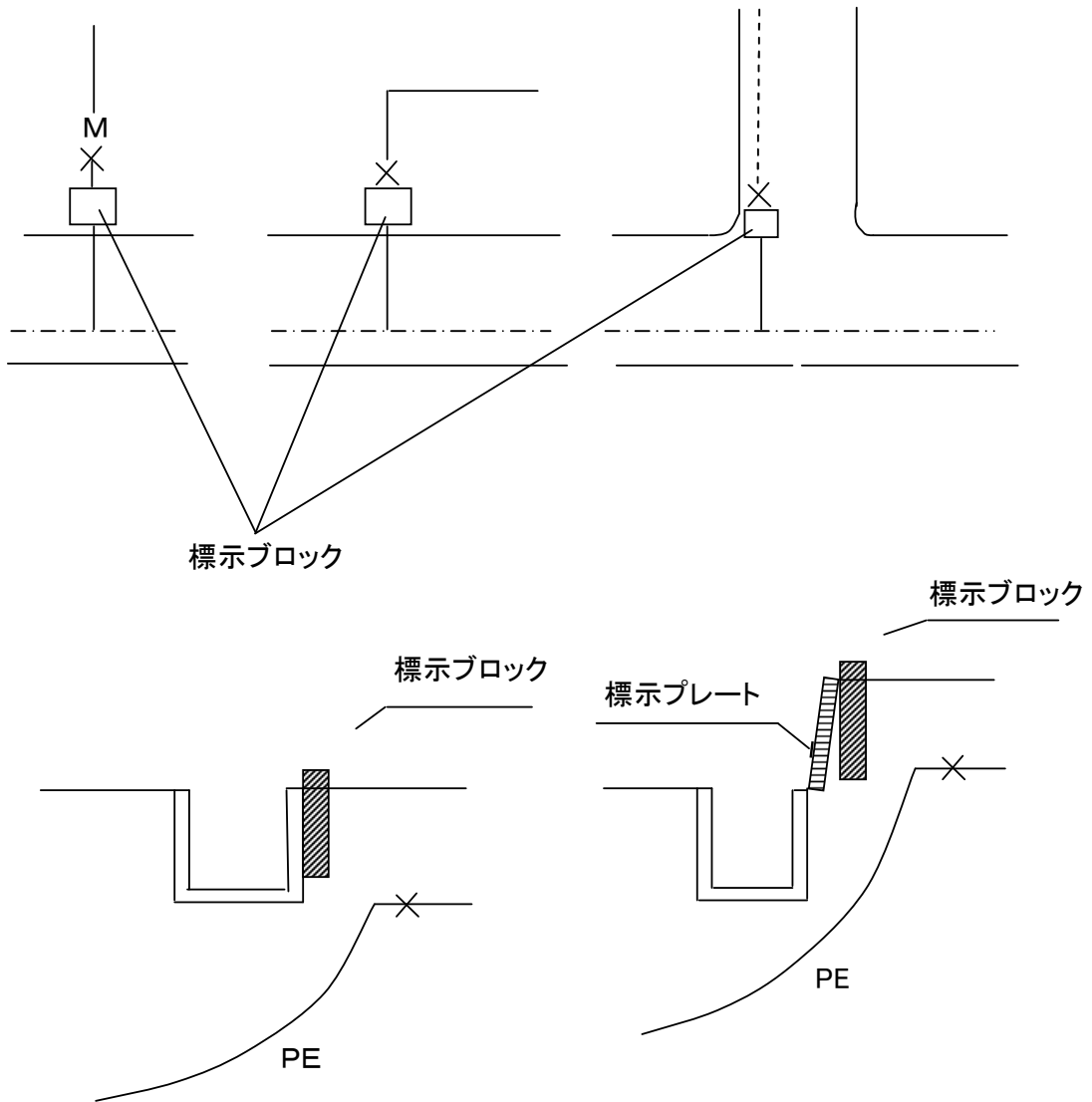


関係寸法表

(単位 mm)

口径	l	H
13	165	30
20	190	35
25	金門型	210
	上水型	225
40	245	45

8 標示ブロック及び標示プレート設置図



北九州市水道事業給水管に直結する 特殊器具の取扱基準

(趣 旨)

第1 直結式給水施行要綱(以下「要綱」という。)2-6の別に定める基準について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、給水を受ける者が特殊器具を給水管に直結し、主として飲用の用に供する場合に適用する。ただし、容易に取り外しのできるものは、この基準の適用を受けない。

(特殊器具の種類)

第3 給水管に直結できる特殊器具は、次の各号に掲げるもので、要綱2-1の別表1に掲げる認証品でなければならない。

(1) 湯沸かし器

ア 瞬間式

イ 貯蔵式(湯沸かしタンクにボールタップで給水し、水道圧を絶縁した水を加熱給湯するもの)

ウ 貯湯式(湯沸かしタンクに水道圧のかかった水を入れて加熱し直接給湯するもの)

(2) ウォータークーラー

(3) 混合水栓及び電子自動水栓

(4) 清涼飲料水自動販売機

(5) 製氷器

(6) 浄水器(水道水の残留塩素や濁りを取り除くことを目的とした器具)

(7) 活水器(セラミックス、自然石又は磁石の働きに水道水を活性化させることを目的とした器具)

(8) 加湿器

(9) 太陽熱利用温水器

(10) 貯水機能付き給水器具(通常時は水道圧のかかった状態で、器具内部の水が使用とともに入れ替わりながら貯留され、非常時に器具内部の水が利用可能となるもの)

(工事の申込み)

第4 特殊器具を設置しようとする者は、あらかじめ水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申込み、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みは、給水装置工事申込書によるものとする。

(工事の施工)

第5 特殊器具の設置工事は、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者が行わなければならない。

(配 管)

第6 特殊器具の配管は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 特殊器具の下流側で、他の給水管と連絡させないこと。
- (2) 特殊器具の設置箇所は、水道メーターの維持管理に支障を来たすことのないように設置し、また、磁気活水器については水道メーターの機能に支障を来すことのないよう、水道メーターとの間隔を50cm以上確保すること。(別図参照)

(逆流防止器具等の取付)

第7 給水管に直結することによって、水道水質の汚染を防止するため、次の各号に掲げる措置を施さなければならない。(別図参照)

- (1) 特殊器具の取付箇所の上流側に止水栓を取り付けること。
- (2) 逆流防止装置を内蔵していない場合は、特殊器具の取付箇所の上流側に逆流防止器具を設け、有効な逆流防止措置を施すこと。
- (3) 止水栓と逆流防止器具は、特殊器具に近接した位置に取付けること。
- (4) 特殊器具、止水栓及び逆流防止器具の上流側に給水栓を設置すること。ただし、散水栓又はその他の水栓を有するときは、これに代えることができる。

(湯水混合)

第8 湯沸かし器等から出た湯水と給水管を直結してはならない。ただし、やむを得ず直結するときは湯水混合水栓を使用し、調整弁から下流で分岐しなければならない。

2 調整弁から上流で分岐して湯水混合する場合は、湯水混合水栓の上流に調整弁を取付けなければならない。

(水質の管理責任等)

第9 管理者の水質管理責任は、特殊器具の上流側までとし、特殊器具の維持管理責任及び下流側の水質管理責任は、特殊器具の設置者又は所有者(以下「所有者等」という。)とする。(別図参照)

(設置申請書の提出)

第10 所有者等は特殊器具の維持管理等に必要な事項を記載した特殊器具設置申請書(様式)を提出しなければならない。

(危険な器具)

第11 この基準に適用されない器具を設置する場合は、原則として貯水槽以下に設け給水管に直結してはならない。

(検 査)

第12 特殊器具の検査は、他の給水材料と同じ取扱いとし、設置場所において施工状況等を目視により検査するものとする。

2 水質検査は、原則として特殊器具の上流側の給水栓で行うものとする。

(表 示)

第13 特殊器具については、製作者名、商標、認証登録番号および製造年月日を表示するものとする。

(その他の事項)

第14 この基準に定めないものについては、別に管理者と協議しなければならない。

付 則

この基準は、昭和49年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年1月5日から施行する。

特殊器具設置申請書

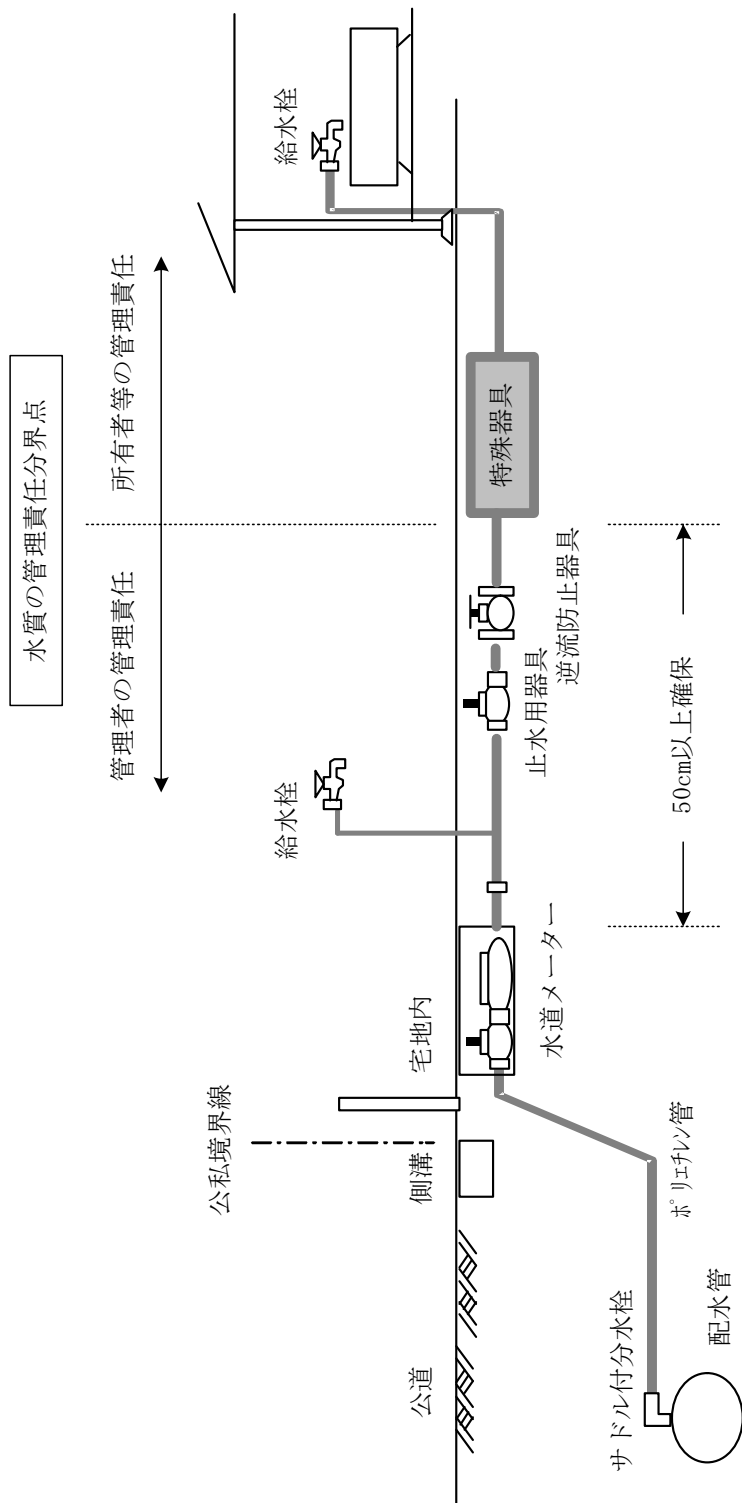
北九州市上下水道局長 様

給水管に直結する特殊器具の設置について、下記の条件を承諾のうえ申請します。

特殊器具の設置者 又は所有者名	(※) <small>(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。</small>
住 所	電 話
特 殊 器 具 の 設 置 場 所	北九州市 区

記

- 1 水道水質の管理責任について
水道局の水質管理責任は、特殊器具の上流側までとし、これより下流側は特殊器具の設置者又は所有者（以下「所有者等」という。）の責任において管理します。
- 2 特殊器具の維持管理について
特殊器具の修理等の維持管理は、所有者等の責任で行います。
- 3 利害関係人への周知
特殊器具の設置に係る使用者又は利用者からの一切の苦情及び問題の対応は、所有者等が責任をもって解決します。
- 4 その他
特殊器具に起因して問題が生じたときは、所有者等が責任をもって解決します。



別図

- (注) 1. 特殊器具は、水道メーターの機能及び維持管理に支障を来たすことのないよう水道メーターとの間隔を50cm以上確保すること。
2. 特殊器具の取付箇所の上流側に止水栓を取り付けること。
3. 逆流防止装置を内蔵していない特殊器具を設置する場合は、当該特殊器具の取付箇所の上流側に逆流防止器具を設け、有効な逆流防止措置を施すこと。
4. 止水栓と逆流防止器具は、特殊器具の上流側直近に取付けること。
5. 止水栓及び逆流防止器具の上流側に給水栓を設置すること。ただし、散水栓又はその他の水栓を有するときは、これに代えることができる。
6. 水質検査は、原則として特殊器具の上流側の給水栓で行うものとする。
7. 水道事業管理者の水質管理責任は、特殊器具の上流側までとし、特殊器具の維持管理責任及び下流側の水質管理責任は、特殊器具の設置者又は所有者とする。

給水装置工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第6条第2項に規定する工事検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定め、給水装置工事（以下「工事」という。）の適正な施行を確保することを目的とする。

(検査員等)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、工事の検査を行うため、検査員を置くものとする。

2 管理者は、検査を補助するため、検査補助員を置くことができる。

(検査員の指名)

第3条 検査員は、当該工事を所管する工事事務所長が指名するものとする。

(検査の項目)

第4条 検査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 給水装置工事申込書等の設計図書の記載内容と工事内容との照合
- (2) 直結式給水施行要綱（以下「施行要綱」という。）2-1の別表1及び3-2の別表2に規定する基準に適合した給水材料の確認
- (3) 施行要綱に規定する基準に適合した施工状況の確認
- (4) 水圧試験
- (5) 残留塩素の測定
- (6) その他、管理者が必要と認める事項

(検査申込書等の提出)

第5条 工事の申込者は、工事が完了したときは、直ちに給水装置工事検査申込書（第1号様式 以下「検査申込書」という。）及び給水装置使用材料報告書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

(検査の期間)

第6条 検査員は、検査申込書が受理された日から7日以内に検査を行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(関係書類の熟知等)

第7条 検査員は、検査を行う場合は、あらかじめ検査の対象となる工事の設計図書そ

の他の関係書類を熟知しておかなければならない。

- 2 検査員は、前項の関係資料に基づき厳正かつ公正な検査を行い、工事の成果の適否を判定しなければならない。

(検査の立会い)

第8条 検査員は、検査を行う場合、工事を施行した指定給水装置工事事業者の給水装置工事主任技術者の立会いを求めるものとする。

(補修を要する工事の検査)

第9条 検査員は、検査の結果、工事の補修が必要であると認めたときは、給水装置工事補修指示書(第3号様式)により補修を指示しなければならない。

- 2 検査員は、給水装置工事再検査申込書(第4号様式)が受理された日から7日以内に再検査を行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(補修工事)

第10条 管理者は、工事の申込者が指定期日までに補修しなかった場合、検査員の報告により、工事の申込者に代わってこれを補修し、その費用を工事の申込者から徴収するものとする。

(検査の中止)

第11条 検査員は、指定給水装置工事事業者が次の各号の一に該当する場合は、検査を中止することができる。

- (1) 北九州市水道条例及び工事に関する規程に違反したとき。
 - (2) 検査の執行を妨げたとき又は指示に従わなかったとき。
 - (3) その他検査に支障があると認めたとき。
- 2 前項の規定に基づき、検査を中止する場合、管理者は、工事の申込者に給水装置工事検査中止通知書(第5号様式)をもって通知するものとする。

(検査結果の報告)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、直ちに工事に係る給水装置工事検査報告書(第6号様式)を作成し、管理者に提出しなければならない。

(検査の完了通知)

第13条 管理者は、検査の結果、適正であると認めるときは、速やかに工事の申込者に給水装置工事検査結果通知書(第7号様式)を交付するものとする。

(そ の 他)

第14条 検査に伴い、損害が生じた場合は、工事を施行した指定給水装置工事事業者の責任において処理するものとする。

(委 任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月1日受付分の工事から適用する。
- 2 従前の北九州市水道事業給水装置工事検査要綱（昭和58年9月1日）は、廃止する。
- 3 平成10年10月31日以前の受付分の工事については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要綱中、主任技術者とあるのは、北九州市水道局指定給水装置工事事業者規程付則3の規定により平成11年3月31日までの間、主任技術者又は旧規程（北九州市水道局指定工事店規程。昭和49年北九州市水道局管理規程第3号。平成10年3月31日廃止）に基づく責任技術者と読み替える。

付 則（平成12年1月1日）

- 1 この要綱は、平成12年1月1日から実施する。
- 2 平成11年12月31日以前の受付分の工事については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成16年7月1日）

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 平成16年6月30日以前の受付分の工事については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

検査員	給水係長	管理課長

給水装置工事検査申込書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

給水装置工事申込者

住 所 ----- 区 ----- 町 ----- 丁目 ----- 番 ----- 号 -----

氏 名 -----

水栓番号 -----

工事申込日	年 月 日	
工事完了日	年 月 日	
工事検査希望日	年 月 日	
工事場所	区 町 丁目 番 号	
指定給 水装置 工事事 業者	住所	
	名称	
	代表者の氏名	
給水装置工事主任技術者		
<p>備 考</p> <p>給水装置工事検査結果通知書 : 必要 ・ 不要</p> <p style="text-align: right;">※必要な方は給水装置工事検査結果通知書の記入をお願いします。</p>		

排水設備完了検査と同日検査を希望する

検査員	給水係長	管理課長

給水装置工事補修指示書

年 月 日

給水装置工事申込者

様

北九州市上下水道局長

印

工事検査の結果、下記の事項について補修を行うこと。

工事検査日	年 月 日
補修指示番号	第 号
補修指示事項	
工事場所	区 町 丁目 番 号
指定給水装置工事事業者	
給水装置工事主任技術者	

検査員	給水係長	管理課長

給水装置工事再検査申込書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

給水装置工事申込者

住 所 区 町 丁目 番 号

氏 名

補修指示日 (補修指示番号)	年 月 日 (第 号)	
補修完了日	年 月 日	
工事場所	区 町 丁目 番 号	
補修工事の内容		
指定給水装置工事業者	住所	
	名称	
	代表者の氏名	
給水装置工事主任技術者		

検査員	給水係長	管理課長

給水装置工事検査中止通知書

年 月 日

給水装置工事申込者

様

北九州市上下水道局長

印

下記により、工事検査を中止します。

工事場所	区	町	丁目	番号
指定給水装置工事事業者				
給水装置工事主任技術者				
中止事由	----- ----- ----- ----- -----			

給水係長	管理課長

<h1>給水装置工事検査報告書</h1>	
年 月 日	
北九州市上下水道局長 様	
検査員 _____	

検査日時 月 日 (午前・午後・1日)	検査補助員
-----------------------	-------

1	水栓番号	検査結果	特記事項
	工事場所	適正 ・ 不適	----- -----
	工事申込者	Mpa	-----
	指定工事業者	mg/l	-----
2	水栓番号	検査結果	特記事項
	工事場所	適正 ・ 不適	----- -----
	工事申込者	Mpa	-----
	指定工事業者	mg/l	-----
3	水栓番号	検査結果	特記事項
	工事場所	適正 ・ 不適	----- -----
	工事申込者	Mpa	-----
	指定工事業者	mg/l	-----
4	水栓番号	検査結果	特記事項
	工事場所	適正 ・ 不適	----- -----
	工事申込者	Mpa	-----
	指定工事業者	mg/l	-----
5	水栓番号	検査結果	特記事項
	工事場所	適正 ・ 不適	----- -----
	工事申込者	Mpa	-----
	指定工事業者	mg/l	-----
6	水栓番号	検査結果	特記事項
	工事場所	適正 ・ 不適	----- -----
	工事申込者	Mpa	-----
	指定工事業者	mg/l	-----

(第7号様式)

検査員	給水係長	管理課長

給水装置工事検査結果通知書

年 月 日

給水装置工事申込者

様

北九州市上下水道局長

印

工事検査の結果、適正に完了したことを認めます。

工事検査日	年 月 日
工事場所	区 町 丁目 番 号
指定給水装置工事事業者	
給水装置工事主任技術者	
特記事項	----- ----- ----- -----

給水装置工事検査要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、給水装置工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第15条の規程に基づき給水装置工事（以下「工事」という。）の検査内容について、必要な事項を定めるものとする。

(検査基準)

第2条 検査基準は、別表に定めるところによるものとする。ただし、検査員が特に必要と認めた場合は、同表以外の内容について、以下に示す規定及び関係規定に基づき検査することができるものとする。

- (1) 水道工事標準仕様書（北九州市上下水道局）
- (2) 土木工事共通仕様書（北九州市検査室）
- (3) 土木工事施工管理基準（北九州市検査室）
- (4) その他

(検査のための準備等)

第3条 検査員は、検査を実施するにあたって、次の各号に掲げるものを準備させるものとする。

- (1) テープ
- (2) 鏡
- (3) 懐中電灯
- (4) 水圧テストポンプ
- (5) その他検査に必要な器具等
- (6) 必要に応じて給水装置工事主任技術者が実施する自主検査に係る資料

付 則

- 1 この要領は、平成10年11月1日受付分の工事から適用する。
- 2 従前の北九州市水道事業給水装置工事検査要領は、廃止する。
- 3 平成10年10月31日以前の受付分の工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要綱中、給水装置主任技術者とあるのは、北九州市指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号。）付則3の規定により平成11年3月31日までの間、給水装置工事主任技術者又は旧規程（北九州市水道局指定工事店規程。昭和49年水道局管理規程第3号。平成10年3月31日廃止）に基づく責任技術者と読み替える。

付 則（平成12年1月1日）

- 1 この要領は、平成12年1月1日から実施する。
- 2 平成11年12月31日以前の受付分の工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成16年7月1日）

- 1 この要領は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 平成16年6月30日以前の受付分の工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成21年3月1日）

この要領は、平成21年3月1日から実施する。

付 則（令和元年10月1日）

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

別表 検査基準

検査事項	確認事項	確認方法
給水装置工事申込書等の設計図書の記載内容と工事内容との照合	<p>施工内容が工事申込書の設計図書のとおりであるかを確認する</p> <p>(1) 管種及び口径</p> <p>(2) 配管、止水栓及びメーターの布設位置</p> <p>(3) 水栓の位置及び数</p>	<p>試験掘して確認する。ただし、写真その他の資料で確認できるときはこの限りでない</p>
給水材料の確認	<p>検査要綱第4条第2号の規定に適合していることの確認</p>	<p>給水装置使用材料報告書を基に下記の方法で確認する</p> <p>(1) 埋設されているものは、試験掘して確認する。ただし、写真で確認できるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 隠ぺい部分は写真で確認する。</p>
埋設深さ	<p>(1) 公道にあっては道路管理者の指示する深さ</p> <p>(2) 私道は公道に準じた深さ</p> <p>(3) 宅地内</p> <p>口径75ミリメートル以上の場合は60センチメートル以上</p> <p>口径50ミリメートル以下の場合は30センチメートル以上</p> <p>※埋設深さは、道路の側溝の上端を基準とする</p>	<p>試験掘して確認する。ただし、写真で確認できるものはこの限りでない</p>
掘削状況	掘削断面、法面状況の確認	写真による確認
埋戻状況	埋戻し各層の厚さ、材質、締固め状況の確認	写真による確認

検査事項	確認事項	確認方法
水圧試験	<p>試験水圧は原則として以下のとおりとする</p> <p>(1) 新規布設管: 1.75 メガパスカル {17.5kgf/cm²} ただし、φ50mm 以上については最大静水圧又は、増圧ポンプ使用時には最大吐出圧力とすることができる。</p> <p>(2) 既設管利用の直圧給水: 配水支管の最大静水圧</p> <p>(3) 既設管利用の増圧給水: 前号の水圧及び必要水圧のいずれか大なる方</p>	<p>(1) 新規布設管: 水圧テストポンプにより試験水圧まで加圧し、1分以上経過した後、漏水による圧力低下が認められないことを確認する</p> <p>(2) テストポンプの取付、操作は、受験者が行うものとする</p> <p>(3) 一戸建ての直結式給水におけるメーター取付部から給水栓まで及び水槽式給水における親メーター取付部からボルトタップまでは、1件につき1箇所、水圧試験を行う</p> <p>(4) 一戸建て以外の直結式給水におけるメーター取付部から給水栓までは、給水装置工事主任技術者が実施した自主検査に係る資料により確認を行い、併せて原則として1建物につき1箇所、検査員の指定する方法で水圧試験を行う</p> <p>(5) 増圧ポンプユニットは水圧試験の対象外とする</p>
残留塩素の測定	<p>0.1mg/l {ppm} 以上あること</p>	<p>(1) ジエチル-p-フェニレンジアミン (DPD) 試薬を用いた比色法 (DPD法) で測定する</p> <p>(2) 一戸建て以外の直結式給水においては、原則として1建物につき1箇所、検査員の指定する箇所で測定する。</p>

検査事項	確認事項	確認方法
給水管の分岐	(1) 他の給水装置の取付口 または配水管の継手箇所 から30センチメートル 以上離れていること (2) サドル分水栓の防食コ アーの挿入 (3) 分水栓の箇所の防食フ ィルムの被覆	目視又は写真により確認 する
給水管の布設	(1) 維持管理に支障のない 位置を選定する (2) 他の埋設物との間隔を 30センチメートル以上 確保しなければならない (3) 直結式給水施行要綱(以 下「施行要綱」という。) 5-4の規定を満たして いることの確認 (4) 配管、支持の状態確認	目視又は写真により確認 する
給水管の標示	(1) 地中標示テープを施す (2) 境界に最も近接した宅 地内に標示ブロック又は 標示プレートを設置する	目視又は写真により確認 する
メーターの設置	(1) 外荷重による破損のお それのない位置に設置す る (2) 施行要綱3-9、3- 10、6-6及び6-7の 規定を満たしていること の確認	目視により確認
逆流防止器具の設置	施行要綱6-8の規定を 満たしていることの確認	目視により確認
止水栓等の設置	施行要綱3-11、3- 12及び6-9の規定を満 たしていることの確認	目視により確認

検査事項	確認事項	確認方法
危険の防止	(1) 逆止弁、減圧弁、定流量弁、空気弁等の器具が必要な箇所に正しく取付けられていることの確認 (2) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第5条、逆流防止に関する基準を満たしていることの確認	目視により確認
防護	施行要綱3-14の規定を満たしていることの確認。	目視により確認
増圧ポンプ	(1) 施行要綱6-10(2)に規定する自動停止・復帰の確認 (2) 施行要綱6-11(3)に規定する標示板設置の確認	(1) 配水支管側の断水操作によるポンプの自動停止及び復帰の確認を行う (2) メーカーによる「増圧ポンプの試験運転実施計画書」の提出を求め、了承を行う (3) 試験運転は、申込者及び給水装置工事事業者自らの責任により行い、その結果の報告を求める なお、必要に応じて立会するものとする

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

〔平成 10 年 3 月 31 日〕
水管規程 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 条）に定めるもののほか、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定工事業者証の交付等)

第 2 条 管理者は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定をしたときは、速やかに当該指定工事業者に北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。様式）を交付する。

2 指定工事業者証は、事業所内の見やすい箇所に掲げるものとする。

3 指定工事業者は、給水装置工事の事業の廃止を届け出たとき、又は法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を速やかに管理者に返納するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付の申請をすることができる。

(指定の停止)

第 3 条 指定工事業者が法第 25 条の 11 第 1 項各号に該当する場合において、当該指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しを留保して、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(告示)

第 4 条 管理者は、次に掲げる事項に該当するときは、その旨を告示するものとする。

(1) 法第 25 条の 7 の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったとき。

(2) 前条の規定により、指定工事業者の指定を停止したとき。

(表彰)

第 5 条 管理者は、指定工事業者が水道事業に関し著しく功績が顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

(審査委員会)

第 6 条 管理者は、次に掲げる事項を審議するため、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 法第 25 条の 11 の規定による指定工事業者の指定の取消し
 - (2) 第 3 条の規定による指定工事業者の指定の停止
 - (3) 前条の規定による表彰
- 2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- (委 任)
- 第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- (施行期日)
- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
(北九州市水道局指定工事店規程の廃止)
 - 2 北九州市水道局指定工事店規程（昭和 49 年北九州市水道局管理規程第 3 号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
(旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置)
 - 3 平成 10 年 3 月 31 日において、次の各号のいずれかに該当する者は、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成 8 年厚生省令第 69 号）附則第 2 条第 1 項に定める経過措置の適用並びに水道法施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年厚生省令第 59 号）附則第 2 条に定める経過措置の適用にあたり、平成 11 年 3 月 31 日までの間は旧規程による責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。
 - (1) 旧規程に基づき責任技術者としての登録を受けている者
 - (2) 旧規程に規定する責任技術者としての登録資格を有し、登録期間が満了してない者

付 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日水管規程第 5 号）

- (施行期日)
- 1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規程の施行の際現に交付されているこの規程による改正前の様式による北九州市水道局指定給水装置工事事業者証は、この規程による改正後の様式による北九州上下水道局指定給水装置工事事業者証とみなす。

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

水道法第16条の2第1項の規定により、指
定給水装置工事事業者として次のとおり指定
したことを証明する。

記

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

年 月 日

北九州市上下水道局長 印

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の構成)

第2条 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名（水道部長）
副委員長 1名（配水管理課長）
委員 3名（各工事事務所管理課長及び営業課長）
事務局 （配水管理課）

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を掌理し会議をつかさどる。ただし、委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

(審査委員会の招集)

第4条 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(審査委員会の成立)

第5条 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(職務の代行禁止)

第6条 委員は、その職務を他の者に代行させることができない。

(議事の議決)

第7条 議決は、全会一致を原則とする。ただし、全会一致が困難なときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持)

第8条 審査委員会において審議された内容及び結果については、これを他に漏らしはならない。

(審議事項)

第9条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 水道法（以下「法」という。）第25条の11第1項各号の規定による指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定の取消し

(2) 規程第3条の規定による指定工事業者の指定の停止

(3) 規程第5条の規定による指定工事業者の表彰

(4) その他指定工事業者等に関する事。

2 指定工事業者の違反行為に係る処分基準は、別表1に定めるとおりとする。

3 指定工事業者の表彰に係る基準は、別表2に定めるとおりとする。

(審査委員会の開催等)

第10条 委員長は、処分内容及び表彰について審議するため、審査委員会を開催するものとする。

2 審査委員会は、処分に関し上下水道局長（以下「管理者」という。）の諮問を受け答申する。

3 審査委員会は、表彰に関し管理者がその必要があると認める場合に、当該指定工事業者が別表2に定める表彰基準各号の一に該当することが適当であるかの審議依頼を受け、その結果を管理者に報告する。

4 法第25条の11第1項各号において、あらかじめ必要とされる資格がなかったこと又は資格が失われるに至ったことが判明したとき及び委員長が審査委員会の開催を要しないと認めたときは、審査委員会を開催しないことができる。

(処分の決定)

第11条 処分は、管理者が決する。

(処分の通知)

第12条 管理者は、法第25条の11第1項の各号に基づく指定の取消し又は規程第3条に基づく指定の停止を行うときは、当該指定工事業者に書面をもって通知するものとする。

(表 彰)

第13条 表彰は管理者が決するものとし、手続き等については、必要に応じて定める。

(聴 聞)

第14条 配水管理課長は、法第25条の11第1項の各号に基づく指定の取消し又は規程第3条に基づく指定の停止の処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人となるものについて、意見陳述のため聴聞の手続きを執らなければならない。

2 聴聞の主宰は、総務課長が行う。

3 聴聞に関する事項は、北九州市行政手続条例（平成8年条例第4号）等の定めるところによる。

(委 任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分基準

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項及び北九州市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業管理規程第7号。以下「規程」という。）第3条に該当する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について、次の区分に従い処分を行う。

1. 指定の取消し

指定の要件を欠くに至ったとき、又は違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。

2. 指定の効力の停止（停止6箇月以内）

違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを留保する情状酌量すべき特段の事由があるとき。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反	第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		第1項第2号	2. 厚生省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	取消し	○厚生省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		第1項第3号イ	3. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。
		第1項第3号ロ	4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	取消し	○法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		第1項第3号ハ	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し	○一律に指定を取消す。
		第1項第3号ニ	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し	○一律に指定を取消す。
		第1項第3号ホ	7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤ 警告に従わないとき。 ⑥ その他の違反行為	取消し 停止1～6月 停止1～6月 停止1～3月 停止3～6月 停止1～3月 停止1～6月	○他法秩序違反の常習者や水道法違反の未遂であり、様々なケースがあり得る。 違反行為の程度によって処分の内容は異なるが、再犯の場合は、指定を取消す。
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	第25条の4第1項及び第2項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	取消し	○選任届、解任届を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	取消し	○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	取消し	○変更届を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
			2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取消し	○廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。 この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	停止1月	○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は、記入させるため基本的には起こり得ない。
			2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	停止1月	○工事申込みの際の設計書に記入した配管技能者と施工時の技能者は一致しない場合がある。 技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。
			3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	停止3～6月	○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。 （水道法施行令第6条を除く。） 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			4. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 （令第6条：給水装置の構造及び材質の基準）	停止3～6月	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機器器具を使用したとき。	停止1～3月	○適正な機械器具を備え付けるように指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	停止1～3月	○記録の作成・保存を指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
工事施行に関する義務違反	第25条の11第1項第5号 第6号 第7号	第25条の9 第25条の10	1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	停止1～3月	○当該業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	停止1～3月	○当該業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	停止3～6月	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、処分期間を定める。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
不正申請	第25条の11第1項第8号		1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	取消し	○事実が判明した場合、すみやかに指定を取消す。

指定給水装置工事事業者の表彰に関する基準

表彰基準	<p>管理者は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、表彰することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業に関して、功績が顕著であると認められる者 2 指定工事業者として、永年（北九州市指定工事店規程（昭和49年4月1日水管規程第3号。平成10年3月31日廃止。）に基づき指定された期間を含む。）給水装置工事に従事し、成績が優秀で、他の指定工事業者の模範として認められる者。 3 寒波、渇水、災害又は事故等に際して、その復旧に尽力し、その貢献が多大であり、他の指定工事業者の模範として認められる者。 4 水道技術、その他に関して調査、研究を行い、その成果が大と認められる者。 5 その他、管理者が特に表彰の必要があると認めた者。
表彰方法	感謝状を交付する。
適用除外	<p>表彰基準に該当する指定工事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、表彰しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第25条の11第1項に規定する指定の取消し処分を受け、4年を経過しない者 2 規程第3条に規定する指定の停止処分を受け、2年を経過しない者

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の違反行為に係る処分の審議について、その事務処理に必要な事項を定める。

(報告書等)

第2 各工事事務所管理課長及び営業課長（以下「課長」という。）は、違反行為があったと認められるときは、当該指定工事業者に対し、直ちにその是正及び事情を説明するてん末書（様式1）の提出を求めるとともに事情聴取を行う。

2 課長は、違反行為報告書（以下「報告書」という。様式2）を作成し、てん末書を添付してすみやかに配水管理課長に提出する。ただし、てん末書が提出されない場合は、報告書にその旨を付記する。

(文書による警告等)

第3 配水管理課長は、報告書等が提出された場合において、その違反行為が特に軽微で北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第3条に基づく指定の停止処分には該当しないが、注意等を促すことが必要と認めるときは、警告書（様式3）をもって警告を行うことができる。

(聴聞)

第4 配水管理課長は、聴聞の手続きを執る場合、上下水道局長（以下「管理者」という。）及び水道部長に報告しなければならない。

2 聴聞に関する事項は、北九州市行政手続条例、北九州市上下水道局行政手続条例施行規程及び北九州市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程によるほか、この要領の定めるところによる。

3 その他聴聞の手続きに必要な書面は、北九州市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程による。

(聴聞調書等)

第5 配水管理課長は、聴聞終了後、その結果をすみやかに聴聞調書等により管理者及び水道部長に報告する。

(諮問)

第6 管理者は、前規定の報告を受け処分について審査委員会に諮問する。

(審査委員会の開催等)

第7 審査委員会委員長（以下「委員長」という。）は、前規定の諮問を受けて要綱

第4条に基づき審査委員会を開催し、その審議結果を管理者に答申する。

- 2 要綱第10条第4項の規定により、審査委員会の開催を要しない場合、委員長は、管理者にその旨を報告する。

(処分の決定)

- 第8 管理者は、第7第2項の規定により審査委員会の開催を要しない場合を除き、審査委員会の答申を受け処分を決定する。

- 2 管理者は、審査委員会の開催を要しない場合は、委員長の報告を受け処分を決定する。

(処分の通知)

- 第9 処分を決定したときは、当該指定工事業者に違反行為に対する処分通知書(様式4又は様式5)をもって通知する。

(処分の告示)

- 第10 指定工事業者を処分したときは、規程第4条の規定に基づき告示するとともに、各関係部署に通知する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

様式1

年 月 日

北九州市上下水道局
(東 西) 工事事務所管理課長
営業課長 様

指定給水装置工事事業者の名称

住所又は所在地

代表者

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

て ん 末 書

工 事 場 所			
申 込 者			
工 事 申 込 日			
給水装置工事主任技術者		番 号	

て ん 末 内 容	
-----------------------	--

様式2

年 月 日

配水管理課長 様

(東 西)工事事務所管理課長
営業課長

違反行為報告書

指定給水装置工事事業者が、下記のとおり違反行為を行ったので調査内容を報告します。

記

指定給水装置工事事業者			
代 表 者			
工 事 場 所			
申 込 者			
工 事 申 込 日			
給水装置工事主任技術者		番 号	

違 反 行 為 の 状 況	
---------------------------------	--

様式3

年 月 日

指定給水装置工事事業者の名称

住所又は所在地

代表者 様

北九州市上下水道局
水道部 配水管理課長

警 告 書

工 事 場 所			
申 込 者			
工 事 申 込 日			
給水装置工事主任技術者		番 号	

警 告 内 容	
------------------	--

違反行為に対する処分通知書

指定給水装置工事事業者の名称

住所又は所在地

代表者の氏名

上記の者について、水道法第16条の2第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止する。

- 1 指定の効力停止年月日 年 月 日から 年 月 日 (月間)
- 2 指定の効力停止の根拠 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 第3条
- 3 指定年月日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号

年 月 日

北九州市上下水道局長

印

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北九州市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北九州市を被告として（訴訟において北九州市を代表する者は上下水道局長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置及び受水槽以下の設備（以下「給水装置等」という。）の新設又は改良の工事に必要な資金を融通することにより、その工事の実施を促進し、もって赤水、出水不良、未給水地区等の解消を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 北九州市水道条例(昭和38年条例第119号以下「条例」という。)第3条に規定するものをいう。
- (2) 受水槽以下の設備 水道水を受水するために設けられた水槽及びこれから給水するために設けられた設備をいう。

(資金の預託)

第3条 上下水道局長（以下「局長」という。）は、この融資制度を実施するため、予算に定める範囲内で一定金額の資金を局長が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

(融資金の範囲)

第4条 金融機関は、前条の規定により局長が預託した資金の額にそれと同額以上の自己資金を加えた金額の範囲内で、次条に定める工事に必要な資金の融通を行うものとする。

(融資の対象工事)

第5条 融資の対象となる工事は、次の各号に掲げるもので、これに要する費用が5万円以上のものとする。

- (1) 老朽した給水装置を改良する工事
- (2) 給水装置を共同で使用している者が各戸に専用の給水装置を新設する工事
- (3) 受水槽以下の設備を新設又は改良する工事
- (4) 私道又は配水管が布設されていない公道に給水装置を新設する工事
(宅地内に係るものを除く)
- (5) 給水装置が設置されていない住宅に給水装置を設置する工事

(融資の対象費用)

第6条 融資の対象となる費用は、前条に定める工事に要する費用のうち、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 労力費

- (3) 材料費
- (4) 運搬費
- (5) 口径別納付金
- (6) 設計審査及び工事検査手数料
- (7) 工事監督費
- (8) 間接経費
- (9) その他局長が必要と認める経費

(融資の対象者)

第7条 融資を受けることができる者（以下「融資対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 給水装置等の所有者であること。
- (2) 毎月の収入額（給与明細書等により証明された年間の収入額の12分の1に相当する額）が、融資を受けた資金（以下「融資金」という。）に係る毎月の償還金の額の10倍以上あること。ただし、次条第1項第1号の規定による融資を受ける場合においては、この限りではない。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(共有施設に係る融資の形態)

第7条の2 共同で所有する給水装置等（新設しようとする場合のものを含む。以下「共有施設」という。）に係る工事の融資を受けようとする場合は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 共有施設の所有者（以下「共有者」という。）が、共同で工事費を負担し、共同で受ける融資（以下「共有施設総代人融資」という。）。
- (2) 共有施設の共有者が、各人の負担額について共有者個人で受ける融資（以下「共有施設個人融資」という。）。

2 共有者が前項第1号の融資を希望する場合、共有者のうちから総代人を選定しなければならない。

3 前項に規定する総代人を変更しようとするときは、あらかじめ局長に届け出なければならない。

(連帯保証人)

第8条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、連帯保証人1人をたてなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 北九州市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、申込者と同等以上の償還能力

があると認められる者であること。

(2) 当該工事に係る共有者でないこと。

3 融資を受けている者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人が死亡したとき又は前項に規定する要件を欠くに至ったときは、新たに連帯保証人をたて、直ちに局長に届け出なければならない。

（融資額）

第9条 融資の額は、申込者1人につき5万円以上50万円以下とする。

2 共有施設総代人融資の場合の融資額は、当該工事に係る融資対象者が融資を受けることのできる額の合計額とする。ただし、当該工事1件につき、2,500万円を限度とする。

3 共有施設個人融資の場合において、当該共有施設に係る融資の合計額は、2,500万円を超えることはできない。

（融資の条件）

第10条 融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資の利率 年度当初における住宅金融支援機構の基準金利を超えない範囲で、局長と金融機関が定めた利率とする。
- (2) 償還期間 融資額が15万円以下のとき、2年以内。15万を超え50万円以下のとき、5年以内。共有施設総代人融資で50万円を超えるとき、10年以内
- (3) 償還方法 毎月の元利均等償還とし、融資を受けた日の属する月の翌月から償還を開始する。ただし、融資金の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。
- (4) 延滞金 償還すべき金額にその償還すべき日の翌日から償還した日までの期間の日数に応じ、年14パーセントの割合を乗じて得た額とする。

（融資の申込み）

第11条 申込者は、別に定める融資申込書に必要事項を添えて局長に提出するものとする。

2 融資申込書の受付期間は、毎月1日から10日までとする。

（福岡県警察への照会）

第12条 上下水道局は申込者が第7条第3号の要件を満たしていることを、福岡県警察に照会し、確認するものとする。

(金融機関の責務)

第13条 金融機関は、融資後の融資金に関する一切の責任を負うものとする。

2 金融機関は、毎月の末日現在における融資状況を翌月10日までに局長に報告するものとする。

(重複融資の禁止)

第14条 借受人は、その融資金の償還が終わるまで、この制度による新たな資金の融資を受けることができない。

(融資金の一時返還)

第15条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、返済制限をまたずに融資金に係る未償還金を一時に返還しなければならない。

- (1) 融資を受けて給水装置工事をした家屋を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- (2) 融資を受けた給水装置等を他人に譲渡し、又は廃止したとき。(給水装置を局長に無償譲渡した場合を除く。)
- (3) 虚偽その他不正の方法により融資を受けたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(金融機関)

第2条 要綱第3条により指定する金融機関は、株式会社 西日本シティ銀行とする。

(融資対象工事の範囲)

第3条 要綱第5条に規定する融資の対象となる工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 同条第1号の工事

ア 赤水、不出水若しくは漏水の原因となっている給水装置を布設替えし、又は更生する工事

イ 赤水又は出水不良のため、分岐箇所を変更する工事

ウ 給水装置を整理統合する工事

(2) 同条第2号の工事

地下1階及び地下2階までの建物に係る工事

(3) 同条第3号の工事

ア 受水槽以下の設備（以下「設備」という。）を新設する工事（既設の設備から給水を受けるため、施設分担金等を負担する場合を含む。）

イ 設備の老朽化により、改良する工事

ウ 設備を拡張する工事

(4) 同条第4号の工事

私道又は公道に30メートル以上にわたり給水装置を新設する工事

(5) 同条第5号の工事

ア 給水装置を新たに設置する工事

イ 設備、井戸水配管等から給水装置に切り替える工事

(融資申込額の端数処理)

第4条 融資申込額に1万円未満の端数があるときは、端数は切り捨てるものとする。

(提出書類)

第5条 要綱第11条に定める融資申込書は、第1号様式のとおりとする。

2 要綱第11条に定める必要書類は、次のとおりとする。ただし、要綱第5条第3号に規定する工事に係る場合にあつては、第2号から第4号までの書類とする。

(1) 給水装置工事申込書の写し 1部

(2) 設計書及び見積書の写し 1部

(3) 要綱第8条に定める申込者（以下「申込者」という。）及び連帯保証人の給与証明書又は所得額証明書 各1部

(4) その他局長が必要と認める書類

1 部

(共有施設に係る融資の申込み)

第6条 共有施設総代人融資において、共有者は、共同して共有施設工事融資資金連帯債務保証誓約書(第2号様式)を作成し、これを融資申込書に添付して申し込まなければならない。

2 共有施設個人融資において、申込者は、当該工事に係る他の申込者と共同して共有施設工事融資個人別負担額明細書(第3号様式)を作成し、これを融資申込書に添付して申し込まなければならない。

3 共有施設総代人融資又は共有施設個人融資を受ける場合において、要綱第5条第1号又は第5号の工事に係る融資を同時に受けようとする者は、次の方法によらなければならない。

(1) 共有施設総代人融資の場合にあつては、当該工事の融資申込書を併せて上下水道局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(2) 共有施設個人融資の場合にあつては、共有施設に係る融資申込額に当該工事の融資申込額を加算した額を記載した融資申込書を局長に提出しなければならない。

4 前項の規定による融資において、融資申込額の合計額は、申込者1人につき50万円を限度とする。

(総代理人の責務)

第7条 総代理人は、融資の申込み及び融資金の償還に当たっては、共有者である借受人を代表してこれを行わなければならない。

2 総代理人は、共有者である借受人が要綱第15条第1号又は第2号に該当する場合は、直ちに局長に届け出なければならない。

(融資の決定)

第8条 局長は融資の申込みがあつたときは、現地調査及び書類審査を行い、要綱第5条及び第7条の規定に適合すると認めたときは、第5条第1項に規定する融資申込書を金融機関に送付し、適合しないと認めたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

2 金融機関は、前項の規定により融資申込書の送付を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、融資の可否を決定し、その旨を局長に報告しなければならない。

(しゅん工届)

第9条 設備の工事に係る融資を受ける者は、当該工事が完了したときは、直ちに給水装置工事に準じ、しゅん工届兼検査願を局長に提出し、局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、既設の設備を利用するため施設分担金等を負担した者は、その領収書に分担金等の根拠規約を添えて局長に提出することにより、しゅん工届兼検査願を提出したものとみなす。

(検査完了通知)

第10条 局長は、給水装置又は設備の工事の検査が完了したときは、給水装置工事等しゅん工検査完了通知書(第4号様式。以下「検査完了通知書」という。)を申込者に交付する。

(借受手続)

第11条 申込者は、局長から検査完了通知書の交付を受けたときは、速やかにこれを金融機関に提出し、融資に必要な手続きを行うものとする。

(償還額)

第12条 融資金の償還期間及び毎月の元利均等償還額は、金融機関と申込者が協議し決定する。

付 則

(施行期日)

この要領は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和59年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

給水装置工事資金融資申込書
北九州市上下水道局長 様

工事事務所管理課					所長
係	給水係	係	管理係長	管理課長	

配水管理課			水道部長
係	給水係長	課長	

受 付	番号				
	年 月 日				

下記のとおり融資を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお暴力団の利益になることの有無を確認するため、福岡県警察へ
申込者の照会を行うことに同意します。

項目	申込者	連帯保証人	本人との関係
フリガナ			
氏名	(印)	(印)	
生年・性別 月日	大正・昭和 平成 年 月 日生 男・女		
住所 (TEL)	(TEL)	(TEL)	
勤務先 (TEL)	(TEL)	(TEL)	

注 印鑑証明の印鑑を押して下さい。

融資申込金額 ￥	万円	工事費等見積金額 ￥	万円
希望償還期間 元利均等償還 (回払)		工事施工場所	
希望金融機関 (既設預金)	普通預金 口座番号	銀行 支店 口座名義人	
工事区分	要綱第 条	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5	
工事予定期間	年 月 日	～ 年 月 日	
施行事業者名		(TEL)	

水栓番号		工事費等見積金額内訳	
使用者番号	冊 番 S	前受受託工事費	円
融資査定金額	万円 回払	口径別納付金	円
		材料費・工事費	円
		計	円
備考			

- 添付書類
1. 給水装置工事申込書の写し 1部
 2. 設計書及び見積書の写し 1部
 3. 申込者及び連帯保証人の給与証明書又は所得額証明書 各1部
 4. その他局長が必要と認める書類 1部

(日本産業規格 A4)

年 月 日

給水装置等工事竣工検査完了通知書

申 込 者

様

北九州市上下水道局長 (印)

給水装置工事竣工検査結果、下記のとおり適正に完了したことを認めます。

融資申込受付番号	融資申込受付年月日	年 月 日
工 事 場 所	区		
竣 工 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		
検 査 員 氏 名			
取 扱 金 融 機 関	銀行 支店 (TEL)		

注意： この通知書と申込者及び連帯保証人の印鑑及び印鑑証明書を取扱金融機関に持参して借り受けに必要な手続をして下さい。

給水装置等工事資金融資制度事務手順

番号	扱 者	処 理 内 容
1	申込者	指定工事事業者に工事を申込み。
2	指定工事事業者	給水装置工事資金融資申込書、他添付書類一式を上下水道局工事事務所給水係に提出する。 【注】申込者、連帯保証人とも実印を押印する。 【注】共同で工事を行うものは、別に「共有施設工事融資金連帯債務保証誓約書」を2部提出し、同書に記入されている者すべての所得証明書を添付する。
3	水道工事事務所 給水係	次の次項について確認する。 ① 対象工事の確認 要綱に示す対象工事であること。 【注】必要があれば、現地を確認する。 ② 融資資格の確認 融資申込者が給水装置工事申込書の所有者と同一であること。 福岡県警察署へ申込者が暴力団と関わりがないことを照会する書類を市民文化スポーツ局安全・安心相談センターに提出し、回答をもらうこと。 その他、融資資格条件に合致していること。 ③ 見積書の確認 見積書の内容、算定金額を確認する。 以上不備がなければ給水装置工事資金融資申込書に押印する。
4	管理係	提出書類及び記載事項を確認し、不備がなければ給水装置工事資金融資申込書に押印し、融資台帳に記入する。 【注】受付番号は記入しない。
5	配水管理課給水係	書類を審査 融資申込書に融資査定金額、受付番号を記入し、金融機関用申込書に局長印を押印する。 融資申込書他一式の写しをとって保管し、正本は金融機関に送付する。 【注】融資申込書のうち上下水道局用は正を保管する。

番号	扱 者	処 理 内 容
6	金融機関	融資申込書一式を審査し、結果を配水管理課に報告する。
7	指定工事事業者	工事完了後、所定の検査を受ける。 検査合格後発行される「給水装置等工事竣工検査完了通知書」を、申込者に通知する。
8	申込者	給水装置等工事竣工検査完了通知書を金融機関へ提出する。 【注】普通預金口座のない申込者は、新たに口座を開設する。
9	金融機関	融資手続完了後、申込者と協議のうえ定めた融資金を申込者の口座に振込む。 毎月、末日における融資金償還状況報告書作成し、配水管理課に報告する。

水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領

(目的)

第1条 この要領は、給水方式を水槽式給水から直結式給水へ切り替える際に、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う給水装置工事（以下「管理者施行工事」という。）に関する取扱いを定めるものとする。

(費用の免除)

第2条 管理者は、給水装置工事の申込者（以下「申込者」という。）が負担すべき費用のうち、管理者施行工事に係る費用について、北九州市水道条例第37条の規定により免除することができるものとする。

(適用の要件)

第3条 管理者施行工事の適用を受けようとする給水装置工事は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 既存の給水装置が平成11年以前に設置されたものであること。
- (2) 建物を建て替えせずに直結式給水へ切り替えるものであること。
- (3) 管理者が、道路内の給水装置の増口径が必要と認めたものであること。
- (4) 申込者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(管理者施行工事の範囲)

第4条 管理者施行工事の範囲は、申込みのあった給水装置工事のうち、配水管が布設された道路（公道に限る。以下「道路」という。）内における配水管への取付口から、道路境界直近の止水栓又は仕切弁及びその直近下流側の配管までとする。

(適用の申請)

第5条 申込者は、管理者施行工事の適用を希望するときは、管理者の定める方法で申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、第3条の要件により審査しその結果を申込者に通知するものとする。

(完了の確認)

第6条 申込者は、管理者施行工事について管理者の求めに応じて立会い、完了の確認を行わなければならない。

(記録の作成、保管)

第7条 管理者は、管理者施行工事について、必要な事項の記録を作成するものとする。

2 前項に規定する記録は、該当する給水装置が存続する間、保管するものとする。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに承認された給水装置工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領細則

(目的)

第1条 この要領は、水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領（平成22年5月1日施行。以下「実施要領」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(免除する費用)

第2条 実施要領第2条に規定する管理者施行工事に係る費用は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 北九州市水道条例第8条に規定する工事費
- (2) バルブ操作費
- (3) 洗管水量費
- (4) 広報費
- (5) 検査事務費

なお、管理者施行工事にあたり宅地内の支障となる部分の撤去復旧等に要する費用は、申込者の負担とする。

2 前項の支障となる部分とは、門、塀、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル等をいう。

(申請の受付)

第3条 実施要領第5条第1項に規定する申請は、管理者施行工事の適用申請書（様式1。以下「適用申請書」という。）をもって行うものとする。

2 適用申請書の申込者控えと上下水道局控えは、当該給水装置工事を所管する工事事務所が受けるものとする。

3 管理者は、適用申請書を受けたときは、工事事務所ごとに受付番号を付し、管理するものとする。

4 管理者は、前項の受付を行ったときは、給水装置工事申込書にゴム印で管理者施行申請欄（様式2）を設けるものとする。

5 管理者は、実施要領第5条第2項に規定する審査の結果について、適用申請書（申込者控え）の承認通知欄に公印を押印し、申込者に通知するものとする。

6 管理者は、管理者施行工事が完了したときは、申込者が実施要領第6条に規定する完了の確認を行ったのち、完了確認欄に記名押印した適用申請書（上下水道局控え）を受け取るものとする。

第4条 前条第3項に規定する申請の受付、第4項に規定するゴム印の押印、第5項に規定する承認の通知及び第6項に規定する完了確認の受付は、給水装置工事の申込みの受付担当者（以下「受付担当者」という。）が行うものとする。

(照会)

第5条 受付担当者は実施要領第3条4号に規定する要件に適合していることを、市民文化スポーツ局安全・安心相談センターを經由して、県警察に照会し、確認するものとする。ただし、県警察への照会を省略できる具体的な理由があるときは、省略することができる。

(管理者施行工事の施行の方法)

第6条 管理者施行工事は、直結式給水施行要綱（以下「要綱」という。）、水道用ポリエチレン管施工要領、北九州市上下水道局水道工事標準仕様書及び関係規定並びに関係通知のほか、次の各号の定めにより施行するものとする。

(1) 道路境界直近の止水栓又は仕切弁は、原則として道路境界から概ね1メートル以内に設置する。

(2) やむを得ない事由により、管理者施行工事が公道内にとどまるときは、止水栓又は仕切弁を、公道内の道路境界直近に設置する。

2 管理者は、管理者施行工事について、申込者が依頼した指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）または管理者の指示する水道工事センターに実施させるものとする。

3 管理者施行工事を指定業者が行うときは、北九州市上下水道局簡易工事執行要領に基づき施行するものとする。

4 管理者施行工事を水道工事センターが行うときは、受付担当者は給水装置工事の着工を許可したのち、給水装置工事申込書の記載事項に基づき、管理者施行工事の範囲を明示した資料を作成し、工事事務所給水係の水道工事センター担当者（以下「センター担当者」という。）へ指令を依頼するものとする。

5 センター担当者は、水道工事センターへ指令する際、修繕工事受付メモに直結切替印（様式3）を押印するものとする。

6 センター担当者は、工事精算登録を入力する際、予算区分として「直結切替促進」を選択するものとする。

(記録の作成、保管の方法)

第7条 管理者施行工事に係る記録の作成及び保管は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 受付担当者は、第3条第1項に規定する申請があったときは、同条第3項の規定により管理者施行工事の適用申請台帳（様式4。以下「台帳」という。）に登録する。

(2) 受付担当者は、管理者施行工事の清算が完了したときは台帳に修繕工事番号、工種と指定材料を合計した工事費、支給材料費、検査事務費及び完了年月日を記入する。

(3) 受付担当者は、第3条第6項の規定に基づく完了確認の提出があったときは、給水装置工事申込書に添付する。

(4) 受付担当者は、四半期ごとに台帳をもって工事事務所長へ報告を行う。

(5) 前条の報告を受けた工事事務所長は、当該台帳をもって配水管理課長へ報告を行う。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行の日の前日までに承認された給水装置工事については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年7月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この細則は、令和2年11月1日から施行する。

受付番号：

管理者施行工事の適用申請書（申込者控え）

年 月 日

北九州市水道事業管理者
上下水道局長 様

申請者（給水装置工事の申込者）

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 _____ 年 月 日

性 別 _____ 男・女

連 絡 先 _____

適用を申請する給水装置の水栓番号	(区)
切り替え前の水栓番号	
手続等を委任する指定給水装置工事事業者	(指定番号)

- 1 給水方式を水槽式給水から直結式給水へ切り替える際に必要となる給水装置工事について、道路内の工事を上下水道局で施行して頂くよう申請します。
- 2 申請にあたって以下の事項を承諾します。
 - (1) 道路内の工事に関する位置、工程等の調整に協力し、道路掘削占用申請に必要な資料を提供します。
 - (2) 宅地内における公私境界直近まで給水装置を設置するため、上下水道局の工事で宅地内を掘削することに同意します。
 - (3) 宅地内の工事にあたり支障となる門、塀、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル、その他（ ）の撤去復旧に要する費用は、申込者において負担します。
 - (4) 上下水道局が行う宅地内の工事の埋戻しは発生土によることに同意します。
 - (5) 上下水道局の工事に立ち会って完了を確認し、完了確認書を提出します。
 - (6) 本件に関して利害関係人及び第三者から異議の申立てがあったときは、申請者の責任において解決します。
- 3 暴力団の利益になることの有無を確認するため、県警察へ照会を行うことに同意します。

【承認通知】

申請のあった上記の件について、管理者施行工事の適用を承認 する・しない。

北九州市水道事業管理者 上下水道局長 印

受付番号：

管理者施行工事の適用申請書（上下水道局控え）

年 月 日

北九州市水道事業管理者
上下水道局長 様

申請者（給水装置工事の申込者）

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ (※)

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日 昭和・平成 _____ 年 月 日

性 別 _____ 男・女

連 絡 先 _____

適用を申請する給水装置の水栓番号	(区)
切り替え前の水栓番号	
手続等を委任する指定給水装置工事事業者	(指定番号)

- 1 給水方式を水槽式給水から直結式給水へ切り替える際に必要となる給水装置工事について、道路内の工事を上下水道局で施行して頂くよう申請します。
- 2 申請にあたって以下の事項を承諾します。
 - (1) 道路内の工事に関する位置、工程等の調整に協力し、道路掘削占用申請に必要な資料を提供します。
 - (2) 宅地内における公私境界直近まで給水装置を設置するため、上下水道局の工事で宅地内を掘削することに同意します。
 - (3) 宅地内の工事にあたり支障となる門、塀、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル、その他 () の撤去復旧に要する費用は、申込者において負担します。
 - (4) 上下水道局が行う宅地内の工事の埋戻しは発生土によることに同意します。
 - (5) 上下水道局の工事に立ち会って完了を確認し、完了確認書を提出します。
 - (6) 本件に関して利害関係人及び第三者から異議の申立てがあったときは、申請者の責任において解決します。
- 3 暴力団の利益になることの有無を確認するため、県警察へ照会を行うことに同意します。

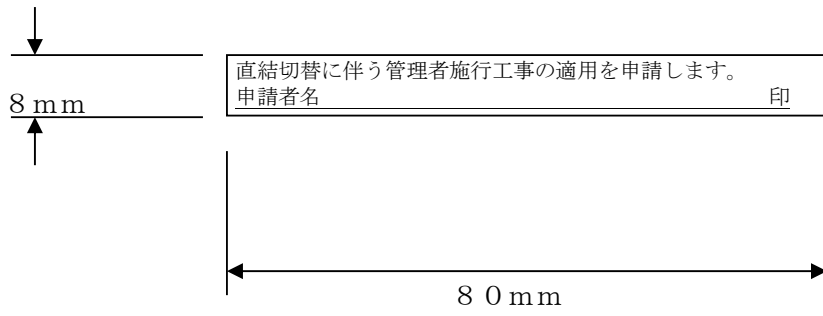
【完了確認】

上下水道局が行う給水装置工事について完了を確認しました。

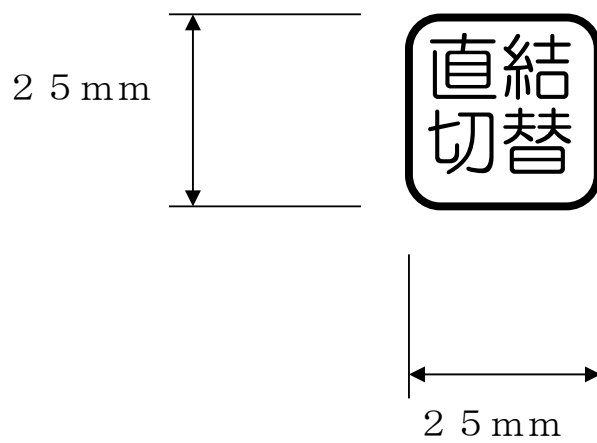
申請者（給水装置工事申込者） _____ (※)

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

管理者施行申請欄



直結切替印



配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、配水管への取付口から水道事業管理者（以下「管理者」という。）が給水装置に設置した水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水管（継手等を含む。）について、水質の確保及び漏水防止を目的として管理者が行う給水装置工事（以下「工事」という。）に関する取扱いを定めるものとする。

(給水装置の管理等)

第2条 給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）は、善良な自己の責任をもって給水装置を管理し、異状があるときは、ただちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出がなくても、管理者が必要と認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

第2章 施 行

(対象給水装置)

第3条 工事の対象は、北九州市水道事業から給水を受ける給水装置とする。ただし、北九州市水道条例第28条の別表第2に定める用途が臨時用のものは除く。

(工事の種類)

第4条 工事の種類は、次のとおりとする。

(1) 鉛管取替工事

鉛管をポリエチレン管に取替える工事をいう。

(2) 応急修繕工事

鉛管を除く給水管の自然漏水を応急修繕する工事をいう。

2 前項第2号の応急修繕工事における自然漏水及び応急修繕とは、次のものをいう。

(1) 自然漏水

人為的要因がなく、かつ腐食又は振動等により発生した漏水をいう。

(2) 応急修繕

自然漏水を必要最小限の範囲に限定して、一時的に止める応急的処置をいう。

(適用の範囲)

第5条 工事における適用の範囲は、次のとおりとする。

(1) 鉛管取替工事

配水管への取付口からメーターの下流側直近までに布設された鉛管及びその継手とする。

(2) 応急修繕工事

① 私道内に布設された給水管とする。

② 宅地内に布設されたメーターまでの給水管とする。ただし、三階建て以上の建物で、一戸建て専用住宅を除く直結式給水の場合は、直結式給水施行要綱6-8の(1)②に定める取出し管に設置した逆流防止器具の上流側に布設された給水管とする。

(応急修繕工事の回数)

第6条 応急修繕工事の回数は、一給水装置につき一回を原則として実施する。

(所有者等の同意)

第7条 工事を行なうにあたっては、次の各号に定める事項について、所有者等の同意を得るものとする。

(1) 費用負担の区分

(2) 掘削及び埋戻し等の施工上の条件

(3) 第三者からの異議に対する責任

(4) その他必要な事項

(工事費用の免除)

第8条 所有者等が負担すべき工事に要する費用は、北九州市水道条例第37条の規定により免除することができる。ただし、施工に際して支障となる部分の復旧に要する等の費用は、所有者等の負担とする。

2 前項の支障となる部分とは、門、塀、柵、樹木、構造物、石垣、擁壁法面、コンクリート、石張り、タイル等をいう。

(施工)

第9条 工事の施工は、直結式給水施行要綱、水道用ポリエチレン管施工要領及び北九州市上下水道局水道工事標準仕様書に基づくほか、各関係規定によるものとする。

2 宅地内の工事における埋戻しは、発生土を使用する。

- 3 前条第2項に定める支障となった部分において、所有者等が復旧するまでの間、簡易な補修を必要とする場合は、モルタル又はレミファルトを使用する。

第 3 章 事務手順

(届 出)

第10条 工事は、所有者等から届出があった場合又は管理者が必要と認めた場合に行なうものとする。

(調 査)

第11条 所有者等から届出があったとき又は管理者が工事を行なおうとするとき、工事事務所の担当者（以下「担当者」という。）は、別に定める修繕工事受付票（以下「受付票」という。）に必要事項を記入し、維持管理工事施行要綱第2条に規定する水道工事センターに工事の調査を指示するものとする。ただし、管理者が調査の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の指示があった場合、水道工事センターは、すみやかに調査を行い、その結果を担当者に報告するものとする。

(同 意)

第12条 工事を行なうにあたって、管理者は、所有者等の同意を施工同意書兼工事費用免除申請書（以下「同意書兼免除申請書」という。様式）をもって確認するものとする。

(工事費用の免除申請)

第13条 所有者等は、第8条第1項の工事に要する費用の免除を受けようとするときは、同意書兼免除申請書を管理者に提出しなければならない。

(同意書兼免除申請書の作成)

第14条 担当者は、同意を得るにあたって、同意書兼免除申請書に掲げる受付No.、工事の種類、当該給水装置の水栓番号、予定掘削幅及び延長等を記入し、その予定掘削幅及び延長、埋戻しの方法、復旧の費用負担及び第三者からの異議に対する解決責任等について、あらかじめ所有者等に周知しなければならない。

- 2 所有者等が、前項について同意したとき及び工事に要する費用の免除を受けるとき、所有者等は、同意書兼免除申請書に日付、住所、氏名及び電話番号を記入し押印するものとする。
- 3 第1項の予定掘削幅及び延長に変更が生じた場合、担当者は、決定掘削幅及び延長を記入し、再度、所有者等の同意を得るものとする。

(施工の指示)

第15条 工事を実施する場合、担当者は、水道工事センターに、別に定める修繕（維持管理）工事指示票兼完了報告票（以下「指示票」という。）をもって、施工の指示を行うものとする。

(適正な施工等)

第16条 水道工事センターは、前条の施工の指示を受けたときは、第9条の規定に基づき、工事を適正かつ迅速に行なわなければならない。

2 施工の完了後、水道工事センターは、指示票に必要事項を記入し同意書兼免除申請書を添付して、すみやかに担当者に提出しなければならない。

(工事経歴の記入)

第17条 前条第2項の報告があったとき、担当者は、所有者等の別に定める給水装置工事申込書に、次の事項を記入するものとする。

- (1) 工事の種類
- (2) 完了年月日
- (3) 施工範囲又は箇所
- (4) 使用材料及び口径
- (5) その他必要事項

(同意書兼免除申請書の保存)

第18条 担当者は、工事の完了後、同意書兼免除申請書を保存する。

(その他)

第19条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 共同住宅の基準緩和及び修繕工事の局負担拡大について（北九水給業第167号 昭和62年10月19日 給水部長通知）は廃止する。
- 3 鉛管取替工事实施要領（平成13年9月1日施行）は廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

受付 No.
<input type="checkbox"/> 鉛管取替工事 <input type="checkbox"/> 私道内応急修繕工事 <input type="checkbox"/> 宅地内応急修繕工事 <input type="checkbox"/> 老朽給水管取替工事

完了 年 月 日
水栓番号
工事施工住所※

※工事施工箇所が、給水装置の所有者又は使用者の住所と異なる場合に記入

施工同意書兼工事費用免除申請書

年 月 日

北九州市水道事業管理者
 上下水道局長 様

(給水装置の所有者又は使用者)

住 所 _____

氏 名 (※) _____

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 _____

1 給水装置工事の施工に際しては、下記の事項について同意し、異議は一切申し立てません。

(1) 宅地内等の掘削を了承します。【予定幅 () m × 延長 () m】
 【決定幅 () m × 延長 () m】

(2) 掘削埋戻しは、発生土によることを了承します。

(3) 施工に際して、支障となる【門、塀、柵、樹木、石垣、擁壁法面、構造物、その他 ()】の復旧は、給水装置の所有者又は使用者の費用負担において行います。

(4) 本件に関して、第三者から異議の申立てを受けたときは、給水装置の所有者又は使用者が責任をもって解決します。

(5) その他 _____

2 給水装置工事に要する費用の免除を申請します。

なお、本工事施工後の維持管理(宅地内)は、引き続き、給水装置所有者又は使用者の責任において行います。

また、給水装置の所有権を市に譲渡することはありません。

配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領細則

1 基本事項

(目的)

第1 この細則は、配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領（以下「実施要領」という。）第19条の規定に基づき、鉛管取替工事及び応急修繕工事（以下「工事」という。）について、その実施細目を定め、適正な施行を図ることを目的とする。

(所有者等の費用負担)

第2 実施要領第8条第1項のただし書で定める給水装置の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が負担する費用とは、次のものをいう。

- (1) 工事の施工に際して、支障となる部分の復旧に要する費用
- (2) 第10第3号により、水道メーター（以下「メーター」という。）の設置箇所を変更した場合で、既設給水管に接続するためメーターの下流側に給水管を布設する費用

(実施)

第3 工事は、実施要領第12条に規定する施工同意書兼工事費用免除申請書（以下「同意書兼免除申請書」という。）により、同意が確認されたものについて実施する。ただし、同意が得られない場合にあっても、工事事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めたときは、公道内で行なう鉛管取替工事は実施することができる。

2 共通細目

(適用の範囲)

第4 実施要領第5条に規定する工事における適用の範囲を別図に定める。

- (1) 鉛管取替工事は、別図1のとおりとする。
- (2) 応急修繕工事は、別図2～別図4のとおりとする。

(同意の確認)

第5 工事事務所の担当者(以下「担当者」という。)は、同意を得た場合、給水係長へその旨を報告する。また、給水係長は所長へ報告し、所長は、同意書兼免除申請書をもって同意の確認を行う。なお、同意が得られない場合は、その顛末を同意書兼免除申請書に記入する。

(修繕(施工)区分)

第6 実施要領第15条に規定する修繕(維持管理)工事指示票兼完了報告票の修繕(施工)区分の欄で選択する項目は、次のとおりとする。

- (1) 鉛管取替工事においては、2 公費(PE管)とする。
- (2) 応急修繕工事においては、私道内の応急修繕工事が1 公費(私道)、宅地内の応急修繕工事は5 維持管理とする。

3 鉛管取替工事

(鉛管台帳の作成)

第7 所長は、鉛管取替工事(以下、この章において「工事」という。)を計画的に実施するために鉛管台帳を作成する。

2 鉛管台帳は、鉛管調査一覧表及び鉛管箇所図とする。

(工事の種類)

第8 工事の種類は、次のとおりとする。

(1) 計画鉛管取替工事

所長が鉛管台帳により定めた鉛管取替工事実施計画に基づき実施する工事をいう。

(2) その他の鉛管取替工事

計画鉛管取替工事以外の工事をいう。

(周 知)

第9 所長は、工事の実施にあたり、必要に応じて給水管取替のお知らせ(細則様式第1号)で所有者等への周知を行う。

(施 工)

第10 施工は、次のとおり行なうものとし別図に定める。

- (1) 公道内に、止水栓又はメーター等が設置されている場合は、原則として宅

地内に移設する。(別図5)

- (2) メーターが公私境界から延長がある箇所に設置されている場合又は検針の困難な箇所に設置されている場合は、公私境界の直近に移設する。(別図6)
- (3) 宅地内に障害物があるときで、同一経路に布設することが困難な場合は、配水管への取付口、布設の位置又はメーターの設置箇所を変更することができる。(別図7)
- (4) 石垣、擁壁法面、石張り又は構造物等があるときで、埋設が困難な場合は、その部分を露出で配管することができる。ただし、そのときは、強固なさや管で防護するなど適正な措置を講じるものとする。(別図8)

(工事経歴の記入等)

第11 担当者は、工事の完了後、実施要領第17条に基づき、給水装置工事申込書に鉛管取替工事实施済印(細則様式第2号)を押印し、完了年月日、工事の範囲等を記入するとともに、鉛管台帳の修正を行なう。

(実施状況の報告)

第12 担当者等は、工事の実施状況について、次の要領で報告を行なう。

- (1) 水道工事センターは、計画鉛管取替工事又はその他の鉛管取替工事を実施した場合、給水装置工事申込書修正確認書(細則様式第3-1号)に施行店名、番号、受付No.、水栓番号、給水装置の所有者及び住所を記入し、毎月ごとに担当者へ報告する。
- (2) 請負工事等によって計画鉛管取替工事又はその他の鉛管取替工事を実施した場合、請負工事等の担当者は、施工者名、工事名、施工区、番号、水栓番号、給水装置の所有者、住所及び布設替えした既設管の管種を記入した給水装置工事申込書修正確認書(細則様式第3-2号)の写しを担当者へ渡す。
- (3) 担当者は、計画鉛管取替工事实施件数及びその他の鉛管取替工事实施件数を給水装置工事申込書修正確認書に記入するとともに、鉛管取替工事实施件数等報告書(細則様式第4-1号及び同第4-2号)に工事の種類別実施件数及び工事費用を集計し、給水係長に報告する。また、給水係長は所長に報告する。
- (4) 所長は、鉛管取替工事实施件数等報告書(写)をもって、配水管理課長へ工事の実施状況を報告する。
- (5) 配水管理課の担当者は、鉛管取替工事实施件数等報告書(写)から鉛管取替工事实績表(細則様式第5号)に当該月までの工事の全実施件数及び全工事費用を集計して、給水係長へ報告する。また、給水係長は、配水管理課長へ報告する。

(鉛管取替工事实施表等の保存)

第13 所長は、同意書兼免除申請書、給水装置工事申込書修正確認書及び鉛管取替工事实施件数等報告書を保存する。また、配水管理課長は、鉛管取替工事实施件数等報告書(写)及び鉛管取替工事实績表を保存する。

4 応急修繕工事

(工事の種類)

第14 実施要領第4条第1項第2号に規定する応急修繕工事(以下、この章において「工事」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 漏水調査業務委託に基づく応急修繕工事

漏水の可能性が高いと判断される箇所において行なう漏水調査に基づき実施する工事をいう。

(2) その他の応急修繕工事

市民通報等に基づき実施する工事をいう。

(工事経歴の記入)

第15 担当者は、工事の完了後、実施要領第17条に基づき、給水装置工事申込書に応急修繕工事实施済印(細則様式第6号)を押印し、漏水箇所、完了年月日及びその他必要事項を記入する。

(実施状況の報告)

第16 担当者等は、工事の実施状況について、次の要領で報告を行なう。

(1) 水道工事センターは、応急修繕工事实施表(細則様式第7号)に施行店名、受付No.、水栓番号等を記入し、応急修繕工事实施件数集計表(細則様式第8号)で私道内及び宅地内別等の実施件数を集計して、応急修繕工事实施表とともに毎月ごとに担当者へ報告する。

(2) 担当者は、前号の報告を受けて、応急修繕工事实施件数等報告書(細則様式第9-1号又は第9-2号)に私道内及び宅地内別等の実施件数及び工事費用を集計し、給水係長へ報告する。また、給水係長は所長へ報告する。

(3) 所長は、応急修繕工事实施件数等報告書をもって、配水管理課長へ工事の実施状況を報告する。

(4) 配水管理課の担当者は、応急修繕工事实施件数等報告書から応急修繕工事实績表(細則様式第10号)に当該月までの工事の全実施件数及び全工事費用を集計して、給水係長へ報告する。また、給水係長は、配水管理課長へ報告する。

(応急修繕工事実施表等の保存)

第17 所長は、同意書兼免除申請書、応急修繕工事実施表、応急修繕工事実施件数集計表及び応急修繕工事実施件数等報告書を保存する。また、配水管理課長は、応急修繕工事実施件数等報告書(写)及び応急修繕工事実績表を保存する。

付 則

(施行期日)

1 この細則は、平成14年9月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

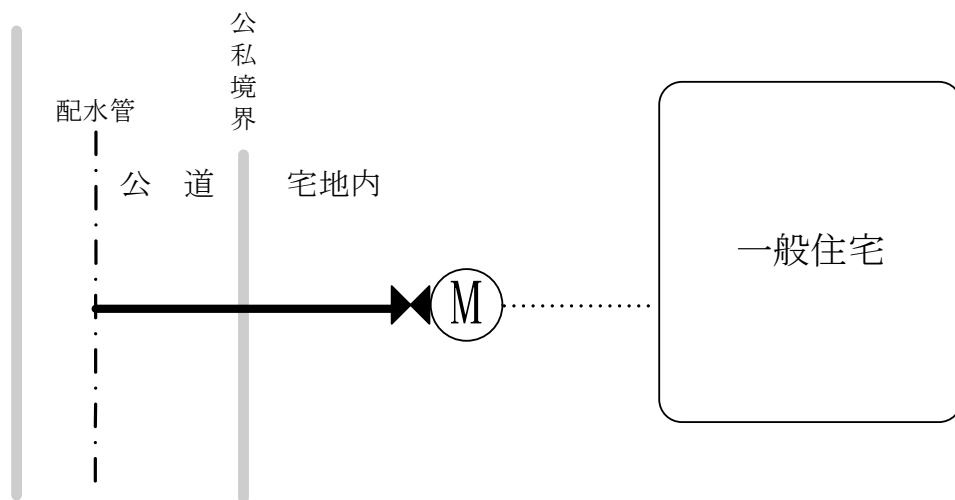
1 この細則は、平成16年7月1日から施行する。

鉛管取替工事

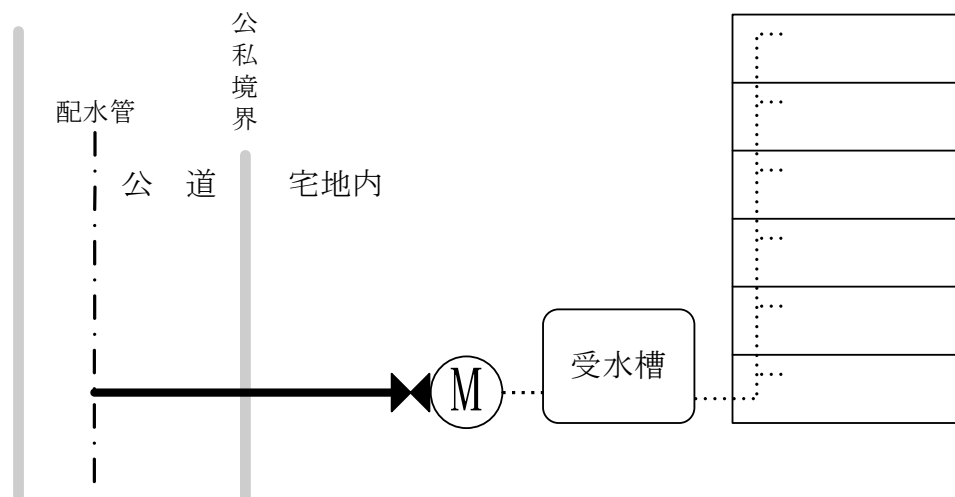
共通凡例

- ⊗ バルブ等
- Ⓜ 水道メーター
- 適用範囲

一般住宅の場合

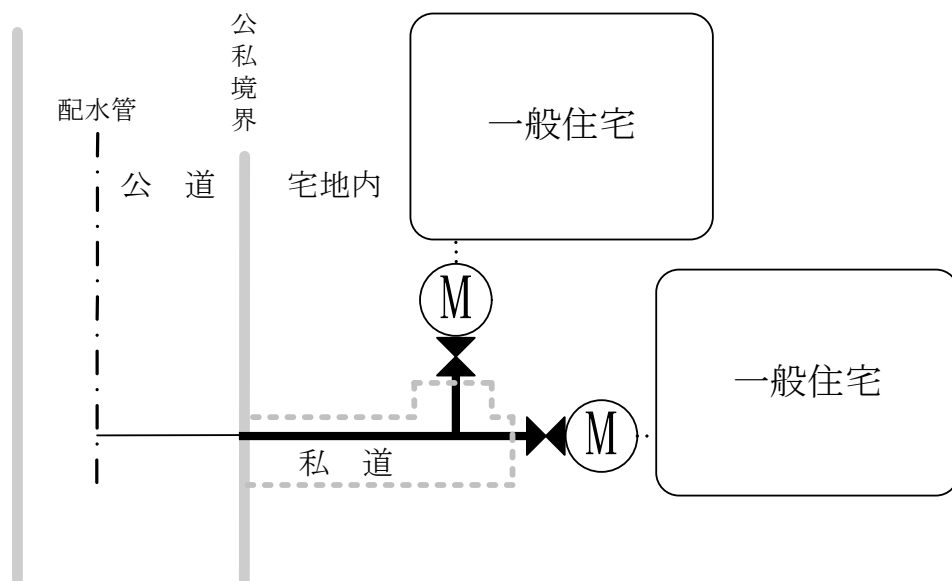
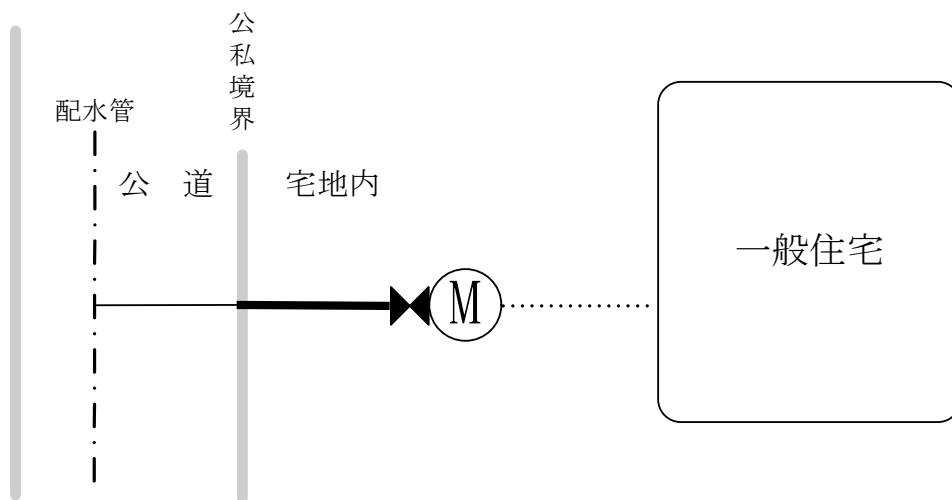


集合住宅の場合

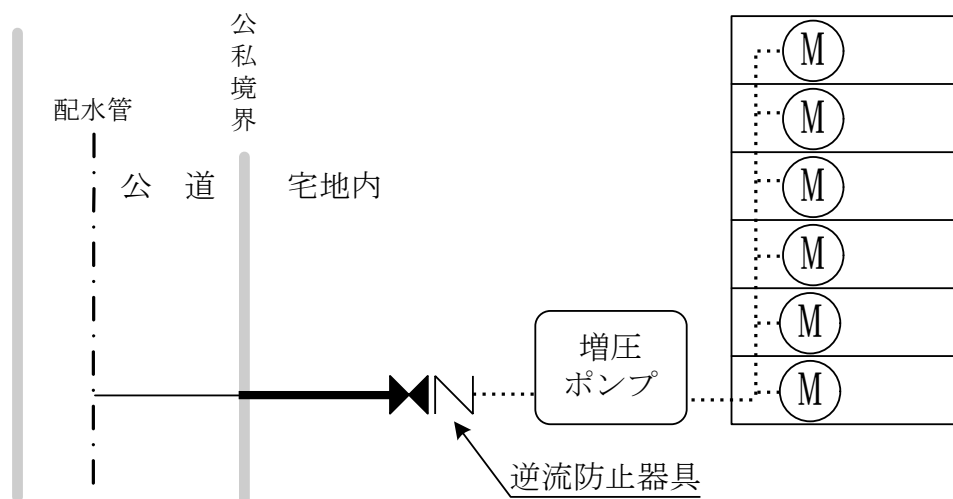
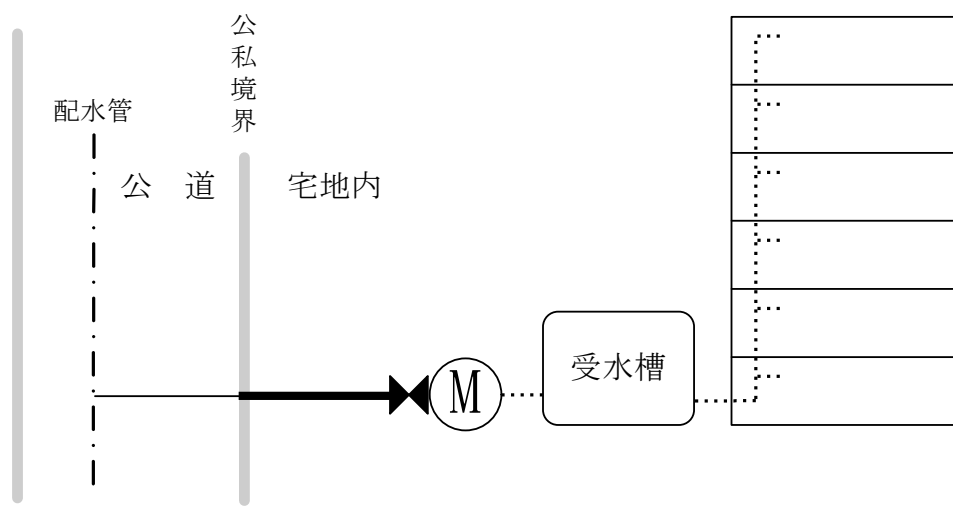


応急修繕工事

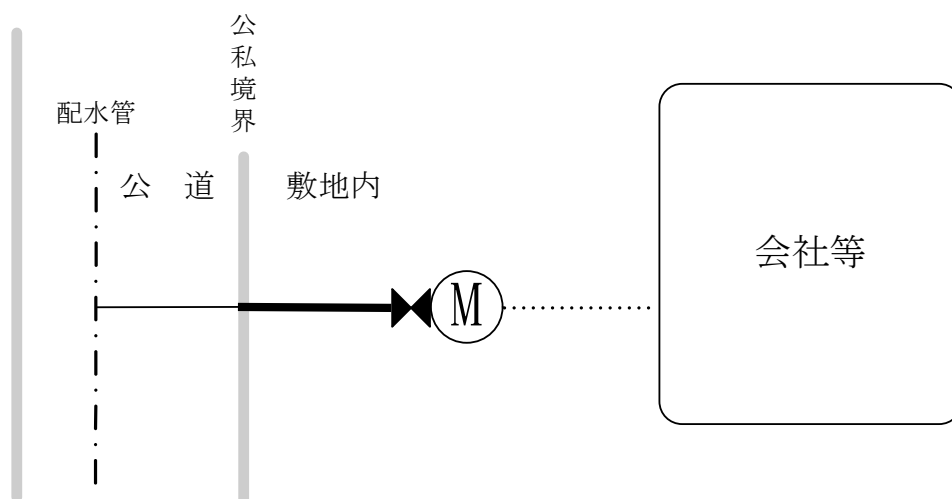
一般住宅の場合



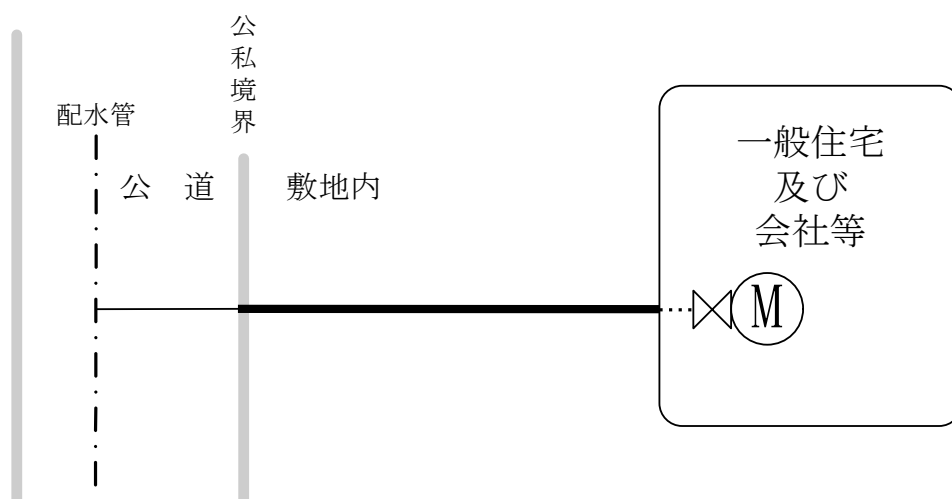
集合住宅の場合

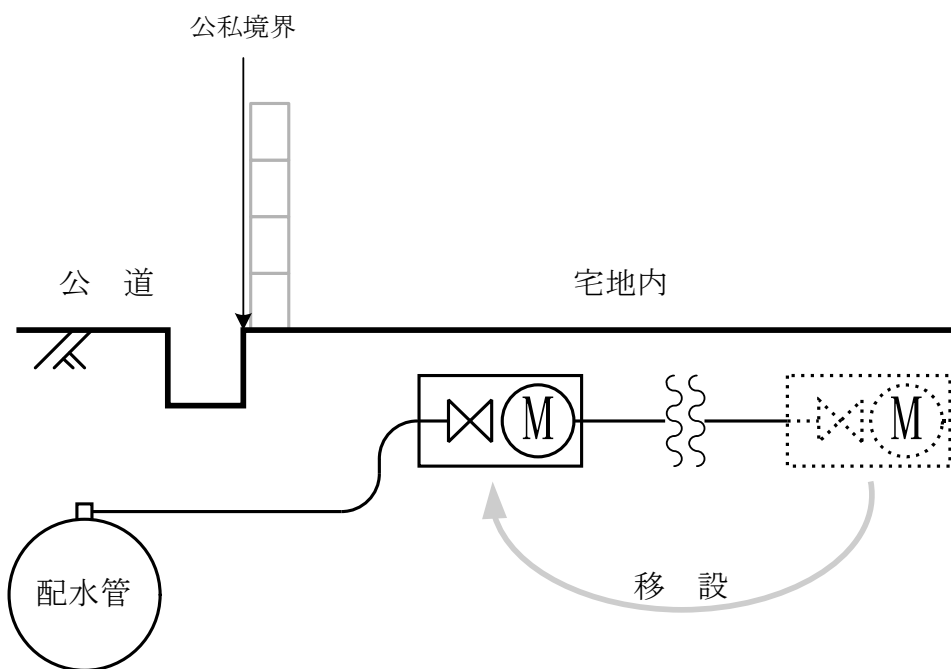
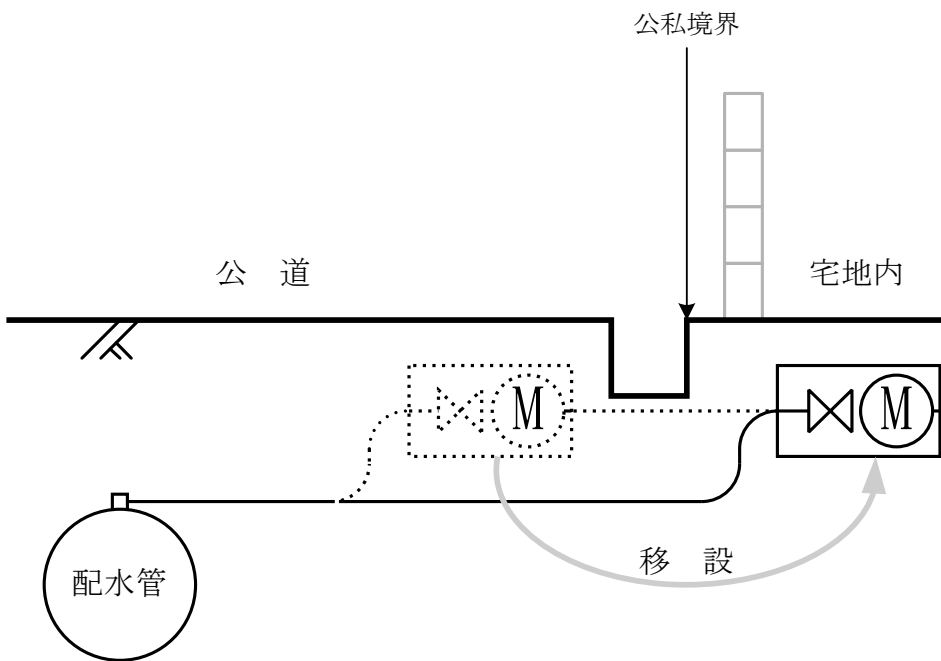


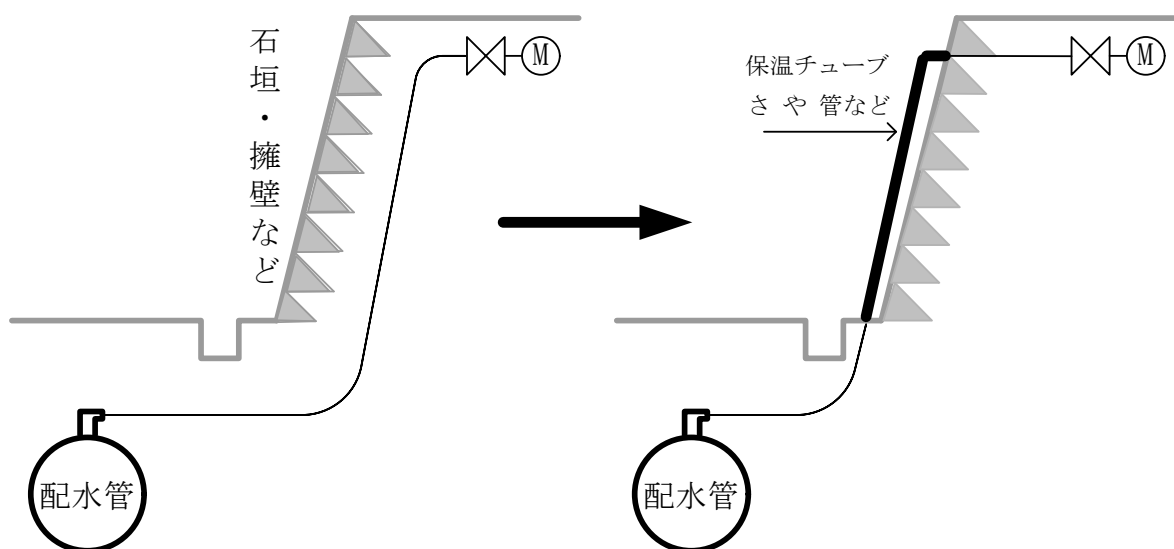
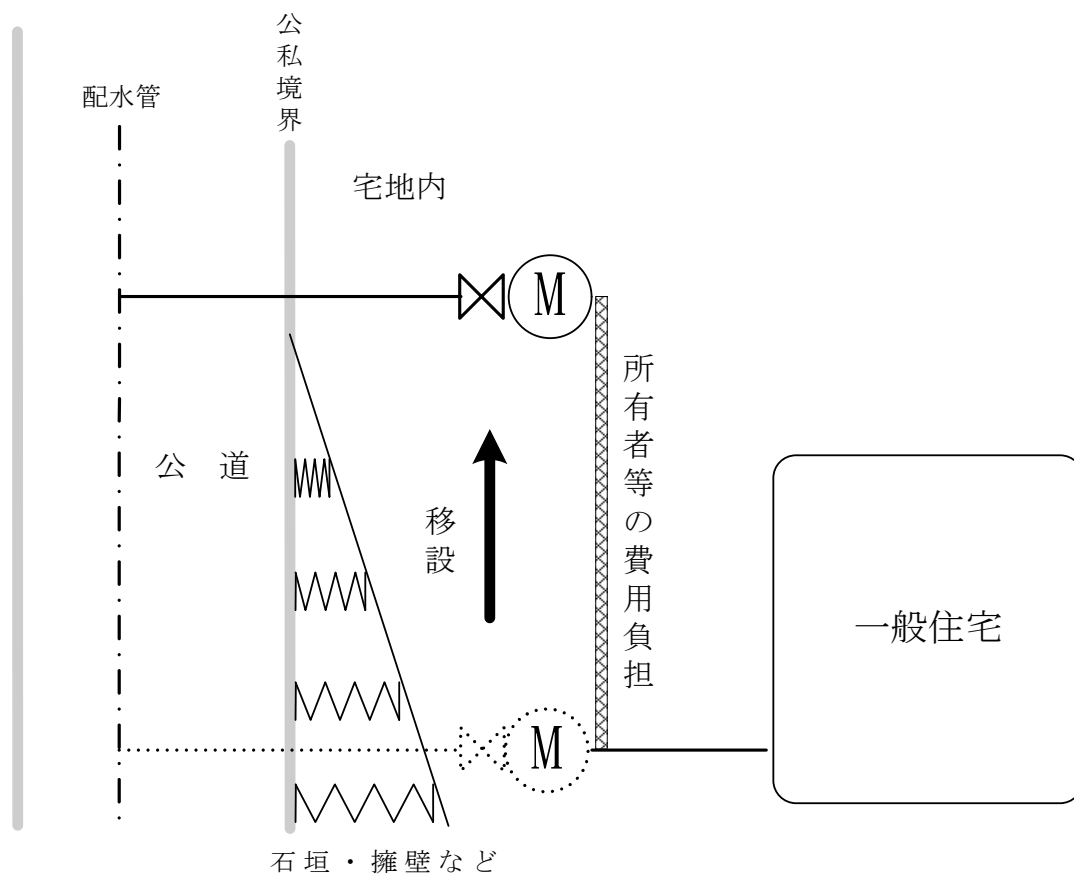
会社等の場合



水道メーターが建築物内にある場合





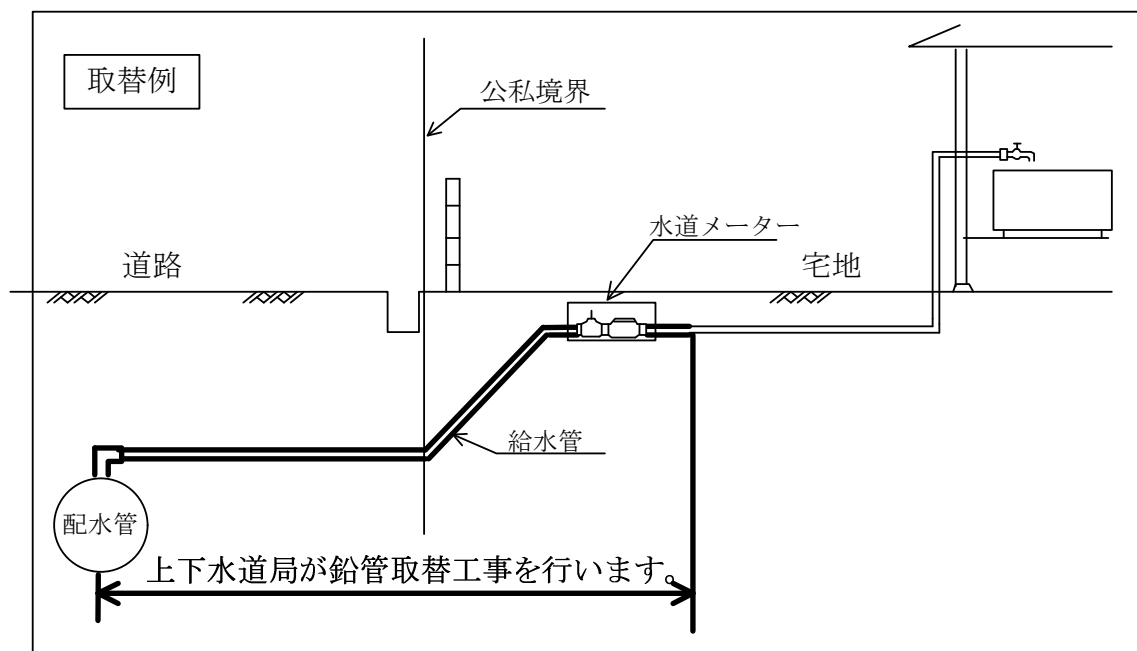


給水管取替のお知らせ

上下水道局では、鉛管解消のため水道メーターまでの鉛管をポリエチレン管に取替える工事を行っております。

施工にあたっては、下記のご協力が必要になりますので、ご理解をお願い致します。

- 1 工事は、同意の得られたものについて実施します。
 - 2 門、塀、樹木、タイルなど、工事に支障となる部分の復旧に要する費用は、所有者などの負担になります。
- ※ 従来どおり、水道メーターから蛇口側の工事は、所有者などの費用負担になります。



<問合せ先>

上下水道局東部工事事務所給水係 TEL 932-5790

上下水道局西部工事事務所給水係 TEL 644-7820

備考

鉛管取替工事実施済印

給水管布設替済印
() 年 月 日
() 年 月 日
1. 配水管から水道メーターまで
2. 配水管から第1止水栓まで
3. 第1止水栓から水道メーターまで

鉛管取替工事実施件数等報告書

(年度)

工 事 種 別	戸 地 区			八 幡 東 区			八 幡 西 区			若 松 区			西 部		
	業者名	金額(円)	件数	業者名	金額(円)	件数	業者名	金額(円)	件数	業者名	金額(円)	件数	業者名	金額(円)	件数
	小計	金額(円)	件数	小計	金額(円)	件数	小計	金額(円)	件数	小計	金額(円)	件数	小計	金額(円)	件数
4 月 分															
5 月 分															
6 月 分															
7 月 分															
8 月 分															
9 月 分															
10 月 分															
11 月 分															
12 月 分															
1 月 分															
2 月 分															
3 月 分															
合 計															

※計画 ... 鉛管台帳により定めた鉛管取替工事実施計画に基づき実施する工事
 その他 ... 計画以外の鉛管取替工事

鉛管取替工事実績表

工 号	門 西 区		小 倉 北 区		小 倉 南 区		東 部		戸 畑 区		八 幡 東 区		八 幡 西 区		若 松 区		西 部		合 計		
	業名	件数	業名	件数	業名	件数	業名	件数	業名	件数	業名	件数	業名	件数	業名	件数	業名	件数			
	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)			
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					
その他																					
計画																					

応急修繕工事実施済印

私道内 宅地内	給水管の応急修繕工事
完了年月日	年 月 日
その他必要事項	

応急修繕工事実施表

工事事務所長 様

水道工事センター施行店

年度 月分

	受付No.	水栓番号	私道内・宅地内	漏水状況	工事の種類
				地上・地下	委託・その他
1			私・宅	上・下	委・他
2			私・宅	上・下	委・他
3			私・宅	上・下	委・他
4			私・宅	上・下	委・他
5			私・宅	上・下	委・他
6			私・宅	上・下	委・他
7			私・宅	上・下	委・他
8			私・宅	上・下	委・他
9			私・宅	上・下	委・他
10			私・宅	上・下	委・他
11			私・宅	上・下	委・他
12			私・宅	上・下	委・他
13			私・宅	上・下	委・他
14			私・宅	上・下	委・他
15			私・宅	上・下	委・他

工事の種類

- ・委託…漏水調査によるもの
- ・その他…市民通報等によるもの

応急修繕工事実施件数集計表

工事事務所長 様

水道工事センター施行店

年度 月分

; 実施件数

漏水状況	地 上		地 下		計
	委 託	その他	委 託	その他	
私 道 内					
宅 地 内					

応急修繕工事実施是件数等報告書

年度	工事の種別	工事の状況	門司区						小倉北区						小倉南区						東部	
			業者名		小計		業者名		小計		業者名		小計		業者名		小計		合計			
			件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
地上	私道内	委託																				
		他																				
		合計																				
地下	宅地内	委託																				
		他																				
		合計																				
月分																						
地上	私道内	委託																				
		他																				
		合計																				
地下	宅地内	委託																				
		他																				
		合計																				
月分																						
地上	私道内	委託																				
		他																				
		合計																				
地下	宅地内	委託																				
		他																				
		合計																				
月分																						
地上	私道内	委託																				
		他																				
		合計																				
地下	宅地内	委託																				
		他																				
		合計																				
月分																						
累計																						

工事の種類
委託……課外調査によるもの
他 ……市長選別によるもの

